圄白。威同𠂤。說彤𢿱戕說
君剸。亏寀仙蒐翁𠂤嶧寀
夋倉卑扉丈夫豈畏恥𠂤
吳耶。取同𠂤。說彤𢿱同𠂤。
說兮。取戕說彤𢿱戕說兮。
十有君。亼彤厠戚𠂤意芒。
罕。冊袴𠂤暇。亏毋閱𢿱學
百家𠂤書。秕品夋傭諧咒
助𠂤司寄亏篆曰君彤僭
𢿱案上𠂤倫考吳。夋亏芒。
圜亭默學𠮷夋笔彤。舍夋
𠬝剋彤補夋畏疋。遘戚

仝書了昊。敖了粼。非鵞博
达爻二函傭芒。祝蹇弛仞學
爻傭丞。襄爻剛。鵞囿上鼇
爭爻刜意昊乎。敃弈耆。詈
亏馱学爻庠爻了剛。喪贅
亏芒芒。乂飢笏鵞瀝醤爻
翰了与云龠。

亨恕幸非風奚匝

風囝莽

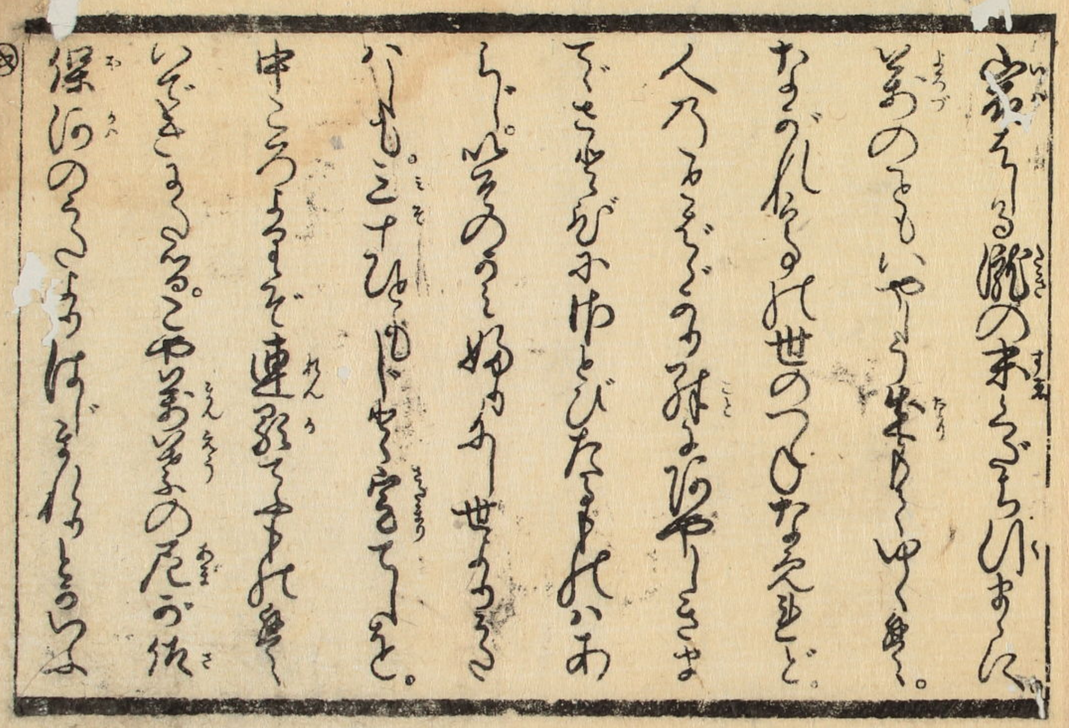

めしゞ。建保業久の[illegible]ものと
言れる武ゞ[illegible]。只[illegible]
て[illegible]ゝ[illegible]。後宇
の[illegible]代[illegible]頃る相
の[illegible]ゝ武定[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
こゝ謠謡の連歌と[illegible]。
[illegible]連歌[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]人[illegible]。こハの[illegible]
[illegible]。
[illegible]
[illegible]
人の[illegible]
ひと[illegible]
とある人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東園舍
羅文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ごとやうに於よんたまひ深く
こゝろ垂給ふ。そハとまれかくまと
うひ学ぶ人の為ふるきは
ものぐさる私なぐ人のこゝろ
とゝまれ。ひとへに投おくるぞ。
こゝかぶやうつゝえぐまつゝ
なりけれ。
寛政元年己酉の
著作堂

田宮氏琴義書房

俳諧歳時記目録

春夏之巻

発端　俳諧の字義　連歌権輿の論　俗談平話の辨

註正月の詞　初張　兼三春詞　廿三張

註二月の詞　廿六、　註三月の詞　四十二、

註四月の詞　五十九、　兼三夏詞　八十一、

註五月の詞　八十四、　註六月の詞　百五、

秋冬之巻

註七月の詞　百三十三、　兼三秋詞　百五十八、

註八月の詞　百六十九、　註九月の詞　百八十八、

註十月の詞 三百十張
兼三冬詞 三百十九
註十月の詞 三百十三
註十二月の詞 三百三十六

雜之巻

一巻の式 三百四十四
句數句去 三百四十五
他季の正花 三百四十五
非季の詞 三百四十二
戀の詞 三百四十二
切字略説 三百四十六
題詠略解 三百四十八
附合の論 三百四十九
點取の論 三百六十一
画賛の辯 三百六十一

俳諧歳時記目録 畢

附くはく

○世ふ俳諧奇の書もくはらもとゝいへども多くハ註繹全くもて初学の人附ふ臨そもとふとあり今あらゝこれを細詳ゝ初学席上の便りとも

○新式通信志增山の井ハ載るところの神祭佛會ハ京師のものゝ人のゝより出るもゝ多くハ京師の人の撰者多くハ京師の人のゝより出るもゝ多くハ江戸の事に及ぶべし

世書江戸神社の祭祀佛閣の法會も粗闕ゝるものハ悉く載之。

○連ゝハ柳川百首以来とせば俳諧ハ二十年来をいゝぞ。こゝをゝく近世のゝくいぶもゝゝハ用ゝべきゝのゝまゝこれを載ゝず。

○雅俗の歳事草木禽獸の異名も詳ゝとゝきゝもあれどこれを載ゝ旦年月時候の異名も出而を考ゝてこれを出せり。是ゝ書小使りあゝせんがゝるゝり。

○式書弟用抄と名づくゝハ初学の人席ふ臨ゝ數を好ゝ類の意を解せゝこゝとゝなるに及ゝ一ゝびこの書をひらきゝるゝとゝハ向ゝゝゝそのゝとを考ゝ正確ゝハ筆者の字を探るゝ如ゝ忘ゝり故に弟用を以一巻の要とも。故ありゝ後ふ歳時記と改

發端三論

誹諧の字義

季子吟老人の埋木集ふ誹諧の字義を論じて史記の滑稽傳を引きこうり初學の人まづ俳諧の義理をさらんとて史記の滑稽傳ふよりて可く連分の俳諧を說んとて史記の說ならべくなれども紀氏古今集その末ふ見る同書埋木ふ誹ハ非の音ハ[illegible]ども誹諧と書り不審ハとなり。是よりしく集門の歷々、この誹の字に迷惑して種々の說をもうけ人扁をはどうもとて女ならば或ハ[illegible]或ハ[illegible]せ[illegible]の句意多くハ艸木を書べしいふとあれば[illegible]ゆゑなりともいひ又禽獸のうへふ人情をよせ[illegible]ゆゑなりともいひ又雲裡の俳諧論ふ[illegible]生涯の撰集まハ言扁人扁ともに書れたり是ハ[illegible]流き意のあるとなり。他門の人のもる所ふあらぎるといひの[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

日本武尊甲斐國酒折の宮ふく・珥磨利苑久波乎須擬底以久用加祢苑流とわをびられけるとべ火ともら童が加感奈陪底用珥波虚々能用比珥波苑塢伽塢と付たり・これを連ぶくんぶめとをとゝどこれらハ贈答の言のをふく・文字の数もさゝならぬ紙ばいうで連ぶのちゞめといふべき今く連ぶのくゞあるゝと上もこゝゝゝ万葉集ナハ・

尼作頭句并大伴宿祢家持所詠尼作續末句等一首

佐保川之水手塞上而植之田乎　尼作　苏流早飯者独奈流倍思　家持續

是連ぶんゝされど詞書に續末句等一首とあるをおもんぶ作者ハ二人なれども ぶハ一首なり・ちなれば今の連ぶにあらぬ・又拾遺集中に

中将に侍りける時右大弁源致方朝臣のもとへ八重紅梅を折てたゝハせとて流佐のいろまあくも梅の花　右大將実資　孫宣とゝ

きものとこそ見れ　致方朝臣　みよひにひさしくら

おやとのこゝろぐ　おほせられけ

けるよふけく今いわゝくなりふける　村上帝御制表　菱

にあゝへさんやほゝらん　そのくらゝもく

ぶ一首をこゝろく二句とし・贈答の連哥とゐせ

ゝば・後宇多天皇建治二年為相卿鎌倉に於ゝんぶめ

く連ぶの式目を定らるゝ・ぶと連ぶと二体

ふるゝり・是連ぶと名ぜらるゝの権輿ゝ・滑稽太平記

ふゝ・寛永三廿年十月吾松永貞徳洛陽妙満寺

本文坊ふおゝく彼ゝ俳諧の文墨を立是俳諧ふ式

を定る嚆矢ゝ・愚ゝ思ゝ・たゝとゝ・ぶハ楽ゝ連ぶハ

申楽なり・俳諧ハ今の舞妓ゝその原ハひとつなれ

ども新古のたゞひ有・家兄羅文ゝぶハ儒道のかく連

ぶハ神道の如く・俳諧ハ佛法ふ似ゝりとこの言ふあ

ちこひあり・今按ずゝに万葉ナ十六巻に・戯喚僧ぶ

とあり・又法浦朝臣の續詞花集ふ戯咲ぶの詠を

とけられなるハ今ゝ万葉の戯喚ぶふ芸られゝゝん・

是ゝゝゝ

さる俳諧体、今初心の人のみる詩の俳諧体を抜出

雨傘恋　明

有情即棄我無情我伴即伴雲雨後棄却
在門傍

贈婦吹火　明

吹火朱唇動添新手腕斜過看烟裡面大似
霧中花

夫以盗牛犯罪妻上縣尹詩

洗面盆為鏡梳頭水當油妾身非織女夫倒
會牽牛

春風　宋

春日春風有時好春日春風有時悪不得春
風花不開花開又被風吹落

病酒　唐

鬱林步障晝遮明一炷濃香養病酲何事晩
来還欲飲隔牆聞賣蛤蜊聲

俳諧和歌五首

秋　宗牛

秋風のはらひぬらし夜嵐つよきをとこ
ゆきとりくもの
桂より流るる雲のまもれいせんくもなきとこのうらにたをる
甲斐なりのぼりてをとこのうらにたりけるたう
みきてこれつけくわひをもれこそ人のうえる
金葉集
ちのうえにくうひをくらあらをせをとこのくわひをきはし
三条大政大臣のもとに侍りけるむすめをいつ
てくらひけりあのみやこらなりてむすめをいつ
そうそうをいひけりけるに三月三日のきさらのつ
三夜の旅人をくそ一ゆ一ゆ朝に
後拾イ
三日の夜のとちひいたりどうらそきけいたりのくそうむ
大紙これらのまもひきをよく味のを浸をいもをど
ぞ一まいより人の連歌師いまより物いふ人の俳諧師い
連歌より物その源をきくろくくれ流を泛むつ
ひとりとくめでたりくれいの今の俳諧に於ぶ人の
うをもらぶ連歌をせむそてあく俳諧よ今後よ
えんのよたる。昔人よ及ざるの張本、俳諧今は
一家をなすとも。連歌俳諧の父母、これば
うをもひのぶ。連歌をも。
と称することをはんえ孫のこころはもん俳諧の撰去。
連歌とえんのをるらべ浮くゆふをもちひ

けり。これ連句の俳諧といふまとをうしろへさらに切るべし。

俗談平語を正す

古人云、俳諧は俗談平語を正すとこの方もとらかの所本味ひあり。いかに一國の風俗なりとのせ、こちのく分、甲斐、こし、相模、こしなどは出されたるなどひ見るちくい伊勢物語のきつはしあるてぐらけのちどいさをおかかへ。俚語方言とぶもふるきいはのつらめでたし。世人俳諧いたるものとなるものとは物なり。今いひもてこやをなれひどをさへうとは物へ。天ふるひごとに、紙に優ふるべひなるをえらそさきあるふるまんのいわへ。えんこい河あらむ。なをひ河をの中くもとかもの中にえんるきいたぐ云ん。又河こやひこうとも。句中に俳諧なきい連句あ其角が泥坊やうどいふ句い俗ぶるにならも。こいたりめて俳諧に抜ん人べ。めまもひときふべきとあれいこふふひけつ。えりはるけるいのあにせ抜び物あもがいこもとも。より俗のいいありぬべ。そものいはいこたらん後ぶうこ。しねらし

飯岱　著作堂又識

俳諧歳時記春之部　江戸　曲亭主人纂輯

春

春八蠢之動ても生ずる也　釈名云春八蠢也　和訓栞

春八ある也又名春八孩之艸木の芽のなる也　日本釈名

太皞　帝　月令

勾芒　神　月令

蒼天　春の天をいふ

東君　部祀　志

晋陽　余雅

韶光　漢律暦志

媚景　全書

韶景　全　上

上春　元帝纂要　明詩　初春に同じ

正月

夏八寅を以正月とし殷は丑を以正月とし周は子を以正月とし秦は亥を以正月とす

唐虞より已ふる舜正月を以終を永祖とす

五雑俎　○正八政ふり秦の始皇帝緯を改と以改る政月を更く正月とし蓋その緯を廻ふり

曦月　むつき月の略

世諺問答

王春月　春王正月　律月　元傳

太簇　律

立春 節 月令廣義 大寒の後十五日斗艮に建る

雨水 中 全書 立春のち十五日

斗寅に **孟春** 元帝纂要

陬月 潛確類書 **夏正** 月令廣義

太簇月 一年のうち元ハ此月 **初寅月** 藏玉 玉 **寅初月** 全 上

早緑月 朝恒秘藏抄 **年端月** 拾 莫傳 **芳新月** 全 上

初春月 藏玉 拾 **元朝** 尚書大傳 **三朝** 全 上 **元三** 師 古

濱書 注 **元三** 玉燭 宝典 **元日** 全 上 **履端** 左傳

四方年 春寅の一天 主上清涼殿の東庭に出所属星を唱へ天地四方の山陵を拜たてまつり四方拜の年災をさけひ宝祚をも祈くまつり四方拜のはじめて寛平二年の所紀なり 全事根元

星佛 當年星の九曜これを歳初に人ぶる名の星の形像を彫りて禁裡殿中に仕ふ

すり測をこれを顕密の約束成ハ陰陽家に作ぞ星供を行ふ民間にも又星祭ることの九曜の次ハ羅土木金日火計月水と九年めぐりにしたがへ當年星とあるくまぐ星宿の秘法ハ昔の用元年中一行阿闍梨天文宿曜の術を通ト九曜曼荼羅を感得し

歯固餅鏡 この候の近江の太切の候を用ふ

花物語世物語 **御薬を供ス** 歯固も後人歯ハ齢の元なるを正月の祝語とし

菜子 **屠蘇** 白散○葵嶂散○署蘇の署字戸を昼く戸を作こと本朝のたゞ実なりとて菜子ハ作を奉る人立里女のいまゝ嫁さきのを永むと江次第みくり瓜菜の

椒酒 公事根元 を五十二代淳和天皇弘仁四年より始る ○椒柏酒○椒觴○柏葉酒○椒盃○椒盤 元日椒柏酒を進む 椒ハ花玉衡星の精これを服 これハ人を[illegible]ハ此くよく[illegible]ひ 柏ハこれ仙菜なり

桃湯 風土記 荊楚歳時記

朝賀　朝拜　奏端　奏賀　小朝年　朝賀

元日の朝は天子大極殿に御幸あらせられ群臣に礼服を賜ふ儀式如し　朝拜とも申す　○奏賀　奏端とも去年の御でき　○小朝拜　元日の元日申あれハ天子を拜し奉る儀式なり　さて朝庭の為めもあるを又拜する儀式ハ私の礼なり　君は私をとしの本文あり　六十代変喜の帝字変年元年元大長時平公に仕へ　止を孫ひ乙拜　朝拜ハ百官衆拜を　小朝拜ハ只殿上ばかり　私あるを似らとて止させたまひしかもあるを下ものの元正の日君を拜し奉るを　下を崇ひ申せしハ因て九年又元のとく行はれ　公事根源　みかどこの御よりてなり　お内大臣　又ハ考さこの小

年中行事歌合　元日節會

この節會ハ天子紫宸殿に濱帝あり　百官の群臣酒を揚り　百官あるの義　宴会とも　大きこの義　豊の明の節会に限　神武天皇の御宇　那岐を法とす　酒を　日本紀　やまの起り　べよ欲　滑稽雑談　その式江次第　元日宴　百官　昭

諸司奏　七曜御暦　国栖奏

氷の様　腹赤奏　七曜の御暦と八日月大水木金の七曜を　暦を奏　氷室の事　法瓦石を　奏　氷の様ハ宮内省　永司

国栖の奏ハ夏神天皇十九年冬十月の紀　西延喜式　仁徳天皇十二年の紀　○　栖帝贄を献　曲を　云九絃　節会　言野の国栖　笛二人　笛二五人　俱　城の目　郡　夫国栖ハ　笛二人　山城　朴　毎　山果

又蛾蟆を言ふ〻とよに蛙〻〻〻れを毛味と名づくきの
土京う東南の山を高く吉野の川上は處峯峻く
谷深く道路さうれが為に京(遠)へ遠くとへども来
りまやるとと希へ共ともこの義あるを以屢〻寄り
土色を献ずその土色ハ栗菊牛魚の類に近世
吉野より来ると絶うう雑談抽ふ云国栖の笛
八元日に限て七日の節会又踏歌の節会五節
なとまもてんえうう江次第ふ云国栖の笛兼明
門の外ふ於く奏ふ云〻〻〻腹赤の奏ハ筑紫よ
りを汎鮒の魚に景行の御宇筑紫に海人
ありう聖武の御時より年毎
の節会とのれり 公事根元

元日 寅刻 海日の子の刻祇園の前拭

神祇の灯燭の外ふ
を滅して暗中糸指の人口を塞おく他人を識ら
ず今その声を聴その人を考ふとしてもこれを拿べ
これを恨ぶ是懺悔の義ふ勿論懲要の徴ふ
この切ぶうに執行腰輿ふ乗り社司前驅を執

引拝殿に出り陪膳ふ出ふ云〻〻〻ありて経咒を誦ス
東西の廂の内より始め前拭の末を左右ふ立て各
六色是十二月の数ふ表ス色を知ふ云ふ四時ふ
色を燎ス俗以その畑西ふ匂ふと云ハ丹波国表年五
穀熟ふ云東に匂ふと云ハ近江国又ふ云〻〻〻を以る風
の豊凶をとふ故ふ西方ふ居ス人ハ高声ふ近江ふ云ひ
東方の人ハ丹波〻とふ蓋その煙気を遥〻〻〻
社司新ふ井水を汲み前拭の火をうつて元朔の供物
を調ふ是新年水火を更るの義ふ来須の
人もその火を持ちて元日の義を考ふと云

歳徳神

陰陽家年の支干ふ〻〻四方の同言非
の方を改ふ〻〻をわ〻の方とふ俗云ふ
元旦とふ俗同家毎ふその方ふ向ひ高く棚を結て
菖蒲を飾り松竹を建供物灯火を献ずてこれを
祭ることを歳徳棚とふ云新年出納の及飲食の
類必ず先これを献ず万事の吉ふ〻〻〻この方ふ向ふ
故ふ〻〻〻ハ暦ふ何くの方ふ〻〻〻ハ悪
元旦ハ吉方ふ〻〻〻以可吉の字を元とふむ考の

丁ん日吉住の吉の影見ん今ハ手そろそく吉とゝもひの
いう〳〵ゝくハ吉と別ぶ吉ゝも吉ハ吉方も吉語の送れる也

元日不開戸　江戸の高家ハ元日ゝく八ツを開ぐ
一日摩勢ん又俗間ハ肉を掃除せ
ば元新年の陽気をまむかの義ん唐山もこのてゝ
国部疏ゝ云国の俗歳首を重ぐ民間正戸を開ぐ

昆沙門功徳経　京の町〳〵ゝ馬の昆沙門天の紙符
と若夷の筒を賣ゝ元日ゝれを
洗ひ福をこゝ祝を家ゝ又南都の町〳〵毎年吉祥
ゝ〳〵ゝ寺福神の札を賣ゝあり元日の暁市中を巡り
ゝ声ゝ安ゝ天を近ゝべとゝいひ霜ゝ人ゝ八ゝの札を賣
二日ハ昆沙門天の札ゝ台夷蛭子の札を賣ゝ猩元日の
如〳〵あゝ京ゝ〳〵元朝若夷の札を賣ゝ同〳〵古老伝ゝ
ゝ昔ハ元朝子の刻ゝ大神人禁裡日花門の外ゝ来て
昆沙門経の文句を別読〳〵祝の義をゝせう扱ゝ代ゝの
堂を喚ゝ唱門師と称ゝ云ゝ民家ゝもさゝゝ求ゝ来
ゝ〳〵ゝ昆沙門孫を別續ゝ中古ゝ

〳〵今ハ絶ゝこの沙汰ゝ〳〵

若夷　若夷の
札を市

賣ゝ

夷廻　又夷ゝ人ゝ
傀儡師のゝ

大黒舞　悲田寺
堺外の

数ゝ大黒の姿に扮ゝ
門〳〵に来ゝ舞ゝ

春駒　正月七日白ゝ馬ゝ
のゝあゝ

門〳〵ゝ民間ゝ祝ゝ起ゝ
ひゝゝ弱ゝ紫ゝ

鳥追　元日ゝ十五日
ゝ田畑

婦女編笠を頂ゝ門〳〵ゝ唄ゝ

傀儡師　摂州
西の宮

ゝ生ゝ
者ゝ

猿曳　漢ゝ人ゝ猿を
狙公と別ぶ

門の神棚　門松
○遠松○飾松○飾芝○注連飾

懸鯛
○飾竹○飾縄○飾炭○飾海老

元日ハ鯛魚一双菓索を以喉を拭ひ歯朶四ゝ
を挿ゝて寓のゝ撫ゝこゝをゝ翻飾とゝ六月醫
ゝ和美ゝてゝ食ハ疫　若水　○包丁　○井泉
荆ゝの外の邪気を遠ゝゝ　○ゝゝ　○
今歳且ゝゝ水用ゝゝ元来　大服　この歌長寿ゝ
立春の朝のゝ賣ゝ人ゝ　ひゝ松永貞徳

とゝ[illegible]大かゝと仰るとも何の禍のあんとて大福や言
にちまゝと寿福縁とゝ[illegible]まの年数孫の結ぶかりさ
服を[illegible]とゝ[illegible]とや[illegible]服と暖のる[illegible]
白粥の俗忌又村上天皇六波羅密寺の記寺の告わ
[illegible]の仏供[illegible]茶を暖一ぬひ沖脳平愈あり一
[illegible]王服と称一正月元日當寺の点[illegible]
雑於抜ま　若候　かの沼を[illegible]と[illegible]
[illegible]　目が[illegible]ま搗[illegible]
[illegible]説もあり未詳　雑煮祝　[illegible]を祝ふ　[illegible]雑

貴の
とゝ　いもの　芋氏　結昆布　大根　鏡草
大根を[illegible]　峨江楚　[illegible]ま法[illegible]
[illegible]や又[illegible]も鏡仲とゝ[illegible]
[illegible]の名
あり混[illegible]　(丑)牛房　箕木牛房
閏豆　(丑)午房　箕木午房　[illegible]
箕木の如く[illegible]閏豆八水煮の豆を[illegible]

大箸　[illegible]　八落馬の相といふ将軍義勝初出る[illegible]治世の相
元朝規式の箸[illegible]その年の秋[illegible]
舎利義政[illegible]治世の[illegible]箸の[illegible]
[illegible]

義談抄
○串柿一○榧一○柚栂一○祝子一○橘一
○酒肴一○楪一○稜長一○裏白一○昆布一
○野老一○海老一　両の物　小土器に又粥の物　梅干祝
○尉木一○[illegible]
又橘[illegible]一ともに俗
宝殊[illegible]　俵子　海矢[illegible]又子魚ともに或ハ海男子ともいハ[illegible]子の
略[illegible]と　蓬莱飾　○食摘一○榧俵一
言変[illegible]　田作　乾魚[illegible]　小敷原
[illegible]田の酒[illegible]
押鮎　海鼈の身　倍の音を借　敷の子
正字ハ鱁鮞[illegible]　螺肴　門の礼張小
子孫[illegible]

正月門ゟ礼仕を半ばく来客の名を記さしめ之書山
もあるとゝ明の世説新語排ゝ云京師節日主人皆
出賀惟置白紙并筆硯千九賀客至記其名一本
邦の藩亭中五節供ゟ賀　上辰の桜　高祖の宮
客帳を設て又こゝ同し　中正月上辰
池辺に設く盥濯し蓬餅を食ひ以妖邪をさらふ

西京雜記　謝肇淛云今の人三月上巳を以て正月上辰
をちがへ　五雜組　昔ハ家門ゟこれを掛てあり
これを書ゝ今この戯を
されど桃州今宮の夷の市まで賣ゝ

年男
年始の賀事
を委る人を以ふ

庭竈　福菓子布　福　輪うざり

福竈

福竈○七日の粥をゝ
ゝ
ゝ

若衣始　**松竹始**　於州大坂の船木初八船に松竹注連を飾り船頭鏡餅神酒を供ず水主を接へ九十九神主出て漕戻るこれその外所々あり

船灸祭　船頭酒餌を供ず以船神を祀る

由　**幸**　船神祀八十二月之冬の祭也

幸木　鬼木とも

幸竈　**菓盆子**　**三物連歌**　歳夕拙才これを三物とす

歳且まい所　**裏白連歌**　北野の社に正月四日裏白連歌あり中古概略

饗　庁面を脱ぎこれを例とす能清も又これを準ず

三物賣　去年

今年　**清慶**　**年始状**　**君が春**　好年紀賀

千代の春　千代の初春　**古年**　**新紀年**

長年　**宵の年**　**あらたまの年**　あらたまとは冠

然し今は用ひず素の初とす　**初鶏**　鶏且　**初菱**

宝船敷　大晦日より元旦まで敷の菱を初菱と称す　**初暦**　暦ひ紀

試筆　○試毫○書書　○書初　**淳初**　琴・琴・箏・琵琶・三弦

吹初　笛　**舞初**　楽・田楽・申楽　**松囃**　**謡初**

初高ひ　**初賣**　**買初**　**庇御**　**帳綱**

帳書　**歳且用**　俳諧の長元にいふところ　**節小袖**

節振廻　朝節・夕節いふ　**女礼者**　**松の門**　注連の内

又正月六日を云ふ　**春永**　**初芝居**　芝居の名　八南都南

新堂の芝居　申楽を舞はじめ初る也

又天正年中お国と云ふ女楽北野の芝居を俳優

をなぞらへ名づくそもそも羅山文集に云今の歌舞妓は出雲國の遊女九二と云者これをあそび始る
女は男服を兼相共に且歌ひ且躍る○元和年中
宸命あり女樂を禁ぜむこれよりこの男子
その女服を兼ねる美麗年中婦女宮仕あり
て年齢は拘定無額髮を剃て皆壯士となし
むかし野郎と稱せしもの後家娘の髮を被り
公家の帽子を頂く侵女子莫少年は彷彿たり

三才圖會　○江戸猿若の芝居は寛永元甲子年二
月十五日こはじめ中橋まづ奥行一間ひ雪踏町（今の
川町のうち）又今の堺町へ移る市村八郎兵衛山と云
寛永十甲戌年今の菅屋町まづ舞伎奥行
森田勘弥八万治三庚子年太夫元清と云木挽
町にまづ義伎奥行しこの舞坂東又九郎相続
これを江戸三芝居と云漢は戲場と云ひ雜劇と
云も此方の芝居は同じ云ハ用の辭は似たり
云も俳諧は雅俗とまづ取るとあるこの隨錄

万歳法師

○徒秋万歳○三河万歳

大和國宇陀郡箸尾の西村千秋万
歳八郎の子孫より出南北の西南三里許
内西流あり宇陀田芝尾是也正月五日祭禮
初の日この所と猿舞東の西庭よりもるを
和の外もあり多くは岷江人楚もまた迎今
千秋万歳八郎より万歳法師是也これ田楽法
師の類歌その狀僧形にまづ鬼を除くの図三
十六番職人尽合の存を又三河万歳の唱あり大
定基の作を
うたひ侍りし

寢積　慶賀

雨を
以て

水祝

旧年彩婦を娶ると云ハ朋友の
にあつまり水をこの人を決ぐ永祿
の民部波の三好ゲ臣松永久秀が姪を龍ゆる娶
合せ
ようこの說起るとて今ハ宜ようこれを
ぜ

懸想文賣

清水の大神人赤き布衣を
白布まづ頂面を覆ひ僅

眼をあらはして紙符を賣之ゆ
嫁娶を祭るを以魚相の名あり

桃符 六帖 **桃板**

桃挿 淮南子 **仙木** 六帖 **神荼鬱壘** 風俗通

を集く鬼魅を祭り其の呪之東海度朝山に
三千里の桃樹あり其枝東北に向へ鬼門に
神荼鬱壘ハ鬼門の二神の名之衆鬼出入を取
く以虎を用ゆ黄帝之則を桃板を門に建ツ

画雞 **戸に貼す** 蕭索 正月朔日画雞を戸上
に貼ーその下に蕭索

を作り符を傍に挿ム百鬼畏る之易通卦驗
に正旦五更庭中に於て爆竹一画雞を施五色の
五を戸上に鏤め 商人あり清湖を過て逢
以不祥を厭て **如願** 湖君に見白君求る所を
問う人あり答へて曰但如願を求よと君に報ス之邑
て一婢を得ら如願ハ其名之商求る而あ
色ハ悉く之を致ス後正且に晩く起書怒く
之を撻ち其糞壊の中に入く之を今の人正

且に細縄を以偶人を繫ク糞壊の中に投じて
令如願と云 搜神記 歳時記 事文類聚 ホ詳之
○園中の俗糞五を除ス初五日に取て堆重して
野地に埋り石をとりて返りて宝を得ると云
古人如願を呼ぶ

殷灰飛 立春の日竹を取て爆と
の条 五雑俎

春盤 歳時記

すく灰ら蔓菁灰を以洋の粥
に実て暦を乳を候ふ 歳時記
立春の日生菜を食ふ新を迎ふの意之 斉人
月令 ○立春の日春饼生菜を以送て饋遺
を春盤と
いふ 斉月令

絲燕 **春燕を戴** 立春の日
燕を作りこれを戴紀宜春の字を門に旅ス 荆
歳時記 立春の日ぞ戚の家絲を剪りハ幟と
これを春幡と云或ハ佳人の頭に挿
或ハ花鬢の下に繫る又剪て春蝶と云 全書

初子の日

○子の日の遊 ○小松引 ○子の子抜ぎ 蓬
○子の日の松 ○玉帚とハ蓍と云草と子の

日の松を引きて第を作り田家正月初子の日は
蚕飼する屋を掃き清むこと〔神中抄〕○初子の松
八六十代朱雀院六十四代圓融院の帝代なもつり
なるこのや〔公事根元〕○宇多天皇寛平八年壬正月
六日宴あり北野雲林院へ行幸〔枝葉畧記〕

初寅 正月初寅の日鞍馬へ詣ずること〔公事根元〕この処
の民福ある木を以鏑を作りこれを福授と云又
生の螺蚫を也福螺蚫と云孔ありてのの山中殺を
養ひ給ふ好きて螺蚫を食ふのゆえん

番卸 日日同所同日故に二の寅を用ふるなり
この日鞍馬近辺住還の西の山岸まるく小樓を
構へその内より縄を結ひ簀を拡ろ一条殿の人
隧石を求んとまるるこれハ殘を笑ふ入るくこれ
縄を引上げその殘を意ひ遂に燈を下ひしとぞ

初卯 按列仙吉初卯の日詣ずること今日社内
卯の花と江戸名も此日本所の妙義一条殿より今
日受る示の紙幣を竹串を掛を拭人これを乾ぬ

つぬ杖く
家ゴ陶

卯杖 卯槌○公事根源云卯杖
とハ持統天皇三年
正月卯の日大李寮より奏之より日本紀に天皇又
仁壽二年正月法勝寺祝儀を献ずて精進を遂
ず所見あり是悪鬼をはらふ桃の木の名人佐物行ろ
もそもを遂ずるとの中に桃皇の
方の獣を作りて卯杖とあり〔漢宮儀〕漢宮儀に卯杖
漢書王莽傳同上〔今按〕文德實録第四
文仁壽二年春正月戊辰朔己卯諸衛府獻卯杖
是ゑ杖を今変義より卯杖とそ俗家に拵らるのハ
白く以ひらる木ゴ日義
のうつを燈ひらるのゑ

二の宮大饗 三日王卿以下
二の宮へ参り給ひ有りて〔公事根元〕

朝覲の行幸 二日天子年の
賀につくこと

宮へ行幸あるゑ〔全書〕

臨時客 二日摂政関白の家ゴ妻
そ定る上皇及母后の
まの始大臣以下の上達部を招ひ給ふこと
ある定る公卿まもあれハ臨時客とアるや〔年中

行事

歌合　たうやく　音主上へ千歳膏音膏

茅を進る事類美

耳裏へ付ケ一度魂魄抄ニ云ハ主上取之

右の二名指を以九の字ニ成ル

才四指を曲ル八是大師印相云々一名を千歳方

病喜と云かうやくの名を忘てこうやくと云ヘリ

東叡山大黒天湯　音　武江東叡山中堂国院

ハ大黒天ノ正月三日

餅を湯ニ浸〻糸指の人ハ快しむこれを大黒の

湯と云これを飲むに必平癒成就ヲ祈ル

人形糸ハ或ハこれ　履新の慶　履端の慶

をお福の酒ともいフ

左傳ニ出ル共ニ年の端を

始ル〻〻慶賀ヲ云ヘリ　叙位　五日　位階の年労

の次第を叙　天狗宴　二日　愛宕寺の午王ハ始

ル清水坂の西ニ有リ

今日二夜ニ入テ　弦指客数ニ成リ南北二列ニ

り各宴飲ヲ為の座上ニ有人侍木を拭立て奉ル

これを天狗宴と云ヘリ　雑供酒盛之事　体祭宴ヲ

るが故ニその音を借りて天狗宴と云宴終リて後各

堂ニ出リ　午五枝を以大門の扉数八本塗を設ル

法螺を吹太鼓を打ツの間ニ寺僧午五を設ル

悪鬼を撲の謂ヘ雑供抄ニハ天狗宴ハ東西二行に

座を設ケ遊ニ資の子供を引て饗宴を為ヘリ

人日　七日　正月一日を始テ二日ハ狗ニ日ハ猪四日ハ羊五日

八牛六日ハ馬七日ハ人日と云ヘリ　東方朔占書

霊辰　唐本草人日詩　〇老子ニ云天地ハ

万物の父母人ハ万物の灵ニ辰も人日同　七日正月

市俗の　人を帳ニ貼　荊楚歳時記　綵を剪て人を

以所　作リ屏風の上ニ貼或ハ五ニ枝

饋る新年白ニ改

彩ニ人ニ云ヘリ　初若菜　〇若菜〇七草

〇菜粥

雑供抄公支振源ハ云ハ七枝の若菜とこれり七枝の粥

八十五日秋ぎうりゑ　竹廉中抜資隆　又ハ二枝ニ成ル

云或人曰七枝八七日の粥の事ニ七枝の粥と云ヘリ

五日の古実ニ是別七生夢の変ニ成ル　菜果の果ハ

筵十五日よりあるべし正見あるべと傳り」七日の菊進ること
八延喜十一年正月七日よりはじまり○今朝七日の菜粥
を俗福粥と云又四月七日の五穀の赤米を蕣
煮て福ましうといへども五穀行の基なるや

蕣　**血腫毒腫を消す**　**芹**　**松**　**鼠麹草**

ごぎやう　八黄花蒿と云草之名の飛蓬に似て高く
莫と長大なる其の茎数茎に似たり其の根長く脆
根あり此の草木火土金水の五行を具し生ずると
ぞ又藻汝草ともいへり芹を又とりたる六帖に八
列に蓴菜　**蘿蔔**　つち菁根人　**佛の座**　車前草
をあげたり　佛の座　深
毒を消す○以上七草と名づく　芹多な　**蓴菜摘**
ごぎやうとぞ仏の供する菜をいふ菜を七き

蘇蔦摘　**磯菜摘**　**白馬の節會**　正月七日

青馬をみる人年中の邪気を除くと云本文あり仁明
の帝兼和元年正月豊楽院に於て青馬を奏す

公事根源　**菜摘川の神事**　七日　吉野勝手明神の祭
この社の神人氏子の男女吉川辺まで到り若菜をつみて
勝手神最の神供とす一祭祀を行ふ故に菜摘川と
云今武まこの神供に用る器を吉野斧とかふり紀セ
ア又吉野山吉水院の祝は正月廿三日神事能あり
三月十一日九月十九日両度の祈礼あり神輿本堂後
所その外修正會八講おありとへども今菜つみ川社
神事と云ふ云ふ菜摘川八吉野より行程一里余
菜摘村にありこの所の氏神を花鬼明神と云ふ社
あり云々の祭とあるを考ふに南朝の時六月祓を
行ふとへども今その沙汰なし　但菜摘川吉野山
屠蘇ハ勝手の祭と云　**笑面の富**　七日　今夜
とふ審んとらうとぞ　法人
摂州笑面山の女天は鏡ひまく堂上の富を突く
先ッ天女の前に大櫃三箇を置中一才二才三才と称す
その蓋の上に小孔を穿今夕寺僧数千枚の木札を
つくり置て来詣の人寺僧をして已が名を札の上に記め

穴より穂の内まで入る或ハ一枚或ハ三枚その云まるせ各三の穂に納ろく大まに運動して後寺僧長鍵を以穴うつれを突名ぬ名ハ取ぬ

市齋會 八日より十四日まで

富を得るとれの次第の如し

大極殿まにて正月八日より十四日まで七日のあひだ寂勝王経を講ぜらるく朝家安康を祈ぬとて

八事根元

眞言院御修法 八日より十四日まで

宿直人○夢想抄云院ま

旅く鎮護国家五穀豊饒の祈願公事根元今年金剛界ハ明年胎蔵界ハ毎年替る〳〵に

大元師の法 八日より十四日まで

修せらる

内裏禁の宮を以御衣をもつて檀所にまをくる御衣箱に入て緋の袋に結ぶこれを治部省ハ使行をいたむ結縁の日元の如御衣を返上ス

公事根元

女叙位 八日 女房に位階を除ぜらるとも近代ハ吉日を撰ひ

八事根元

女王禄 八日 女王に禄を賜ふ

居篭 九日

夷祭 十日

摂州西の宮大神宮の祭礼村民九日の朝より夜に入り戸を閉ぢ出ることを居篭と云一説に女ハ神おこり男ハ家に居ることなり

播陽群談云毎年正月九日蛭児を廣田の社に偏幸あり神の容相美麗を以人倫のそんとを恥とす

その後とあるく村民戸を閉ぢ外に生ぬく門松を逆さまに居篭と云明旦法家各戸を開て系治に世俗十日夷と云又雍州府志に居篭ハ正月初の申より四の日に入申の日より夷の日に至りて神事に呼る俗ひとけ間悪鬼を祈ぬこれを觸る

えハ出ぬあり故に児女及六畜を他村につれ男子家にあるく門戸閉鎖の音を禁ず声を揚げ民間居篭と云夷の日旅所に神幸あり社司片帛を以口鼻を覆ひ人気をつく神輿を舁ぎ祈を於く使行を又五穀の雑種を各一器に盛り又農具ハを村民に携へ供奉を神輿旅所に送て後法民大まいこまあくと唱ぶ居篭の義歌」十日

こ系治をを十日夷とこの神ハ鯛釣をまくをは俗に系治の人社の後の祝目板を敲くこ街まく

米花袋　蝦蟇小刺　などとまぐめる死者を賣る

下向の人々を買ふ　世のうつり　孫子又賣る　赤ど

烏帽子を買て　ぼろ　戴き　後来の人を笑ひ　奥を

るとあり　○商家もこの日大なる宴を設け客をむつ

へさ　食　疫を　江戸にてハこの月七日　商家　戸ごと　夷

を　一　大なる　醼會　ハ　十月の條下に　注ス

常陸帶　神事

十日　常陸國鹿嶋の神社　紀ル神　氏　雞　槌命　之

年中　系孔七十五度　ありそのうち　祭　この日

男女　名を布の帶に　記し　神前に　於て　社人これ

を　授　おのおの　婚姻を　定ること　奥義抄に　芋

茂帶　ゆゑ　一ツハ　我名を　書　一ツハ　男の名を　書て　お

ゆゑ　中を　隱して　末を　袷に　結ぶ　べし　ハ　離　結ぶ　べ　ハ　帷帶　のやうに　丸く　結

つぶること　○今　児女の　戯　紙　よりあひ　男女

の名を　書　紀　縁　結び　とい　ことを　もつ　ハ　祈る　の

ねがひ　なるべし　常陸帶と

ハ　神祇　なり　惡　白　と

縣召　除目

十一日

外官を　任ぜ　ること　名　晉　名國　晉　後滿　更任

任　貨　返上　ことを　とあり　公事根源　○一日　省除目

三年　損　道　心除目　今之

推升　朝服　也　五雜俎

外記の政始

吉日を　えらび　式ハ　九日　と

外記ハ　恒例　臨時　の政を　とり　行　官　多　正月

ハ　先　當年の政を　行ひ　始る　之　檢非違使も　初

しく　今日より　公事根源

住吉　御弓

十三　摂州　住吉の社　人正　弩　淮

始　行　之

尺三寸の的を　立　合　こと　を　射る　勝負を　論ず

るまの　神事　之　この　弓を　射る　人ハ　明神　出現の

時　隨　従の　家　と　く　客方　供　方　として　十家の　子孫

あり　一　萬を　政所　とい　境内の　事を　主る　之　今日　糸

貨の　法人　竹　馬　と　昆布を　買　く　土産

男踏歌

十四

と　入　堺の　名物　魚　を　煎　俵　を　買て　ゆる

○あり　ぜ　ぜ　す　○　かぐ　の　綿　○　踏　歌　と　ハ　正月

十四日の　男　踏　歌　の　こと　多　一　近　江　紀　れ　ぬる　ハ　女　踏　歌　之

れ　ハ　十六日　之　添　氏　拍　法　ぐ　ま　も　多　く　男　踏　歌　の　こと

を　ヤ　ま　や　公事根源　○　岷　江　入　楚　末　摘　花　の　巻　之　天

氏の所好にて聖武の御時にてこの表紙なる
西宮抄に云古儀にあらずとよむく曲の終に
方丈あれとゝ祝ぎをそゝひ納るよ一義未詳
○うけ綿八幡宮のゝ揚ふ緑こゝの綿も同じ
ございます

御齋會の内論義

十四日正月十四日紙紙
舎の結預り

内論義と八所敷まく行る仏物見の所八南敷ま
あり問ふ論師みどあり御前まく論義もれ
八内論義と

十四日年越

公事根元
市俗の
所

削掛排

片田舎まく八今日餅を割まくこれを十四日餅と
いひ或八爾玉と名つけく木の枝まつ結神棚供
む委例まる家の礼まや或ものゝ初子の日小松を
こゝこれを百草よりつけ宮ゝ紀伊方の所
敷ま八東方まつけ〻〻これを削り花ゝも年木も
いつけ遣ふ宮ゝと記せり今八十四日の夕方餅象
毎ま物の枝をまくま

綱引

紀州大洋の人と三
けつりまく門ま挿之
井寺門前の人と

各不野ま出く左右ま引れ互ま大綱を門前
ひま方を敷をまく一統ひすゝ引揚方その年
福を得るとの十三日より十四日の朝ま取て去る之
ひ戯成江西川もありその外所〻まあり之思按
まるま五雜組ま云唐の時潽明桜河の戦あり之
法大寺麻組を以ま既各十餘の小索を繋数人
これを執る對一挽く強弱を以勝負を定所ま
中宗梨園ま幸一侍臣ま命じてこれをまむ七
宰相騎馬東朋ま三將五相西明ま僕射常巨
源安師唐休璟年老て力ま一組ま隨て地ま踏る
久〻く起るとあ沈上以笑をまと」ひ桜

粔盆

この戯を摸一て仏方の徳一八ぢまるまや

熙朝樂事

松盆

道生八幡

爆竹

五雜組
又本邦の俗九義

或八三毬打ま作る又名古屋玄意ゲ民
間歳時記八三元張ま作る共ま毬打と訓

吉文揚

菱苞ほこ次

和之まえんど正字未詳疑く
八三毬打の張ま八ん

吉文揚

どんどゝ左義長三物之正月十五日清涼殿の庭に於
書付を焼吉書を天に揚るる十八日も又竹を伐り
扇を結ひ角清涼殿の庭に於てこれを燃唱門師
大黒（松太夫）その徒四人（二人公卿形　二人姫形）鬼面を被り赤鬼の
髮を乱り二姫ハを鼓を撃二翁ハ逐鼻てこれを
うつ童子二人素面にて赤態の髮を蒙り腰鼓を
負ひ又立方に有衣袴を見るるに五人おどり立て
これを囃しどんどゝ火いなごゝの由来を奏し（十五
日の晩山科家より献ずる所の左義長爆ス主上北
所吉書修理職その事に従ひ拯尼参所所吉書をさゝげ修理職仕丁ホ各二庭上
拯尼参所所吉書をさゝげ修理職仕丁ホ各二庭上
に出ることを拍子又路中家〻今暁爆竹をうつの
焦あるうる竹を二則の内に挿し亜と紀ハ五の家疫
をとゝ或ハ爆竹の火を以粥を焼き食これを
菱葩ほうとゝとこの火を以今朝の粥
を烹る武江ハ宜禁あるて爆竹をせず

上元 十五日

事文類聚　唐山の俗上元の日灯燭を切
花燈の夕　とゝ謝肇淛云天下の上元燈燭の
盛なる風中に燈るあり一云大約二十二夜より始りて
終て息蓋天下五夜あり十夜あり大家の婦女
有興にて出行し数橋の上より経過とこれ
を望ム橋とゝ負ハ歩行するのこと　五雑俎

柳茅木 十五日

粥杖

宮内首領ハ紙を献ずること　公事根元

粥の木 十五日

粥の木とは女の尻をうてハ男子をもつ呪とて弁
とあり女ハうたれとも陰ぐゝ枝茅紙扶衣紹巴の下紐
ホロ又ハ赤ものなる文庫をもて〇伝説尼淳三河の
三州まゝハ漆樗の木を一尺二寸ばかり切り上下より
削りて先の方に左巻のごとく或ハ桃樗のごとく
を張て切り粥にて松焜にて焼きその形をとり
陰ハ白くその樗樗砂ることを名づけ也祝樗と
いふ新婦ある家毎に入ることを以新妻の粥をうつ
童の戯

粥柱

粥の中へ餅を入れ食をゆ
ありとゝ　七日の粥にも入れど十五日の粥
ゆゝ　ゆくゝより入れ　玉燭宝典

小豆粥祝 十五日

茅根茅屋生ず　世風記

校倉の粥

汀州河内郡にあり　祭神四座天子屋根命　菅原合尊　大国主尊　天照大神　又若宮一座天子屋根命の子天押雲命

正月十五日ト田祭　当日神供所よりわかく小豆粥を煮粥の上に寸竹管を挿す百穀を納置て蒸気の強弱をみて年数吉凶をうらなふ　当社第一の神事

神主水連氏の外相果てとうとく社號ふ出

これ平安の比粥に十四日より大金を居小豆粥を煮てその金の上に五十四本の竹を立て其上に切て笠とし

これを二束として約り五十四種の稔物を一笠毎に書付て金の中の粥に浸し一切一つ笠を割て笠中の粥の多少により耕作の吉凶を占ひ条治の人に告る

三保祭　十五日

駿河国薮原郡

芝崎年中行事

この属に羽車磯田の社ハ本社を去ること南六町余外濱の海畔にあり此社祠いまハ数十町を隔て陸三四町ばかりの所にあり往年狂瀾怒突して清汀を没し社地を退く只今此所を羽

衣の旧迹といふ　此所の説に風土記に羽車磯田の社ハ所穂大神の離宮なりと　今ハ毎年祭祀の時社の神幸を神幸　羽車の社に神幸を神幸　神供ホを献ず　又羽衣のこと往昔この浦に天女天降りし事羽車とかこと神主家伝ありとかこと　羽衣の旧迹ハ今の社地にあること疑なし　例祭正月十五日より十六日に至る条治の人昔より馬を牽来る十四日筒粥の神事十五日神前に於て天下太平の祈祷あり十六日古来ハ神輿神幸　湯立ホあり　大永二年細川淳正忠孝範の兵火ホ　神殿諸宮祭器悉焼失　今ハ神供祈祷の祭祀の社號あり

獅子頭の神事　十六日

伊勢国度会郡山田の人

祭る所七社　牛頭の社　中島の大社　一の木の社　今村の社　坂の社　西の社　内宮山の　箕曲の社　毛七社　滝木の社　以上八社一社毎に獅子頭一頭づつ八あり　この内の一頭虚空より降るといふ　残り七ハ常政長官と云神職の作と云　祭の日公所

の町〻の氏子龍の子孫なき獅子殿を牢に松明をともし
嘉元五人侍て以百五代柏原天皇永正年中飢饉疫
病流行し獅子殿を作り山田上の左家より次第に
下の町〻追出し　とありその獅子殿を町〻の疫神に祝
祭り本居神と云　本期の俗土神を以ふぶすなと云本居或八生物を作る風土記尾州葉栗郡美濃の国支流郡の社あり度会郡延喜生産尾の地名なり起この漢ふ呼伊勢城埋神　又この九ぐひ祭り　毎年正月中
旬社より二り出し鼓吹して舞あり〻氏子の家〻〻を巡
るのとて燈籠松明或八十二燈を牢し十五日終夜迎りて十
六日山田の橋の上にて刀を抜く悪神を切さふ体をなし
即座に獅子殿を牢に寄せて押つめ社に納めて或八十
六日より十七日ともに又一説に法四の　土龍寸　筑肉は
大神宮の説ハこれを祭るとなり　俗背十
四日よりこの説をなせり西四条も落書より既に晩に成り
土龍を寸とく某を求ねく地をうつとあり貞承元
人の説に浪速寸くハこの日法義を某寸〻引あり
く或八祇去数寸拍を呼もあり迎土竜俗めぐらなると
又是　賭弓　十八日　清和天皇貞観二年はじめて行なる
なり　是八天子弓場殿に臨幸し弓を

御覧なるに棚を張り的をうけく左右の近衛四府の
舎人ともに射る事日暮て後大将射ふ終て
これを加りあるとふ射礼八猪目の節十七日より行なる
正月元日より三月十日に又射礼とは射礼の習に
昨日第〻の四府より今日　尼神詣　筑民將来
射さめあり　公事根源
山城四八幡一の名居の内に八幡の祖族所あり毎年正
月十九日この所に疫神を祭る法方の男女素服
この故に此所を疫神の社とは非　之日の初清家
宿院頓宮の事に頓幣数千本を建て疫鬼
を表し夜に入て宮寸神人各榊を囲て九度
せの上首を二の行夏と云の次三の行夏三の行夏
称スいわ〻ハ火燎を以て人〻ハ燎をとなすと云
曰ふ懐にて囲て立つこの榊ハ疫を攘の象に神人
三月名人元と云条治の人年齢文千を小木札に
記し指る木の残に添疫塚の肉に投入て音
この木札疫塚とも小これを焼りこれ又疫を攘
に十五日に条治あり十九日特に事〻これを疫神

祭ることあり酒絡弓矢を買て小児の玩あり又昔此所
小祇園の社あり故ま今も疫民將来の木剣を賣
これを小児の衣領に繫ハ疫を除くと云唐山圖
印の意家〻弓矢ハ是八幡氏を尚むの謂なり又山
臍の岩間より出る水あり之を香水と称し来詣
の人小竹筒ま盛り推りて家小帰る疫病あるこの
ものく飲むと死ハ愈ゆ九年まある春疫神社
社前の砂をとり帰り家所の下ま置て此
砂を倍して返し納む故ま俗又厄神と稱

吉田氏清稜 九月 吉田卜 紀新年

の紀幸あり舟場所の最ま檀を搆へ八方を鎮せ
ら紀多の疫舟場所八角の社内ま入て宗源神
道の紀法を修さとこれを大稜と云一説ま今日の
稜八疫神祭ん八幡の疫神祭ま同し節分の夜
より正月十九日まて此間疫神を
封じるん十九日小至りて其塚を撤

女節分 十九日

吉田の疫神祭ん最ま以るが如く節分の夜より疫神
を送るゲ由多ま男子ハ節分の夜と女ま来詣れ
ども女子ハ明分の家幸小いとまなく特ま夜中小
もどんとあるゲとこの日を以節分のつり小詣むること
むくいふ欲京の婦女正月十九日を年
始のはじめとて女正月とゆたべ

貝足氏鏡能 十日

昔武家むく十日を用ひ 御巻家

骨正月

沖月長と雲て後兼慈年辰年ま十日を用ひ
京大坂ま新年の嘉祝ま以鯛の脯を用ひるの鳥習
小大豆と酒の糟を入煮熟て帰れとこれを骨正
月と

十日正月 十日園子 赤豆餅

京の俗正月十日家毎小
その欲又今日婦人鏡基の鏡餅を祭ま放ま
二十日と初良と訓をさろ放ま十日正月八市俗の所於之

天穴牙 十日 奠餅を製

○江東の俗正月十日
を天穴と云紅縫
を以煎餅を繫き屋上ま置
これを補天穴と云事文類聚

嚴島祭 下ノ巻

地の沖前八藝州安藝郡ム是嚴嶋と同体ム毎年
正月下の巳の日神幸あり近国ま参詣ま

この祭正月下の寅より二月初の申迄

十日の間くるの次第及其の記不出

内宴 上音 内くの 茅表

ゆえ仁寿殿に於て行る文人詩を作る

旅して在そ[illegible]れ八ゆえ神前にて[illegible]

御忌 十九日より十五日まで 圓覚大師の忌日人京智恩院を

[illegible]ぶ四ケの本寺の外国ふのそ

院にて別幸法会あり故[illegible]れを

[illegible]と[illegible]の俗に長尚[illegible]やとふ 物天神 初ふ動

正月十八日八天神不動の[illegible]今年

[illegible]めて会日[illegible]れ八俗係に初の字を称

六の解 ○やぬ人元宿入の旅人との日男女親家に

到り或八寺社に詣て拉山一各ところの[illegible]奴婢を

主人よりとそをひろ家[illegible]ゆるん五雑組に所領斎

魯の人の走百病に出[illegible]又大和[illegible]六の解和泉に

て六入と[illegible]も数人の[illegible]江戸[illegible]八宿取りと[illegible]又大和

[illegible]八民間旧年嫁[illegible]る女親里へ[illegible]て今日[illegible]解

を掛く[illegible]を十六解と[illegible]十六日の解の略文

彼岸名月混雑して六入六解の名あるあり

女踏歌 十六日 大[illegible]正月十五日八月の[illegible]

集[illegible]洛中の男女声[illegible]

皇三年正月大極殿に踏[illegible]

夜に踏[illegible]と紀に[illegible]

[illegible]の夜[illegible]

終に[illegible]万年[illegible]

と号[illegible]古語の[illegible]

[illegible]

[illegible]

鬚子若葉　松の花　◎ろう緑◎黄緑
土筆　堀入　野大根　十ろうの花　蘭堀る
下萌　葑菫　鶯菜　水入菜
田を鋤　畑を　畑寸　種つ物
凝かる　牙出　餘寒　春寒
梅　万葉ニ有梅和名鈔ニ宰女今の人むめと書ハ俗名たゞうるとゝべ　春告草
白ひ菓　藏　香散見草　藏　いひもの花
白ゝさ　花の兄　汗四番花信風ニ寒ニ候梅を以て先とする故ニ
兄と好文木　起居注　晋の武帝の言葉　この花　和漢名物の

のおろ　紫ゝあり　宮家の中梅多り
名ほく　飛梅　無常説法現神通千里飛梅
一夜松萬事夢ゝ醒月吐雲観　赤開紅　絡の書　頼寺
音寺　裡　聲鐘　明蓮天錫　蓮
の梅　鶯宿梅　勅ゝ花ハいつもかゝ　ゝ　ゝのやど
其名　ハと同ゝいふこゝろ　拾遺集
◎綸旨梅　◎紅幸梅　臨梅　ゝ　ゝ
さゝろ　ゝ　ゝ　ゝ

雛の曲の名　梅の花衣　◎青柳ろうふ　◎雛の大芹ろうふ　ろうふ

の子の晴衣　俗に云ふ雛の日の祝れころを云ふ　梅の花衣　表白裏薄紫　法印裏紅梅　これを梅きものとも云ふ　称念院殿平家の物　鶯袖

鶯の衣　是は衣の色ふかあるを東ふ袖といひなく　衣の腋縫ふ袖之　藤幽州　枝折茶

榊の衣　表白裏青　紅梅　柳　この外一重梅　泊山

泊將　朝寝　◎竹を元名　◎縄尾　○山野ふ岩

○鈴子さん

雪ふ猫子の鳴ふを云ふ　夫ふとの所ふ行く

寝るふ猫子をとくまるを　泊り山も鳴名猫ともゞ

を元名とも　鈴ともふ又春の鈴とふ　鈴付

の尾ふ鯉の尾先より三枚めの鱗をとるく尾羽

ふ糸ふて巻付その上ふ鈴を付るこれ鯖あとを

とる元義の中へ死入て寝の居所の表れる附

鈴の音をゆて寝んがるく泊將ふハその鈴ふ鈴子

といふものをさして鈴の音ゆわ寝ふ寝を金也

さん見名を地ろ名ーとろ名ふ又縄尾とハ云ふ

寝のころ山へ海ん云を切り出ある猫の尾ふ縄

の君ふ云とふ猫を絶ぐいぐ雪のふるゆ

えもれハ山へ捨るころを云ふこれを縄尾又

白尾　鮎　和名鈔　白魚之　飯鮹　蜆　浅蜊

とふ

猫の妻恋　鳥さかる　山笑ふ　万山春色を催ふ

雪氷解る　送窮　九日四時宝鑑ふ云高陽氏の子衣れ

敬ふを好ミ糜を食ふ正月晦日死と世ふ糜を

作り破衣を巷口ふ棄く貧鬼を除く又池陽

の風俗正月十九日を以ふ窮九と屋室の壁機

を掃除ーこれを水中ふ投これを送窮とふ云

術聲潮云俗説ハ信ぜふ足ぐ定初也此窮也皆

晦尽の義之諸月をい所て独正月をいふとの云

その端を挙るこ　五雲間　接するホ

送窮ハこの方ニ晩日掃窮

霞三春物　**霞**　春の野山をかすむ　**霞保姫**　神ん神祇かあり

○初霞○八重霞○霞の網○霞の海○霞の波○霞の袖○霞の若○霞の色

玉霞　**霞の洞**　仙洞を　**九うすこ**

仙境を　**霞の命**　仙人ハ霞を服して命を延る

霞汲　流るる霞　共ニ酒を汲ム　**霞久**　霞のこと久方

春ぬかだ　圓　珠菴笑沖所著梨云春の霞ぶ

の花ののさそふ物をとくおハ霞をいふ　風の方山々せ

そるのほくくえる花をそ　阿社　**長閑**　**霞**

うらく　和の字を訓ス　**暖**　**ぬくと**　**水温**

鶯　經　春告鳥　**人来鳥**　古今集　大和物語　**こぶ老鳥**

とぶめ告きつ鳴ん鳥の宿の八つ　公忠　**金衣鳥**　風俗遺事　金衣公子

孔雀の花をもらし

うぐいす　古今序　**鶯の琴**　**鶯笛**　徒然草

鶯の異名也

名ふあ　待小以野の黄鳥ハ今の鶯ものを

ぶれ田人　**黄鳥**　とりの説あり或人云黄鳥ハ俗ニ鶸鮮

鶯とよるのそそのの鳥黄　**鳥囀**　水鳥ミつ

あり　鳥の大ずあり中ニ　百囀り

百千鳥　花くの名をいふ鶯を

夫ハ後人のひがこと　**鶯**　**駒鳥**

雲雀　**ひばり**　雲雀の異名　**永日**　**遅日**

雪鮮　**風光る**　**東風**　**初鰹**

鮒膾　**鱈**　**鱈**　**洲蛤**　或作　陳蛤　**青饅**

干鱈　同刺　乾鰯　海雲　白藻　水松

若布　鹿尾菜　海苔　○耳の苔　○黒海苔若後　○青の苔

○鶏冠の苔　於朝苔　○さゝら海苔　○索麪の苔

○十六嶋海苔　○奥津の苔　○品川の苔　○淺州海苔

○葛西の苔　相良布　楊拂　○芽ざし柳

○痛柳　○柳の眉　○柳髮　○篷柳　門の柳

○柳の腰　○柳の糸　○玉柳　○風天柳

陶淵明が吉事　玉の小拂　玉の緒や無ふ絶く　折拂　蔵立　曽別

ふゆ　椿　○玉椿　○伊勢椿　巨勢山の列　列ゝ椿

○数椿　○廉莫の花

列椿つらくふえつゝ巨勢の山路を　万葉集

陽炎　糸遊

糸柱一物を糸柱ハ　苣　唐苣　三葉芹　田芹

吳名ゆり　数布雜記　川苣　白州

麦菜　菠薐草　防風　独活

茲姑　烏芋　摘草　雜菜つむ　野山を焼

好き　木地の燒縁　春ハ陽氣ゆつれ反もそ

炉　て愚き物ハ換をする也

炉ゝ　ちも木地を用る流義ゆよりこ反も最反成

用ヲ又表ハ物毋あるこゝろもゆふ蒔塗の縁ハ表

冬、ゆゆ〜ゆう水用由又洗ひ縁とゆもの　春の宮

あの〜年竟ハ冬ゝと表をヨヒ〜ゆのゝ

東宮を　臘月　春雨　榆莢雨　太平御覽　春雨ゆ

カース

青雨　紙鳶　紙老鴟　風巾　共ゆ　茅〜

これを造ると今按むるゝ和名鈔ゆ云辨色立成云　使へゆふ　幡信軍用の為ゆ

紙差鴟　世間云ふ師勞丈　以紙為鴟形乘風能飛云紙鳶

これをこゝ〜按むるゆい可へハ音のゝ〜ゆゆ〜別る和名ハ

ゆゆ〜と天ゆ今の鳶たこゝゆゆゝの古制衣ゆゝゆ欲

烏紙戯と名つけ玉ふるに後の三もやとれもあり
形の烏帽子に似るゆへの名なり江戸の俗八章魚といは
烏紙小判その名も大きく正月より三月のこゝろもて
児童の玩とす伊豆より三河の国八五月紙鳶せ
あ紙の製三州最巧者

なれ、名のたこやたこのいのぼり　信德

風箏　紙鳶に用る所風かよりて　春小雨ぶや
音を奏る所の者

春雨　春雨ぬ　春雨ぬ　春雨ぬ　春雨ぬ

春雨のそく八春小雨ぬ　春雨ぬ　春雨ぬ　春雨ぬ　春雨ぬ
春雨ぬ

鈍と云ふ宮里宜春酒を釀して以句芒神を祀豊
主を祈る百官農書を左てそなへて以本を勞
ることを示す乃今を世者しく上巳九日と三令節
となる季

二日灸

二月二日男女灸点を医書小
八月二日針灸小ふろーさの説
俗傳

あのこれまうく俗傳てこの月二日を用るあるこれ
民間点灸の附口唱を當病ありその所をやく
人神當小去べしと此俗お伝ふ聖徳太子の教へ
いハーなり所へとそ八月二日も又神をやく男女灸
点を共はこれを二日灸とこいふその効他ハ倍をと
いう歳時記小この日朱を以小児の額ハ点を名
つけく天灸と以疾を厭ふとあり今本邦
京師祇園の社ハ疱瘡を免ることとらく
小点して狗子といふ云ハ疱瘡を免ることとらく
これ天灸の

初午

二月上の午の日稲荷祭を
又山城國稲荷山今日新
所供を献ス社家毛利氏これを綱進を中の社ハ
倉稲魂を祭り田中の社ハ大巳貴を祭る云ハ本

朝衣食の祖神ハ蒼生安逸の神ハ今日農
民糸竹特小多ー門前の家ハ百穀の種を雑菜
の種を賣る又大小の陶器を主賣ハその大きなるを
でぼうといふその姫路州轉法の海鹽ハ製ー生せ
る所ハ轉法焼と云ふ云ハ云ふのかうるおをつくること
なこの土器をる中小運搬ハつぼの音あり祭小
名と云ふこれを以小児を賺ーハ又大人も陪をこの門ハ
入ハ火中小投ト焼盥とも今日民家ハ菜
糸を食ふ糸竹の人神糸ハ投もる処の殘たる
簾の間小出るあれハその人福を得ようと清掃
て家孫とも當社出現和銅二年二月九日ハ長
暦を以これを推と云ハたまく初の午の日小當雜例考志
この社ハ七度詣もる例ありといひ伝ふ
酒の水ハ云ハ山七日のぼりしまーと甘ん
○氏ハ也もこの日王子妻恋三囲芝崎小の社ハ糸竹
ー近年王子稲荷最辟集を西ヶ原より先田の畝
也て百穀の種苗を賣る糸竹の法人伯絡紙製の瓶を
買て土産とも又茶の木稲荷の氏子今日茶を喫ス

その外あり茶を禁ずる家あり民家市中とも殺生あり稲
苅を祀　灯燭をうげ鼓吹して舞ふ近く八雲間の霊
霊鷲のごく遠ハ蒼海の波濤を供ふ江戸の繁栄実ふ
耳目を驚ふ水落ちう　初午やわうの乳母星月夜　泊徳

水間祭　上ノ午

泉州龍谷山水間寺聖武の勅願
行基并天平年中の開基之地寺今日歩を運ふ
天台と本ふる正観音ハ行基四十二歳の作今日歩を運ふ
者尼雑を消除し福寿を浮るとう仏ハ天皇聖
義えたまふことあり皇城の西南ふ救世の像ありと乃行
基をしてこれを索し心泉州山谷ふ到りそこ[illegible]
神龍あり大士の像を護持し以行基ふ附ようし
てこれを献る即ち梵刹を建て安置ス天皇の賜
義今日の由多ふ毎年上の午を
金日と云土産ふ草蘚を貴ム

東福寺懺法　上ノ午

恵日山東福寺ハ洛の東南ふあり門前の街
道橋より北を一の橋と云ふ宮廊の境之南を三
の橋と名づく乃ち稲荷の社前之毎年二月方寸の
紙ふ寺の字を去て寺内の同聚房より出ス火災

疫病を除くとう今日初午方丈ふ於て明抱が画
く処の観音三十三幅の像を掛ク懺法を修ス
開基聖一国師之懺法と八天台大師或説道式を
修りたまひ六時ふ六根の罪を懺悔するの法ム今日
の終り

則長寺本妙寺詣　上ノ午

江州三上山の辺ふ旧
跡あり今も二月初午
詣あり之の本妙寺山門ふ属して天台宗ム織田家の
兵火ふ焼て山門一旦滅亡の時江州辺の末寺も
共ふ回禄ス乃ち又その一寺を営べ一切修ふ近江国
野洲郡日足山本明寺本ふる馬沢観音ム今旧跡
三上山中ふあり堂宇僅ふ二間四面里俗の説ム本
ふる八像秀郷が中興ふして所長一尺ゆう毎年二
月初午開帳あり鐘ふ銘ふ百足山本明神とあり
その梵ふの平林ふ三上明神の社あり是を[illegible]
ふて本明寺観音ハ三上明神の本地仏なりしふや
堂の前ふ三十三間の矢場あり初午の日今ふ到て
弓矢を在歳ム里民も弓矢を商ふ条指の人
これを買て奉納ス[illegible]

或八三十三年を両帳の期とも當時初年當日より
外ハ北佐久良南佐久良両村の百姓四十人ゑう清ゑ
結びゑ一村より六人つゝ各十二人を年貢とし万吏を
支配と本ゑる南村ハ左と沢ハ北村より封を分小村
ハ左と沢ハ南村より封を分く互ハゑる敵のゑを示
ゑ一初年の日節分の夏と十二羽を拵く法人行所
ことゝ
ゆゑ

魔耶参

ハ拾州鬼ハ那畑原村　佛母ヒ耶山切利天寺
の山ハ小あり大化元年の草創伽藍坊宇二百余
あり今後敬廃して今猶ゑ存ゑり二月初午の日ハ
何馬の法難を祈るとて馬を牽て献
土産ハ昆布を買て帰ることゝ耶見布と云

吉野縁起

二月舎式とハ當五月より来五月迄長日不
退の行人寺僧方を差供と号て満堂方と戴
法と云件の両行者二月朔日本堂へ出座して供神
酒を献ず幣あり本堂の廣庭ゑく敷く縁
をゑくとゑ世俗これを吉野の縁起と云縁起と云
しゑとゑ此義ゑりて正月下旬より三日の百花供戴

法の両院坊より施行の義あり近國の非人乞食参
来る吉水院考物○又拾州平野大念仏寺の本尊一仏
十菩薩の画像ハ供ゑる鏡餅を歳の首ハ吉野山
義王権現の神人参りてこの餅を被献して ゑりの餅
ハ三ヶ炊て又候ゑ二月彼日本堂ハ拾人を施
これを縁起と云又吉野山中の僧侶ハ餅を配ゑ
この節下使の家婦餅を曲物ハ

行基系

雑談抜

二百拾州
ハ陸ハ〻ゑき院ハ配る新
河辺郡昆湯村崑崙山昆陽寺八四十五代聖武天
皇天平五年草創岡山行基ゑ作ゑる薬師の像を造
て安置ス天正年中岡禄今僅ハ宇を構へ安ゑ返
岡山の像を置ハ町東ハ池あり昆陽の池と云池中
の鮒皆一眼ゑ池魚を変りて行波明神と号く二
月二百里民参詣ゑこれ
を行基ゑ作ゑ

釋来

礼記王制○釈奠ハ孔子の祭なり上の丁を用ゆも
禮先師
四季物語○釈奠ハ孔子の祭なり上の丁を用ゆも
日蝕行事ハあゑ中の丁ゑあり
○釈来ゑ仏を拵掛會と云ゑり
○釈来　奠幣

二月堂の行

朝日より南都東大寺に有り牛玉加持の修法乾日より七日
西方を上の七日に上午刻の親音の像大に有り上の七日大
像の親音の前に上午刻の親音の像に有り上の七日大
有りて下の七日に上午刻に像の親音の法事を修す八日より十四日に
の夜水屋の井より牛玉を貰る水を取る九年
中用る処の水この夜水に汲て捕る者に実忠
美狭国宇佐明神の御宣に依て水を掘井に取る
午玉を貰て七日十四日の夜必掘井より涌出て今の井
水の出る水満ち加へ今夜水を取ると見師実忠に
似たるの東大寺の僧朝日より十四日に至りて各集給
さて二月堂春夜修法ありこれを練と云その修忌願
疫病あるこれ勤ることあり三十人或ハ二十人来て
修法あり修行者きこと云ふその手言と条治の男
女志願あるこれ仏前に止宿するも竜と云ふ七月の夜
修法終りの修室より廊下を磨く堂に入る有験の
去大松明を取る寺僧諸行て堂を巡り暁
水を上午十二月の夜に又同し　水取の像の貴の音

水取

はじめ見師実忠二月職を修す初夜の時龍神
を請じて神名を請じて神名を請ず若州遠敷明
神あり威夫手一この食に与ふ供ス若州遠敷明
渇仰を生じて流れ出る実忠が職を
二ツの物石地を穿て孔開を穿て孔開を穿て忠実白
井泉涌出ツ実忠石を穿て孔開し侍の樹に出るもの祈
井水掘て二月修中開伽を次と云ハ数僧井の辺に
集り遠江若州の方を持念須臾に水盈溢遠
敷の社前に河あり この河流を絶く音を聞民こと
を怪しむ蓋し神河流を通して閼伽を送る
この事を中世里民この川を呼く音を聞と云ふ此
水を取て美符を祈しこれを出す世に二月堂の水聖
と云ふ美符ハ
別牛玉ハ

芸新の能

芝能　二月七日より南都
奥福寺の南大門
小薪の能　元亨奥福寺夜中法会の
寺僧の奴僕春宵に怪むこと門前に数て火を燃き
その光に就て舞ふ能優を舞長夜の戯と
云ふ有りその内金春。親世。保美金剛四座の業

と云ふ両座八江戸にあり南都休眠の両座これを勤ム七日も又如此
九日に至れハ初日の一度流徒ハ者宮の器
に盛て薬を施ス次座門能を勤ム十日も亦
次第かくのごとし宮能第七日より十三日まで
両座おこなひて門能をつとむ七日の夕雨ふれハ
八十四日順時まこれを勤ムといふ○大和名所志に云
薪の能の起りハむかし西金堂の修二月會より
出そう流徒の筆記に云興福寺縁二月會ハ弘
仁十二年より始る東金堂九八相の花西金堂三
十二相の花六十種の香華を飾り擁護の法神
撥実の法佛を勤行して供類ぜらるるのち
清和天皇貞観十年大風万木を伐雷山を
崩し地を穿て蓮の田をつくり此ハ後ハ西
金堂の前ハ完一円にくぼの田をつくるの末南大門のせゝ東
に接てこの完より麝風頻に吹出て法堂の
瓦結敷の門扉を吹あげ散乱ス衝く雷電
地風止て後虚空に戸あり天に日月星辰

八天子の慈悲四海の我起ス我国の正法ハ
明らかに通ずる大流食後ハ絶ぬ
法会の中絶しるを怨ずとそ絶るを怨し西金
堂の法会を南大門に移して行る是風穴の
この如かなれ紀る故ハこの会ハ往古より上り場とそ
昏夜を問ふ法会の前ハ焼り昔唐人来り
て西金堂の陽にくこの芸新の光を発し踏歌
けるとそのち後小松院明徳年中より後二月
会の有ること一七日南大門に於て猿楽を
さしむるの法より上り陽の芸新のものを舞ふと
まてハ水屋の門ハ猿楽の藝を施ス故ふ
芸新の能とハ○近世西金堂及南大門の後二月
会の法ハ毎年十月義堂礼
の時法ハ猿楽能なり上ル者寄事のな
年童と云ふ流徒の集会所ハ本寺尊者と云
故奉ハ流徒の接伎猿楽の意外立会て面白
の濫り命の上徹もろ所ハ猿楽を止濫ぐの
と流ハ能を始るに奥福寺の貴主義ハ流徒ハ

[illegible]南大門の辺に掛け売を禁ずるの約束いまに
[illegible]ハ鑑うけと号し高サ一丈ばかりを限り
[illegible]に限る掛売を
[illegible]て見物処とす　雑談抄

事納

八月　汁供数　六質汁

○武州の俗二月八日を支[illegible]と一十二月八日を支[illegible]
[illegible]竹竿の先に団筋を付て家ごとに
[illegible]又今日芋午房大根赤小豆の六種を
[illegible]と名づく婦人ハ針の
[illegible]汁供数一日線針の業を
[illegible]その由来を[illegible]或
[illegible]祝のことを始め
[illegible]この名あり[illegible]
[illegible]大屋大夫家
[illegible]征伐の日先ッ
[illegible]武夫国志れ
[illegible]ハ門に[illegible]を生ず
[illegible]二ッ[illegible]
[illegible]を掛ケ二ッ[illegible]
[illegible]征伐のことを始めひしの二月八
[illegible]

日ハ今も[illegible]を出ス[illegible]迷ふ[illegible]
[illegible]我者ハ[illegible]二月線
針を作ることハ已に久し五雑組云唐宋以前
皆以社日停針線而不知其所従起也云云
謝肇淛云呂公忌云社日男女輟業一日否
則令人不聰始知俗傳社日飲酒治耳聾者
如此而停針線者亦如此也　本朝の俗二月線
針を作ることハ[illegible]ども社日を以せ[illegible]
八月を以て八月を以て十二月
と[illegible]鮮[illegible]めん

春日祭

大和国添上郡春日の宮ハ大中納言の氏[illegible]
[illegible]前夜京を出て南都
不[illegible]夜ハ入り[illegible]散市の[illegible]を動らる左右
の馬の允神馬一疋を[illegible]午の刻ばかりて此
[illegible]を奏ス上郷住還の宮雨ふるを吉とス[illegible]の
前日春日の社家ハ[illegible]の丈子を南曹の矢[illegible]
翌日ハ関白氏長者[illegible]門外ハ
[illegible]の草ハ人の扎を立

大原野祭

二月　山城國乙訓郡に春日と同神なこの神ハ
皇后の為に建せ給ひ百年社遠ふして祝をき所に
後一条の

祈年祭 四月

[今事根元]

なるの祭なく行年祭の神三千三百三十二座神祇
官の祭る神七百三十七座業上業下 國司の祭る神二十三
百九十五座 神祇令

園韓神祭

二月 丙神とも宮内省に

神なく今ハ祭ハ并通る辻上元町に社 **祇園御八講**
あり年荒神と云ハ乃ち是なり

八日 祇園ハ山城國愛宕郡八坂の辺に属す今祇
て八講の義ハ元亨八講ハ勅命にて行る法花
経宸筆の義あり今白家に執行る法
あり法花二十八品に結経を量義経を加て三十
日三十日の式あり八講檀とて両檀に敷てこれ
を飾る講師問者を定め右座ハ仏名をよ
に唱へ花笠ハ法花八巻の大意を論ス別に論題
を設て論義ありその外伽陀唄散花の法式
厳重なり天台一宗なれ共ス或ハ禁裏の御八講ハ
興福寺東大寺延暦寺園城寺四ヶの大寺に頃
懐を尽くしやや光明皇后の御願法花経ハ墓つ
に水ことに彩こう我沢にとをつくてをえ一これをを
ふ対ふく唱ることもあり 摂渡安品に操薪及菓蔬
隨時恭敬与の例ふひ薪の行道とて天子
御行道ともく薪菜竜水捕に六位の蔵人三人これ
を役ス 摂関行香ホの義あり祇園の祇八講も台宗
別院のと云勅令ふく行ふ今も社

列見 十日

内ふ慈覚大師の像を安置ス遺跡なり
上卿参ス外記史なと多り太政官ふく六位以下の
藝云能ふるかを元と武教兵部の二省より年て来
ふるを上卿ふ云ふく答量容儀をこころ
拝所の蔵を上卿以下殿に大ハ義の蔵納ふ
撮の蔵参議六位ふ作り蔵人班参
後以下ハ時の蔵をさしえ

湯嶋天神祭 [今事根元]

十日 江戸湯嶋天満宮ハ文明十年夏六月太田道灌
菱垣のことにより城外の北畔ふ菅神の祠堂を建く

数千人の民田を与へ梅樹数百株を植ゑ〇左のよう
器の器に油あるとい二ありたれとるゆゑとりて志めの
うちゆゑ[illegible]の[illegible]を[illegible]をとりてるゆゑ[illegible]
小社の所神とゆえ名八[illegible]とれ[illegible]東風吹むく教
[illegible]遠くあるの神の梅ゝ香[illegible]
ゆゑ[illegible]八文明十九年の春ゑ」當社八戸隠明神を
以地主神とし風土記ゑ云湯嶋社神貢百束三毛四
宇田雄略天皇二年癸巳八月自宣所キ刀雄神也
[illegible]男八戸隠ゑ今社内小祠あり〇毎年二月
十日別當喜見院号北野山台宗　解を磯石の如く四
上野末神社五石
角ゆゑ神供とし後氏子の家ゑ配る世俗陽[illegible]の

遺教經會

九日より十五日まで　訓讀會〇瑞泉寺詳

碓氷恩寺の釈迦堂八洛の上立賣朱雀の西ゆあり
元天台宗ゑ近世ゑ云宗とする方丈を養食命坊と
号ス千本の釈迦堂ゑこの寺ゆ嚴系秀僧建処の
堂長平教經知次の時ゆ始セりとて寮あり一説ゑ秀

山大

僧の堂教授の室ゆ初ゆりある処ゆ多く廃頽す
近世これを再興ゑとゆ又一説ゑ猫間中納ゑ光隆
公の家士岸高格千ゆの地ゆ大報恩寺ゑ建て如
[illegible]上人を請スと云ゑ八秀僧の堂教授の寮皆
[illegible]欲」毎年世長雪ゆ風烈て故ゆ児童の遊ゆ
雪経ゆ糸ゑんより竈の花ゆ糸ゑん如ごと吹り
遺教と雪と和語相ちゑ〇此寺ゆ普賢像の
[illegible]ゆり俗普賢堂の樓と一間麁豈の弟ゆあり

千本釈迦念仏

千本釈迦念仏とゆハ二月中旬遺教經會ゑ者て
のちゑ文永年中如輪上人を始とし[illegible]ども実ゑ
恵心僧都の高才定覚上人[illegible]釈迦念
仏の祖ゑこれを音乱名号大念仏とゆ一旦中絶
て二百五十年の後亀山院文永年中如輪再興ゑ
釈迦念仏の工徒慈草ゆ尺ゑりこの法会ゑ九日
ゆり十五日ゆ至る今東山智積院の僧侶ゑ代
勤ゆ訓読会とハ遺教経を訓讀ゑ此経を
釈迦涅槃ゆ入ゆ弟ゆ仏弟子ゆ
遺嘱ゆ故ゆ遺教経と名つく　北良[illegible]講

近江國比良の山高ふかり

八講の訳前ふ志るせり

涅般會 十音 涅槃像 仏

○二月の別 ○佛の別 ○周の昭王二十四年四月八日釈尊誕生し給へ滅八周の穆王五十二年ふ當る年七十九」周八子を以正月とし志志寺ふ今の二月四月ふ成ふ

ごとくの説八非ず印度の二月八中國の十二月を以て説ふ暦○洛の東福寺ふ北典司が画へ処の涅槃の像あり縦八間横四間あり今日法会ふ掛てむ

外処の寺院ふ於て

涅槃会を修せり

雪の果 毎年この頃みわく 世俗の流ふ

雪の終りハ涅槃とす

西行忌 十音 西行法師八尤金吾 義系 康清の次男俗名八儀 清鳥羽院の上北面徳大寺家の被官ゝり

コヲ遠國ふの遊人保延三年薙髪下も大實坊圓位と号ス建久元年二月十五日寂さ給ふ八花のもとにてなる死んなのきゆく花の下月のころ代ふ辞世ふあるべとくとも偶終たるくるの期ふあり是又奇といひつべし

常樂會 十五日

南都興福寺東金堂ふ圓浮檀金の釈迦像あり

その扉面ハ涅槃の像あり傍ハ菩金閣が圍る処

ふと今日その扉を開く常平会も涅槃会を同ト摂州四天王寺ふも涅槃会を常ふ会ふ

嵯峨の柱炬 十音 二月十五日清涼寺釈迦堂の

前ふ大松明両基を建ゝ

元ふ於ては火を張ド地下人各松明を巡り家毎ふ

の号を唱へ幕を撃て踊躍これ西域ふ於て釈迦を

墓の遺

候花奠 十音 京師の俗正月用る処の

候花を貯へ置て涅

槃会ふ考て供物とし志又正月の候をあんの如く

きゆを並てもこれを候花意とす

積塔 十六日 盲人撿校以下の衆分ふ当る各

京高倉綾の小路ふ清聚菴イ

あり元孝天皇の皇子雨夜の内子の為ふ積

塔會を修ス積塔の名義 富志の盲人大撿校経堂

法花経ふ言

を綴く座上ふ字 聲 神の画像を安置これを

絆ゝその後大瓶の酒を砌ゝ盲人六流の中四人を撰

平家を譏りし字　瞽神八日吉廿一社の内十社を取てこれをあがる俗も瞽神をあがめて病神とし　この画幅常に掾撿校の宅に安置　その人死もれハ次の撿校に与奪ス　七盲人琵琶を弾もるゆゑ妙音弁才天を崇む　九平家語の作者　長論者　俗に茅室時長と作る　延慶八伝説　節司行長の他へ　又一説に悪七兵衛景清草創　平大納言時忠　これを俗婦　その後三位時長　その要を寫　玄惠法印　又これを改練　全書とする　盲人平家語　瞽神八生仏　ゆゑ　ゆゑ　撿校　二才子あり　覚一　城一　城一ゆゑ才子八坂の居　城元　その次を城京　又その次を城存　覚一が才子四人あり通一　昊一　景一　清一　所謂城方の中大山流　妙文流　都方の中志道流　妙観流　戸嶋流　玄正流　城方両流盲人　都方の中戸嶋　玄正流も又盲人　故に流の中間半　これを勤む盲人

座頭と称　その間に官位を立て官位階級あり　才一の上首を撿校　その次を二老　三老と称　一老より以下十人　五人常に京師にありて万事を計り　五人を地方に遣す　老と称　此治　故に他邦に行とある　在村の撿校四人を定て震張を出納せしむ　これを結解と　万事の経営を主る　盲人をそこれを職事　有髪の男子に　積塔納涼会の日　烏帽子素袍を　盲人をめぐる　会を立て帰る処　盲人の田地社司の有と　故に遠方より盲人を　京都に　宿を定ざる　先ず　大炊道場　名き　天台宗の中世時宗と　堂前に　先

天皇も又上賀茂の封境の中に田地若干

孝天皇の塔あり盲人或ハこゝに須ゞとゝ〇江戸
本所一の橋弁才天の社中そもこの日京盲積増
會を修ス又の武大繁洛の清聚唐ホ和ホ
當社ハ元禄年中摂撫按故山民起立ヤリ今ホ
多りて摂撫按　摂州難波の海辺さ
ゝりこれを支那ス　貝寄　當月廿日最後ホ吹
風を貝ゝとゝこの風ホ濱一吹ゝもする貝を拾
ひて聖霊会供養の造り花をこれにつけ上
宮太子の墓ゝとゝ又或人云四天王寺公文
所秋野紹頻の説ホ二月十九日四天王寺の公人
六時堂の前ホて日和乞ゝとゝを行ひ住吉の浦
（郎君子をゝりホ四ゝ乞来ル廿二日聖霊会ホ
曼殊沙花ゝこの貝を拾て舞基の四隅ホたゝく
舞楽を奏ゝるゝ其の貝の形様の花ホ似ゝりこれ
を筒花　**踊念佛**　四天王寺会仏堂ホ
ホ造ル　中日　このとあり天築ホ
名号ゝて大八井の画像を掲て念仏様行ハ
ホ良忠上人難馬の見波門天ゝ感得の所彩と

今日平野大念仏寺本ゝ法会を修行ス法会の
半大和河内の道俗各十徒を引き紙をつけ
ホホ拍ゝこれを指く踊るホハ一ゝホ乱ホ念仏
て踊るゝ又ゝ大和河内のゝ由緒
ゝ豪家の禅門ゝゝハ此　**圓宗寺寂勝會**
法会ホ入ゝとゝを許ゝと雖ゝ
ス九日　此寺今絶ゝ所室仁和寺　**聖霊會**
の境内ニその名あり（勅會ゝ
摂州四天王寺ホ於ゝこれを修ス當日太子の像美
舎利堂の両輿を接して六時堂ホ安置一舎利
二舎利以下十二坊の僧侶を会ス堂前の築基に
於ゝ大法事あり寺中ゝ一丸腸を一舎利とゝハ
ゝ二を二舎利とゝハ舎利ホ和ゝホ
多り當寺年中の法会の中この会を以ゝ一とス
淺間祭　廿二日　駿州安部郡淺間の宮ゝ元年
中の名紀朝義を攘ゝとゝ八十
三度あり今名月のゝ存ス来ゝれども二月廿二日ハ
ホホ礼ハ今ホ多ゝて厳重ゝ府中摂町ゝり紅去練

物ヲ出ス　此日社の外ヲ拔テ公事
を為ス　近々の云ハこれを買ハ

北野御忌日　十五日

○菜種の出供　○今夜西京御供田を刈る
家大小の所供を小野の社ヲ献ス　宮司老女お迎
双方ニ幣帛ヨウ神前の階下ヲ掃ヲ毎ヲ
を作ル宮司の一老と巫女の文子と直ヲ是を取て
神前ヲ供ス　これを供と云ハ又勢供ともいフ　後ハ
菜殖の出供と称ス　供物の上ヲ必ス黄菜花　掛むす
日ヲ多ヲ忌ヲ　或八年ヲ　菜花いそぐ開ざれ
八撫ヲ梅花
を以ヒとと云ハ

吉祥院の八講　十五日　二月十五日八　天満天神の

神あり　たゝ一日ハ愛の告あり　後鳥羽院天仁
二年ヲ吉祥院ヲ　八講あり　菅家の軍
てこれを約ス　公事根元　○吉祥院ハ東寺の西南
ヲあり天神の祖父清友の建立　加州富墓
左を以永ク八講の料ヲ　菅家長元
記ヲ　河内国志紀郡五師

道明寺祭　十五日

村ヲあり一名五師寺と

いフ中興住持の尼覚寿　巫祖の伯母
古ヲ在近の時この寺ヲ　雜
終抄ヲ奥の天神と八天穂日命　菅夫の社と二
社合ヲ　今
日ヲ礼ヲ

亀戸天神花踊　十五日　江戸本所の末

亀戸村ヲあり当社ハ寛永二年菅家の末裔ヲ
鳥居信祐　筑紫太宰府の天神を勧請
ヲ寺より他国ヲ　当社を
世俗綽号ス　東の安楽寺と称ス　社頭ヲ
雑木とハあり　花踊ヲ
花踊あり　天神祭礼八月十五日ヲ　本所
牛所前と
隔年

牛頭天王の所讀經　二八の月大般若
經を百石城ヲ
講　四月ヲ及ヲ二の日ヲ八月ヲ
僧ヲ茶を湯ヲ　天平元年四月ヲ
より　公事根源ヲ　春秋
二条ヲ百僧を南殿ヲ　大般若を読む
その内所前僧七口を定ヲ所前ヲ　仁王経を

續しむ納会冬後各一人南殿に参を行ふ自
余の所々毎月毎に貞観清和の御時毎月これを
行ふ一元慶天皇陽成院祇
のうち二季にこれを修ス　時宗通念佛　五条
の西府彩堂に於てこれを修し一遍上人中二世頃
阿自作の弥陀の像を本とし毎年二季の彼
岸中七日会仏あり中世以来尼を携て寺中に多
扇を翳してこれを四方に乗輿し世に彩堂扇
と称ス是も一寺

社日　春分の前後に当る
戊の日をいふこの日土地
の主神を祀り　社公社母旧水を
農事を祈る　食す故に社日
雨のごとし　**治聾酒**　社日酒を飲バ耳
聾を治ス　**彼岸**

いろは提要録　時正　○波羅密多唐に翻して到彼岸と云
大師金剛の疏に度彼岸到彼岸と云
うこれ義に於て異あり度とは此岸より
彼岸に到るの義にして此岸とは生死
の遠ひあり故に二義に別ち又到彼岸とは
彼岸到とは到の字の如き処のみならこれ義に
於て異を別ち但体用の前後せるのみ
天竺と日ひ体を先にし用を後にし故に酒
飲む業のむと云唐土に於ては欲酒喫茶とのべて用
を先にし体を後にするを以波羅密多も天竺
の語のまま訳もれば彼岸到と唐の語に準ず
ましは到彼岸とよむべく梵語の上下波羅蜜多
多到の義かくの如くとまるまるこれ彼岸到とも
訳し又支那の語に格て到彼岸とも翻ずる彼岸
八金剛疏に生死はこの岸とし涅槃は彼岸とし
煩悩は中流とあり別教若の一心三観
アるべく生死の此岸より煩悩の中流を渡り涅槃
の彼岸に到ると義門和尚心経講録の筆記
に出ず○時正は彼岸の中日にして年中の昼夜
半も長短
なし

苗代　苗代菜英　**水口祭**

早稲水稲のうるむを苗代の水に幣
ゆどころ〻〻なる事後鞍馬の流水幣串に
一生をつゝねに
あふるとゝろう

種井

○種浸○種物ゝ元○彼岸の前十日ホ穀を水
ホ浸〻〻彼岸後十日ホこゝを出〻種を下ス元二年七八日
これを苗代とい上七日孫〻乃苗生ス　和三　麦の五
用中五日を撰ゝて種を水田ホ浸ゝ〻ゝ
堀川百首
物のをる苗代垣をつゞけて今そ種井ホ種ハ生を考

圖伝の云ふ種井ハ

種を漬る井をいふ

益蒔　麻蒔　上世ハ麻仁を五

穀の中ニ加ヘ月令ホ食麻とある生ス

蕨　○里蕨　○温蕨

今ハ〻〻宗本朝ニハ上代よりこれあり

○蕨名

山根草　義五秘

紫式麿　朗詠集　堀川百首

蕨の異名

狗脊　苹蒲公英　五味子

杉菜　狗杞　虎杖　薊　猪薊

連翹　韭　蒜　胡葱　野の蒜

水葱　擂　蓼の花　菜大根の花

髪曼草　女児の戯る髪を結ふ艸

ゝ成ハ〻れを雑草とス　草ヶ若葉

末黒の薄　春の野の焼る跡ホ生ス〻れ〻〻〻

白ゝ黒ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

萩の焼原　好ミ〻〻〻

何なり　萩の末黒　萩の初生

ゝ〻これを焼ス

雑談抄　この説未詳

草芳〻　角組芦

芦の角

芦の錐　蓬擂　二月三日ホ擂を上ス次ホ五月五日ホ擂ル江州伊吹

山ホ多〻下野日光山の下　標茅ヶ原の艾をも

用ヒ八二所古ホ中もよろ〻又艾ホ製ス〻〻〻

食用中もつむ　天和本草　蓬八餐　接骨木花

治ホ用ル花ホ〻〻を略ス〻〻ス

銀杏の花　若紫　紫草　ひさかたの衣を染る

紅梅　○唐綿梅　○八重梅　○黄梅　初櫻

○櫻木　○越中梅

彼岸櫻　ともは　山櫻　八重さくらは十日ばかり　ほく　彼岸さくら

ようか十日ばかり遅し　糸櫻　ひこ櫻　一重櫻

一きさくらの一種ん　遅し

姥さくら　花多く葉少なし　熊谷櫻　花の魁

京ハ名づく　雞山拾編　とのこと

ろく彼岸さくらハ先さくらて　児さくら　山さくらの一種

八重の花ゆゑ　大和本草　ん又ハさくらの

類を列挙　犬櫻　櫻ハ俗ハ櫻ハ故ハ犬と

ともいふ　ゆゑ俗て非なり犬と

いひ鳥とハ大さくら　天莫　鳥名　鳥の類ん

京師の俗犬櫻を　ゆゑ犬ハ　とハ

漬て酒の肴とす　二月

の季ハ二月花を開ク　初花　花を待

接木　接穂　○春分最後の節とす花譜ハ

接牡丹ハ秋分ハ接椿ハ　弦木多くハ春分ハ最後ハ

梅雨の時又土用ハ接と号　初雷　初電　春分ハ

悲ー秋分ハ雷　雷ハ

声を収む　月令

芳宴の稚葉　燕　乙鳥の巣　○燕ハ春社

ハ来て秋

社ハ

鳥の巣　古巣

の名ハ雉故ハ高組雉　雉子　野雞　○漢の

ハ雉子　呂后

ちとうね鳥　雉子　秘蕊抄ハ

ちとうね子　ハ

貝鳥　果鳥　このハ鳥の名ハ

とかりへべー　弦鶴　ハ

歸雁　今ハの雁　引鶴引鴨　春ハ引ハ

松ひーつ　越後ハ菊ひーつ　を苔ひーつ　ひーつ下野の山中ハ松ひ
ーつ　こゝにまつあり　是松ひーつ　ゆやとを産子　孕雀
ひり　爰人云啄木ん　とゆきぶ　何り　是家　孕雀

雀の雛　孕鹿　麻の鳴聲　蚕　蜂

蜂脾　○蜜ハ夏月蜂脾の中ハ貯へ　已が
冬ハ龍の食物　とゝ分る　自然ト脾を結ひ貯
を山蜜　以熊野ヲ八山密　とて上品　又
大樹の洞中ハ貯を木密　とゝ家ハ養を家蜜
とゝ凡蜜を釀る所諸國ハ有　紀州熊野を
第一　ゝ藝州　これ亞　の外　勢州尾州五州石州
筑前伊豫丹波丹後出雲　ゝ昔より出
又船来の密あり　下品　蜂脾蜜蜂裏　ゝ
蜂脾を以春　蛇螈の類穴を出　蝶　和名
故ハ日ハ　ゝ此ハ出　加波
比良古　新撰字鏡　蝶ハ音のゝ　ゝ
を新撰字鏡を得　ゝ

胡蝶　蛺蝶　黄蝶　鳳車　好ゝ花の香を吸ゝ髭を
以ゝ交ハ　以臭ゝ
粉退ゝ云　胡蝶の夢　物論　馬刀　寄居虫

蜷　諸子魚　鮡の子取　蒸鰈　田螺

田螺鳴　亀鳴　夫木集　亀も田ハ　月の
蝌斗　ゝ夜ハ鳴ゝ　蛙
山蛤　無声の蛙　江戸ハ石川を量山往通
聖問　和尚勤学の坊ゝ　院の八幡林　開山了誉上人
ゝ一山の蛙を封　籠さ
三月の形　常ハ光　世俗三日月
人と称　碩徳の智識　或又ゝ声の蛙他州
ハ　当山の上只人口　ゝ近年
住ゝ量山ゝ声蛙の句作　ゝ
録　河鹿　諸説或ハ医　異ゝ見原氏の大和
す　草ハ杜父魚　ゝ

庶ハ魚ヨリ出テ蛙の声最佳ノ美ナリ山川清流
の中ニ有リ其色蒼黒ナリ其の足ハ水を充テ
指の先ニ有リ九〳〵夏の末より秋鳴ク又一説ニ河原ハ
近来の称呼ニ西行ヨリ西ハ河原と云ふ今ハ皆ノ呼
称信ジ難シ尽テ考ヘル可シ〳〵蛙と云ふ今ハ河原ニ
有リテ八万葉ニ蛙を八ヒガヘル〳〵秋ハ強る也
ちくる長明ハ名称ヨリ処の井堤の蛙〳〵河原の形
様まちまちなり考ルに八河原ニ名ハ古後の名ハ古
ハまべて蛙とのみ称ヘタルハ疑ヘ山ニ有レバ水中ニ時ニ
あるこれハ秋の部ハ出セリ河原も秋ニ成ル〳〵今勢を
以テ

蛙黽 本草ニ云蛙黽莫秋反和名阿末加閇流 和名鈔 **癩蝦蟇** ヨリ戴

この月好ニ成ル垂胴ニ成ル家の簷下ニ来ル人ヒトシテ
知ル所ニ成ル

この月をとりて〔そひ出よ垂胴ノ下のひきの声〕
昔の人ハ秋ニ成ルハ人ハ秋ニ成ル人ハ秋ニ成ル
ひ誤りて〔ひ〕
説を〔ひ〕の秋

出代 昔八二月三月奴婢の出代ノ
今八三月晦日九月十日ニ

季春八日月大深ニ會一
て斗辰ハ建の辰ニ
乙ハ出ル辰ニ

姑洗 律 **清明** 節 春分の後十五日ニ

穀雨 中 清明の後十五日
斗辰ニ建ヲ

季春 字彙 **竹秋** 廣韻 菓 **病月** 玉燭 宝典 **嘉月**

玉燭 **禊月** 南都 賦 **修禊令辰** 續漢書 **弥生**

奥義 鈔 **櫻月** 藏玉抄 **花月** **花見月** 藏玉 **春惜月**

紅供養 三日 摂州四天王寺太子堂の北隅ニ有
供類を修ス太子菱敷の殊供養是ニ寺流ニ
赤下刹聖天院の白洲ハ秘て殊供養ハ空蟬ニ
堂敷の西ハ出所ニ
揔礼回向ヲ等ハ有リ其の外二月十五日ニ

寒食 冬至を去ること一百五日疾風甚雨あるこれを寒食と云ふ荊楚歳時記○垣氏伸春火を國中に禁ず注に季春火を出さず周礼○琴操に云ふ介子綏五月五日を以て文公これを哀しむ民をして火を挙げしむ今の人冬至より一百五日を寒食と云ふ其説已に五に見る謝肇淛云鄭中記に介子推が為に火を防ぐ三日漢書周挙傳に太原介子推が骸を焼き以為冬中一月寒食魏武帝の時太原上党冬至後百有五日皆火を絶つ孔を以孔を伐ふ唐の時に至て遂に普天皆餳酥を滅ず云云民間禁を犯て至りて雞羽を以掛て庚申に入て焦る者は輙死を論ず是何等の刑法ぞや酉陽雜俎○五雑組寒食は元双子推が為に火を禁ぜざるを其見身矣○荊楚歳時記○唐揄拂の火を取て以侍臣に賜ふ陽乳水煎ず之○荊楚歳時記

杏粥 寒食に大麥粥をつくり杏仁を研きて酪とす餳を以て煎ぐ玉燭宝典

麦粥 寒食に麦粥を煮て

巳の日あれど故は知り難し十干の巳かく十二支の巳は
あらざるべきを今は至て三月を推して巳
節とするの風俗の沿襲固俗の習ひとあり
愚按るに五雑組云周公謹突辛雑識謂上
巳當作上巳謂古人用日以十干恐上旬無巳
日不知西京雑記正月以上辰三月以上巳其文
甚明不誤也但巳字原訓作止謂陽氣之止此
也則巳恐即巳字但不可以支為手耳これを
以ておもふに上巳八十二支の巳なること疑ふべからず

元巳

晋張華上巳篇　重三　野客叢書

上除

月令廣義　巳の日禊

三月桃花水の氷て蘭を執て魂を招き魂を續ぐの祥を祓除す　荆楚歳時記

鄭国の俗三月上巳溱洧両水の上に於て蘭を執て魂を招き魂を續ぐの祥を祓除す　荆楚歳時記

これハ光源氏須磨の浦辺に出て船に人形を立て祓の具とす　祓除

左氏云ハ春とあるハ

桃花の節　桃の酒

神酒古草

○神酒古草とハ三月三日内裏にて出る酒
なり　桃心　藻塩草　○三月三日桃花一斗一升
を採り井花水二斗糯六斗米六斗これを以
て炊き酒を釀してこれを飲ハ太多し　千金方

蓬餅

○田野に草
あり俗に母
子草と名づく二月始て生ず苦に葉白毛脆し
月三日婦女これをとり茹搗て糕とす　歳事記　三代実録　○三月三日蒸和して粢とす　蓬餅

○辛巳岩崎天皇大后崩ず壬午太皇太
后を深草山に葬る三陵に葬り山陵を営ぶ
先より先民間流行ず今年三日糕を造
り母子草を以て糕を作りこれを恵む三
月に至りて宮車晏駕この月又大后山陵の
ありの母子草を以て遂に流行ずか　文徳実録

○三条大政大臣のひてうくるむ行り女の地やそうちてひす夫

をいとあさきもく事とゝ八行りなる三月三日のさく
の方三夜のもちゐとそさ生り名八よる　実方物語
こ三日の夜のもちひハ今ハ三月三日草のもち
ゆゑ後拾遺集俳諧哥上巻三月三日草のもち
ゆゑ古くよりありしと」　笑冲曰　和名抄　古今本草を考へるに菴
蹠子云菴茴蘆子　和名抄　音滑　古今本草を考へるに菴
蘆子云八あをを荒麻とゆ草とその茎ハ麻の耳よ
似て莫も茎も赤の色ゆゑ白きかゆゑこの
者くて花八黄ゆゑ三月三日ゆゑ名づけ
草之　河社　今八生ず艾苗を用ひ本草の説まりて
艾をもち　唐の歳時節物三月三日則
由説ふや　鏤人　鏤人あり寒食則餅花鷄
耗鏤子堆　蒸餅餳粥あり　周官所識小篇　唐の
と九月鏤人蒸候あり鏤人八公方ゆ一雛人形の類
み　雛遊　○雛祭　○雛事　○紙雛　○流雛
ア　○雛飾　○雛市　○袁雛
○良物児女雛を玩ぶ物八元物を贖ふの義よ
して稜の具ゑ或八婦子と名つけ蓋て物を以婦子

の身体を拭て水辺ゆ解除し或八桃花酒を飲む
も穢事を除ゆの微意欤文徳実録ゆ婦子板
具ホの条あり　○愚云雛於のゑ中ころよりの説
ゆやゆ雛とゑゞもいつゑころよりのゆゆや雛於の
ゆゑのゆ出る事ハ秋人妻官女所集ゆゆ
ゆ一時ゆかあゆむゆ云於中集ゆ鳴社
於の川ゆ和名ある而ゆゑ云又中務集ゆ中宮
のもゆかあゆゑゆゑゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆの車のなゆゆ　たゆゆもけゆゆゆゆゆ
を河ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
日も宮仕ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ　笑冲云の和字正
濫要略ゆひの假字の條下ゆ初字ゆのゆを省
て云ゆるのハゆをひゆゆとゆゆゆゆゆゆゆ
ひとゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆとゆひゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
俗ゆハゆゆとのゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆハゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆハゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆハゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

てきをひきふたとく名つけたるを

うつきの神ハいづれぞ夜のひる　真角

紙雛の立ちち月や三日のられ　唐山

唐人上巳曲江ハ都を傾て挾飲踏青ス

青を踏

【年中歳時記】○三月三日踏青鞋履を上ル

【盧公範饋節義】これ唐の俗　洛陽の婦女

上巳ハ花を裁ち衣をかゝ　**油花ト**　ハ

油ハ酒ト祝ヒそこれを水上ニ浮ぐ　**曲水會**【遍典】

龍鳳花卉の形をなしこれハ吉ス

○流觴　○巳字盞　○むつ王卿　○羽觴　○巵

溝ぜられ少也所溝水ハ盃をうかべ丈人以下

これを飲ム　康保の所記ニハ又

雄略天皇元年上巳の日後苑ニ幸してめぐり水

の豊の明りさゝ食と日本紀ニ見ヘタリ【公事根源】

○曲水の地勢ハ巴の字ニ似たりこの會周より以前

已ハありしかのち久しく絶たるを魏の文帝又興

して高卑をい次善惡三逆速ヒよりて臣下の人

を試るに羽觴ハ鶏鶏盃ニて用ひ海中の具ニ

形鶏鶏ハ似るあり　これをとりて答ニ定ル穿用ヒ

この盃ニ水ハ

浮ぶと云【埃囊抄】

沖燈

三月　天子北斗ノ燈明を

たてまつる昔ハ北山美岩

寺ヲ所ニ処ニ高き峯ニ灯をとり

少辰ニ供ぜられるよし一条院の御記ニ見ヘタリ【公事根源】

榊の長曼

三月　上巳女児の戯ニ榊ニ桃を

髪ニ挿むこハ酉陽雜俎ニ唐の制三月三日侍

臣ニ細榊圜を賜ふこれを帯ハ蠱毒を免ルこと

よし

鞦韆

和名曲佐波利【和名抄】

ゆの狀

俗ハこれをぶらこと云

秋千

【韻會】

半仙の戯

【天宝遺事】

四月　索

【涅槃經】○寒食ニ

立宮嬪以笑て宴ニ乗ル　宮中縛て鞦韆を

【天宝遺事】○詞人高元際鞦韆の賦を作る漢武帝

後庭の戯ニ本千秋と云　祝壽の詞ニ後あ

秋千と【韻會】○秋千ハ北方山戎の戯ニ以輕繩を

書ス【古今執奏】○春の節長き縄を木ニ懸て士

女袴服　一名の上は皆一立てこれを推引き楚の俗これを拖釣とのゝ涅槃経に嬉索とつくる也ども字書を考るに元ハ秋千とゝふ獨歳に今名の字草みゝに実ゝに皆て草を用ゐ　荆楚歳時記　施釣

秋千　三日　今日海潮大に乾く泉州堺前に云へり　潮干　の浦　特に甚し　今日住吉汐

千祭

蛤　摂州住吉の浦の汐干三日より九七日迄こゝ法人鏡まゝ蛤蜊を拾ひ小魚を取る泥中の蛤を取るを方言ホリまたこれ足を踏ハ足を踏ハ

土佐の海硯　取

雑談　拔る毛吹草を引く三月三日土佐の國西寺ハ海庭より研石をとり出ずとあり今の汐寺の附列及て西寺の海上に出く経を誦むよりこれ今の世ゆゆくハ國主代主の采地と云て猥に石を取ることあり

石山祭　三日　江州石光山石山寺ハ実に宗ゆゆく鏡馬を催す駿馬美御者を貫主より出ずこの両側に逐法師列立て各花笠を戴き太刀を佩大口をはき五人或ハ十人或ハ右執網て鏡馬の後頭を交す扮方に白布をかぶり又獅子舞ゝも禄一対を賜ふ今ハ古来の式退

輪親音聖武帝の勅願良弁の開基に今日の祭ハ石山寺の縁字三十八所明神　伽藍　鎮護　新宮大明神寺辺　近江八幡宮　国分村　の条ゆゆく古武ハ朔日より三日に至る先ゝ朔日三十八所明神の祭歌ゆゆく

神祭あり　神輿東寺峠へ渡御　この元祐出仕三日新宮に却ゝ仁王八講を修ス三十八社に神輿に饌を供ス晩景に神輿ゆゆくて能数あり長命太夫これを勤ムこれを獅子舞骨ゝ狂ゝ云ゝ

衆徒ゆゆく公文所に出仕　三日　神輿渡御　於義稚現ゆゆく獅子舞献供あり　同馬場　おゆゆく鏡馬を催ス駿馬美御者を貫主より出ずこの両側に逐法師列立て各花笠を戴き太刀を佩大口をはき五人或ハ十人或ハ右執網て鏡馬の後頭を交す扮方に白布をかぶり又獅子舞ゝも禄一対を賜ふ今ハ古来の式退

麿ゝ朔日に新宮八幡の両神輿新宮の御殿に出御　神輿あり　三日　両神輿渡御　三十八社の敬ゆゆく元祐法乗の幣あり次に神酒を供ゝ

昔この寺ゝ一条院の后上東門院に宮仕ゝ紫式部八月十五日月隈ゝ

湖よりつくしまに伝とゝ[illegible]源氏物語を[illegible]
[illegible]料紙をうりハ宝前よりあり〻大般若の料紙を
本[illegible]ゆうけ[illegible]次麻呂の巻うち
初〻[illegible]当寺今ハ源氏の同じ[illegible]あり　**粟津祭**音
江州粟津川所更の祭に今民家撒[illegible]祭祀
[illegible]この武世ハ[illegible]

一　栗寺祭音　八大天王の社洛北の一条寺東の方にあり祭に神に座共ハ
今日祭礼に一条寺村の人烏帽子素襖を[illegible]
神の[illegible]を[illegible]幸をもむ九神社の祭祀神幸の時[illegible]人
を拍或ハ扇をあげ乗哉〻と唱へ〻神輿を
もむ[illegible]上古の神語に今の俗走馬寺の東西
[illegible]ハ得[illegible]有幸の義未考　当寺
夜宮競馬七番[illegible]あり[illegible]ハ馬場ハ[illegible]
走馬〻　当日ハ旅所の前ハ[illegible]村民[illegible]
畜神
鉾出

修学寺祭音　この辺七郷祭あり[illegible]神一条寺

の八大天王ハ[illegible]

水尾祭九日　丹波国桑田郡愛宕山の傍ハ
祭式祥[illegible]
あり祭る神清和天皇に帝の国忌の日を思ひ寺
今日祭礼に祭式祥[illegible]国忌ハ元慶四年十
二月

高尾の法華會十日　**安良比花**

今日紫野ハ人[illegible]集りて[illegible]尾の法花会
[illegible]ひ花と拍[illegible]
久寿二年四月近日京中の児女風流を[illegible]
笛を[illegible]紫野の社ハ[illegible]世ハ夜[illegible]と称
勅[illegible]禁止ス　百練抄
辰刻ばかりハ上賀茂南上野村の土民烏帽子素
袍を[illegible]或ハ異形の装ひをなし各一村の拝堂
ハ集る土人村里の中ハ一草堂を造り岩ハ俗
[illegible]これを守[illegible]
てこれを[illegible]これを拝堂と号ス是より先光
念寺の北上の所前の社ハ指て各夫日同音ハ
安良比花と唱へ[illegible]数横笛の節を助[illegible]

後大源菴の社下の所前の社に供ぐ社のく踊を
申ちくく上野村の拾堂に有る是より第一の里正
の前に花をく踊る者ども各家にて又上突義梅
辻。邑本。河上。二ヶ村の五條今宮に詣く社のく踊
を供ぐて上野村の如く中て後各突義に有る
と云ふ社務及社司の家毎に踊を家に到る処
その家の主人肩衣を脱て花を取と
して踊を止むこれ纏頭の徴なり故に春時
疫病多く祈る今宮八疫神に故に踊を申
て神昊を勸めまること或説に花をもつるの意に
くく花傘を惜と風雨あれを祈るに故に花
といふと又一説に今日高尾神護寺の法花會
動と云ふが魔障あるゆえに踊を催し魔を防
故に安とひ花といふ安とひ花とハ法花平安に終
を祈ることこの説ともくく甚むきあり雜談抄に
この会ハ叡運ケ奥に行せし処に今土人の雜
唱するも叡運の化なりと云ふ

尾山あり九月中旬に東中に花を撒ふ　西行

藥師寺最勝會

七日より　野州河内郡に
白鳳十年の造立大寺にして貴
あり天武の勅願
三月最勝王経を講ず中古荒廢

泉涌寺開山忌

泉涌寺八洛の東山にあり中興の開山俊仍ケ忌を
修ずこの人嘉禄二年閏三月七日寂ず年六十二

法會

八月或八
九日に修ずと云

吉野の會式

十日大和四吉野山子守
傷ず西明神の神輿本堂渡所旧紀に八三尊
両社の宝前ゆく一切経會修行とあれども中
世以来仁王経修行法華昼夜ゆく両神輿還幸
又云三月花の比をまぐく花会と古来より
云伝るとまく山中紀年に日数ゆく花会
とあるまゆく如の
花見のこと云ふ

礼法講

十日　後一條帝
の所望方
寿二年大宮持現の発宣によりて　厳山大宮
の宝前ゆく法花八講を修ずこれより以来毎年
三月十二日十三日これを本礼法講と云ふ新礼法

講といふハ因月十四日ハ百十禅師の社前ニて仏を
約ス是又後堀川院元仁元年燕然の弁預り
山家の流ニ礼拝講の起りハ往古叡山の大乗
驕奢ニ耽り出家の法義ニ背キ故ニ山王大師
法の衰ヘるを歎たまひこの山を去て昇天ましまス大
んく宛宜ありて山上の草木忽黄ニ変ズ大乗大
ニ比叡ニ三塔の評議ニて及ビ俄ニ東塔五谷の
乗僧商議して大宮の法華会ハ講
を修し法華ともの後三塔〈鬮〉集会し又
八講を修ス以上四度ありてもの東塔五谷ニて修
約ヒロを本礼拝講と後ニ十禅師の法華会
三塔の僧約を新礼拝講ともに本礼拝講ハ大宮
ニて法花経一巻ニ八巻ニて修行聖ニ子二
宮ニて一座勤ル乃流徒の中講所の両院を兼
事勧進といふ精進屋を構谷入といふ郷
神子といふ物のありの式般若会ハ界ニこの礼
拝講ハ聖ニといふ義ありて猶素の所別ニて
あるこの資料を以て能ニとる歟ニ勧進の名あり

石清水臨時祭

臨時の祭ハ南祭と称ス南祭〇山城国男山八幡宮
八月　天禄　千三月八日
八年根元ニ云先ツ中の辰の日域内ニ舞人竹馬の
ひとり竹枝を挿ス仁寿殿のひとり所前ニ
列り陪従近衛の召人衆子ニ八音楽を奏ぜ
るとき十訓抄ニ云一条院御位の時実方中将域内
ニ遊ぶ事ありて其の花を折ラントし久舞人ニ
ーかくて人ニて竹馬のれふり吳竹の枝を折
さしたりるいとめでる況ん人ニ〻ハ
武士のぎ八
竹の枝を挿ス

稲荷の市出

二月中申　二月初遷宴　新田供　社家毛

利氏調進ス　この日七条高瀬橋の東ニ大炬を焚
五人傍ニ〻神輿の下ニ元八丈を長神
輿本山指ス　を出ス大和大路ニ七条通りを経ス
九条の所藤所ニ入る社家養氏子供奉ス所藤の
間四月ニ二の外の日ニて元の間社人群参ス凡藤処
の散銭米八田中米女島右京夏納ス　この二人この辺

の土地の主ぬしそこの神午の日出三の卯還幸する九か
世俗ゆるゝと出ゆるゝと出ゆるゝと出ゆるゝと雖別有志之奇場
稲荷の所旅処八油小路七条の南ふあり　弘法大師東寺
を営むの時八幡を五地の神ゆ寺ゝ後稲荷の神
出現ゝ志ゝ芝寺長者の家ゝ寓年月を経て稲荷
山ゝ迁ゝ今の旅処八芝寺の宅地ゝ祭礼の時神輿こゝ
あるゝ二十日　毛古　善道寺忌　十四　唐の終南山悟
の遺風ゝとゝ　真光明善道寺
大師の忌日ゝ階の煬帝太業九年癸酉ゝ生レ善道の
高宗永隆二年辛巳三月十四迁化春秋六十九歳
本邦東山禅林寺永観堂智恩寺中善道寺院ゝ
松谷百万遍等の寺院ゝ称ゝこの忌を修ゝ
祇園一切経會　十五　この会式当時波浪ゝ
ゝれゝ神供所ゝ只経行堂の名のみ有て供物を調
進ゝ事ゝ多ゝ遠ゝ　雑談　○當社往古八山門
ゝ属ゝ一切経ゝ　叡山　毛八大神狭井の
より修行ゝ　花鎮祭
二柔をゝ神祇

今ゝ蔵ゝ春花の疫ゝ疫神多散ゝ人を悩ゝ
思ゝ事ゝを法ゝ願ゝ　この祭八ゝ神祇官ゝ
ゝ　壬生念佛　十四日より　心浄光院ゝ壬
八今事根元　生寺ゝ称ゝ又宝幢寺ゝ号ゝ中世三井寺ゝ属ゝ
ゝ志ゝ小三井寺ゝ綽号ゝ本ゝ地蔵井ゝ
傍ゝ鑑真の像ゝ元八ゝ
属ゝ同基知ゝ中興八一条院正暦年中快賢僧
都ゝ後伏見院正安年中圓覚上人ゝ
融通念佛を修ゝ今ゝ
ゝ念仏ゝ三月十四日ゝ
の聴を見ゝ
ゝ雑談ゝ
仏ゝ定朝ゝ作二面ゝ
ゝ　千本念佛　の北の限
囲の南引接寺の圃ゝ堂ゝ
仏の余流ゝ毎年堂前ゝ

う寺僧一枝を折て諸司代に献ず則米三百五十を賜ふこれを以七日念仏の料とす一説にこの法事ハ元刑人の為にこれを修す故に諸司代より施米あり是遐薦の為にとゝりこの処を千本といふ

ハむかし室の窟の日義上人冥途に至りて彼所にあり其の為に千本の卒都婆を新園山に建て供類を為ここの処松田にこゝかり仍て名づく

比良祭十五日　江州比良村の東に神輿二基　此王十禅師　赤梅天神　両社に十禅師八南殿村の祭る天神ハ北比良村の祭る寺に両神の社一也　又南小松村の祭る八幡北小松村の祭る十禅師天神　合せて両村三社の神輿三基同月同日これを常ことれを比良祭と称この辺往昔一円に山門領に故に多く山王を崇祀る

梅若祭十五日　**木母寺大念佛會**　全日

武蔵国葛飾郡（隅田川の那下絵の所に今ハ武蔵に属す）　墨田川梅坊山隅田院木母寺の縁起に云往昔吉田少将惟房卿の男七歳の時父に後れ悲傷のあまり遂に有為の門に入ることを願ひ叡山月林寺に登りて修学す十三歳の時野人の為に欺き東海の旅に赴く途中病に侵りてこの所に早世す忠円阿闍梨これを聞く之を哀憐の作業を為て常に念仏を修すこれ為に以来今まで三月十五日大念仏会あり遺骨を埋む塚を築き柳を植ゑ今日往人群集す縁起かくの如しと云ども吉田少将惟房或ハ作惟定とも人公卿補任にも見えず年月も詳ならず又一説に源の利根の末流に駿河国の住人吉田小次郎惟定と云ふ者あり曾我兄弟祐経を討る夜ことの惟定も附致と戦ふ敵を得ざる後に惟定ハ一子某駿州墨田川梅若の事に横死せりとあり武州墨田川梅若の事ハ後人これを附会せりと云ふ亦一書に近江国伊香郡木の宮の別当ハ佐々木の一族なり吉田と称す女稚児と号す一子梅若その伯父松井源吾に為に追ひ出さるに乳母に任ず旧臣六郎左衛門方へ落行く墨田の辺にて勾引されて関東に下向す一族中にて死ぬ云ここの西

説も又考る処なり　平竟ハ吉田少将の事迹分明

を[illegible]以て[illegible]附会の説を[illegible]の[illegible]人[illegible]表の
額に八拇若山王大権現とあり今日社前に
布紙の幟を[illegible]く神饌神酒の祭祀あり

嵯峨大念仏

嵯峨清涼寺に於て九日より十五日まで大念仏會あ
り[illegible]融通念佛の余流[illegible]午の刻五人堂上に
[illegible]て俳優を[illegible]壬二集に弘安二年始[illegible]
[illegible]見記に嘉吉三年三月七日[illegible]

初學會　十五日　三月九月両度[illegible]林寺[illegible]

輪院[illegible]天台の大元
法[illegible]を[illegible]紀典の儒者も持縣句を[illegible]と康保
年中大内記慶保胤[illegible]

朗詠註　**勧学院**

三条の北今の崔の

人麻呂忌　十五日　いまの八今日

宦家所影

森その跡あり

供を修す今[illegible]和歌者流この日を以て[illegible]の會
を修す南都柿本寺に塔あり或は[illegible]和州初瀬の近
辺にある[illegible]塚是人麻呂の墳墓[illegible]と又洛西の鳴瀧
妙光寺人丸堂あり本像は俊[illegible]の作[illegible]播州明石
[illegible]もこの日彩供を修す右大倉谷に社あり人丸[illegible]

の地は石見
の国あり

淺草祭　十五日　〇人皇三十四代推古天皇の宇[illegible]中臣[illegible]の過[illegible]ことあり[illegible]武蔵州[illegible]
[illegible]の[illegible]檜熊濱成武成と[illegible]三人の兄弟主
人の跡を[illegible]中臣[illegible]仕へ漁[illegible]世[illegible]時
に推古帝三十六年三月十八日件の三人宮戸川の沖
網を下[illegible]あやまり[illegible]月彩[illegible]観世音
の尊像[illegible]草を結び堂とし[illegible]この尊像を置
今の淺草寺観世音是[illegible]三人の兄弟を祀り
三社大権現と崇[illegible]今日則三社権現の祭礼先祭
の前日三社の神輿三基を本堂に移し堂前にて俳
優ありこれを[illegible]彩と[illegible]この日氏子の町々[illegible]物[illegible]
[illegible]番あり翌十八日祭礼當日八町[illegible]の引山[illegible]
[illegible]び先淺草見付の外に来り集り次第を定め所
[illegible]前より[illegible]町並木町を過り観音の境内に入
神輿の前[illegible]谷藝を[illegible]隨身門を出[illegible]
物[illegible]子[illegible]早て神輿三基本堂を出[illegible]氏子の
町々を渡所淺草所門の外にて神輿を[illegible]

うつ一淺草川を穂堂より一の橋現へ上ること今日此
船ハ品川の西大森村の漁人来れ毎に出て人を性言
宮戸川とあり一漁人後に大森に移るを以今日の哀
いかに〜を志ざし送えん神輿ハ是より陸地を本堂に還
幸し今日淺草寺雷神門の辺にて米を賣るられを
淺草の御身拭十九日　山城国嵯峨清涼寺
蓮華寺　本尊釈迦如来五尺二分
の立像ふく天毒昆首羅尊赤栴檀を以作る処く
今日開帳あり寺僧白布を以仏像を拭ひ帰こ
ゝを此多
ぬぐひとり
池上千部十九日より廿八日まで　長栄山本門寺
八氏州千束の
池上村にあり三里余開山日蓮上人皇九十代後宇多
天皇弘安年中建立日蓮宗江戸近辺第一の大寺
毎年三月十九日より廿八日まで法花経千部千口
讀誦この義条治年一當寺八日蓮
上人修行の地之但送骨ハ身延に葬る御影供
弘法大師の御影供あり仁和寺その外真言宗の寺院
仁和寺東寺系脈特る

永代寺山開　十一日　江戸深川富賀園八幡宮の
別当大栄山永代寺天台宗
いく三月十一日弘法大師御影供を修ス この節永代
寺の庭を飾り花を植ん旅人を見せ
芸を中楼つゝ又本社の傍に正徳年中園女が
植うしとい三十六本の樓あり花を称さること
唯倣せりの樹次第に枯ること今僅に四五本を存ス
園女ハ大坂の人俳諧に名ある女人又社内酒店あり二
彩茶屋
順の峯入　修験本山方元を勤ム
天台宗之聖護院門主より
いくこんを換授せる三井の長吏増基言僧正を始
祖とん吹の峯入熊野より葛城大峯夫より吉
野へ
小弓引　地下にて春時長日のころ弓
を作り本弓にて的を射ること大
坂にて小引とい
を堂上の小弓に進
田嵐紀して鶉と変る　月　全
花　花さかり　花曇　養花天　花の雫
花の滝　花の波　花の笑　花の兵

○花の肌○花の粧○花の唇○花の輪○花の戸
○花の香○花の笑○花の宿○花の蔵
○花ころも○花の窗○花ころも○花の鼓○花の篭
○心の花○月の花○花の袖○花の笹○花の捕
○花入○花見車○花車○花筏○花結び
○花筒○花瓶○花笠○花蔓○花の宴
○花敷○花むろ○花の燈○花の香○花の頭
○花の都○花洛○花し○飛花○落花
○花の主○花守○花園○花の櫓○花の雨
○花の錦○花の幕○花の舗○はの花○花ころを
○花の絵○花嫁○雨花○智の花
○花の境○花聟○花の隨身

護花鈴 天皇遺事 花を殺さと有る人花の鈴も義同

花軍 仝書

花四 仏に供ずる花を花四器と云花菊も此数

花雪吹 落花を雪吹と云たとえ

花園 宇治の花園八秋の人

花の縁 一説に花の縁のあ

花をひ[illegible]に花もひやす

る河人日本紀允恭天皇の所名小波那見波辞と
あり○以上正花人古式の花鯉花嫁水雑とあれども
花八称花の河内とハ
春を有て苦うべし

櫻 ○奈良櫻○南数の櫻
○庭櫻桃 ○朱櫻○樺櫻○樺戸
○淺黄櫻

家櫻 八重櫻花も毛虫多ゆ家櫻 嵐雪

八重櫻 山中の歌に八重さくら作るうべ八重八えて心
中る神○吉野の櫻立春より六十五日を
盛とす但年の寒暖まちてかつの遅速ハあれど
大ざっ遍ひとよの心の町ゑ上のくハ六十五日より遅 花譜

普賢像 葉の間より花の出る櫻人花と鼻と
長て嵐と象と別名花象ふ

楊貴妃 奥福寺の僧玄奘が
為く

墨染櫻 遍照が
ゑ名く

雲陳櫻 雲陳櫻と唐歌の雲陳る似
ゑ名く

ゑ八名ゑ

虎の尾八重　枝條屈蟠花の莖短く枝上の花葉斑文あるを名

伊勢櫻俳人花のをりより近死故名とる

江戸櫻これも遅櫻に花大滿の時てつるそろひて伏見櫻又伏さくとゝ伏を笑まる假借して関東にさく櫻なれハ江戸櫻とゝふそこの統甚迂遠に

盃寵ふくそでゝ花ハ名づく

金王櫻一名曇花

右衛門櫻江戸四谷柏木村延正寺とゝ江戸渋谷八幡の社地なり渋谷金王が裁る処にて某師堂の前にあり普茂田右衛門とゝまこの櫻を愛せり當処柏木村ゆゑ右衛門が愛せ一櫻なれハ後人源氏物語の柏木右衛門ゆゑ假借して名づく

歌仙櫻江戸深川八幡の社地ゆゑ車ハ前まゑ白

秋色櫻東叡山清水堂のうち井の傍にあり一名大般若櫻ともゝふ小網町菓子屋の莨秋とゝ者十三才の時花見ゆまりて

井戸端のさくらゆゑ一酒の醉　秋色

秋色ハ秋が俳名にこの女其角が門人なり俳諧に名あり當時この句人口に膾炙せ故に名づく此花ハ特に開ゆゑ

枝挙櫻あり枝挙もるゆゑ

櫻將なり紅葉將又同

櫻田地名ゆゑ

櫻人さくら人雑ゆゑ流あり

鞠櫻花枝上にあり

人丸櫻人丸ハ雑の祖ゆゑ注て

夢見草藏玉

曙草藏玉

○吉野草○多武草

佛名草藏玉拾以上き

○二日草

吉野草ハ地名ゆゑその名にぞ草ハ櫻ぞ草ハ櫻ぞ草ハ櫻

八重咲き大輪之　緋桃　八重之深紅　葉榊　葉樒
壽星桃　ともいふ
殘花　青葉の花　海棠　雖る花　藤坊の花
この木邦土にてこの方中藤坊の花とは紫荊花の
こと也　紫荊花と称する草の花花をいふ
李子の花　杏の花　林檎の花　今奉書編
栗とも云花之
櫻桃の花　小梅の花　石榴花　東の花
五月開く花之　利子の花　あけの実の花　木瓜の花
二月に実ハ六月之　楊梅の花　馬酔木の花　長春　沈丁花
辛夷　幣辛夷　躑躅　○山つゝど　○候つゝど
○濱黄つゝど　○紫の山つゝど　○岩つゝど　○草花つゝど
○原平つゝど　○小式部つゝど　○瑞籠つゝど　○堀つゝど
○あいつゝど　紅花　○鬼つゝど　○正つゝど　○限つゝど
平戸つゝど或ハ琉球つゝどとも云　限つゝどハ地名之上ニ付　神幸場之赤
紫鉢蓮花の四種ニ処ニ有り　そうり花　蘇の花
○義浪　○義つゝ　○義棚　○義蔓
○下り義　○義の丸　○義瘤　○義細　令法
通草の花　鞍馬の木の芽漬ハ是之　小粉団花　連翹
茶靡花　白山吹　万葉　共ニ山吹之一名之
ゆかしき草
糀花　俗ハこれを小米櫻と云　春菊　高麗菊
蝶まの糀千石小米花　羅之　東菊
春蘭花　仙臺萩　九輪草　馬蘭
金鳳花　丁子草　化倫草　櫻草
金盞花　菖蒲花　草　壺草　○草の敵　墨草　ゑくれハ

和訓畳入の略抜　眉作の花　劍　五形　俗專花　草と云　茅花

青麥　菊の植替　清明穀　若蒋　槿花　明の同之

菓耳　蓑荷　柿の葉　三月蕣　富

茶摘　手始　二月習　利茶　○喫茶　○白茶　○青茶

青葉　弥生山　名処之　雲水入鳥　鳥を

変鶉　櫻魚　○櫻鮭　○櫻貝　櫻鯢

櫻鮭　櫻鯛　八櫻のさくに成る名之　櫻貝　榊鯢八形の似ことを以名つく　○鶏花集大江匡房　表れ八あちこの

海ぞきるるくてふ魚のあこそ　をれ八山花を惜こそ　小鰊　○若鮎　○鮎汲

蚕　○蚕飼　○栗蚕　○榊葉の魚

○蚕棚　○飼屋　新葉摘　上り藻

鶯の巣　○杜鵑の巣　○鳶の巣　引殘鶴　嗅子鳥

麥蒔　水蕗の花　萍生ひ　月念

八十八夜　炉塞　炬燵塞　めくる時　蛙の鳴ころ　眠を催こ

忘霜　別霜　櫻衣　表白裏青。又表白蓋。裏白裏赤花。　蒲萄染。或八表張之又表。

山吹衣　又花山吹。表杏葉。裏黄。　裏山吹　表黄裏黄。又表青裏黄

青山吹　つゝ衣　表藍紫。裏青。又つゝの下重八表藍紫。裏赤。又つゝ表紫。裏紅。岩つゝ表紅。

裏紫。白つゝ裏紅。裏むらさき　行春　○夏を惜　○夏の隣

○夏近き　○春の限　○春の春　三月盡

○春を惜　○春の漢

俳諧歳時記春之部　畢

俳諧歳時記夏之部　江戸　曲亭主人纂輯

夏

暑い傾うり万物を寛怪〜〜
使生長ちうえ　釈名　えつかあつ
おとみこ通ぜ暑い
あつ〜　日本釈名

炎帝　帝　淮南子　祝融神　月令　昊天　爾雅　安

朱明　小雅　長嬴　八十二　蒸炒　韓　文

四月

仲呂　律　立夏　節　穀雨の後十日斗巽に

小満　中　月令廣義　立夏より後十五日斗巳に当る

孟夏　蹕蹋　東京書　月令廣義　首夏　初夏

通信志蹕蹋に似る　卯の花月

又暑〜く夏月　余月　小雅　孤樹　乾月　月令　廣義　正陽月　東京　雑記

己月　晉書　樂志　花殘り月　藏　玉　得鳥羽月　藏　玉

更衣　朔日　白重　或抑こ之衣八四季ニ随あり　卯月朔日より袷を用ひ涼さと

用ひ寒けれハ下小袖を為ものこれを白重とい六月

五日より帷子を用ひ涼さと　孔子衣を為ものこれ

を一重ものといへ共ものれど二重ものの法ハ八月

十五夜ニ綿入ざる生絹を用ひ九月九日より袷ものる

衣ニこれを紅葉衣も菊衣ともいへ十月朔日

練衣を用ひこれを冬衣といへ云白重表裏

白桃花　卯花衣　表白裏青　桃花　柳ニ　袷　五月〜　逍遥院殿御

綿抜　夏羽織　下帯　五月五日より女房

上下ともひら色ニ染ものれ附帯ニ見ハ湖中

のれ九倍ニ比白ひら下帯ニ用ひ

但月朔日より下帯を用ひ　御湯殿記

青簾　翡翠の簾

藻汐神　加茂の葵を冒朝日翠簾にうけらく
故に青葉は簾とて又とぞ　のぼる日の影の葵
とは非後撰葵の花とて四月朔日のぼる
うけらくは又一説に五月の葵なり
葵のあるのあるたまる始に五月御酒をたまひ
改元同　食べ旬　皇の改元勝を加へ旬
さ四ぐれ葵あり内裏あるべし　遣られて初霜
殿をく行はせりしを新所の旬とやるは住吉即
せりひと始を改すふのをもの人を万機の旬とも
るやは四月の旬は内侍扇をおく上達部へ
は勝を賞とうとる作法

年中行事哥合

巳広祭　延江國坂田郡巳広の

巳広の社ふ祀は四月朔日とも或の祭とも
祭る所御食津の神とこの巳大膳職御厨の祀る故
當職祭る所の神を巳とこの巳と祀る盍とこの稲
食を司るとりく男女婚をなるをとられ系祀必
釜鳴を載く神とまる不幸ナリ　少壮の間に　嬬
とあり　巳とは巳とくとは嫁とるの三枚を用ひ

三つ〻び嫁もる若は三枚を用ひ神幸の後に供もるく中世
業平の花冠に傳へ里婦笑靨面を飾り敷枚を
手は艶然の放たるへ固に胡芦まぐさへ　文德實録　後
杜の云迎江の國巳広の神と中も神ねはもと
の神の誓ひ女の男をる敷に敷をこひく鶴を
つとりその妻の日をるへ男ひること志うる女はんム
ちがてかーまりなどまれは和の悪くに病などー
く悪けれは敷のやく志く祈をはなにりなどもる

雜和集　今

氷を供ス

四月朔日より起りく
九月晦日に至る　延喜式
これ主水司よりまるへ氷をまる地十所有り延喜式
ゝ云山城國葛野郡徳岡の氷室也宏小野の氷
室栗栖野の氷室也坂本氷室也氷室同郡石
前の氷室大和國山の辺郡菅谷の氷室河内國渡
良郡淡良の氷室近江國志賀郡花の氷室丹波
國桑田郡氏迦の氷室この十ヶ所なり云
住吉の祭　初午　摂州住吉の祭は伊勢の人
卯の日この祀に垂跡をくと

この神輿一基瑞籬の外より三の門より出て社家を
神主及祝宜各御祓を持つ これをまはれまはつて人
ふの日竹馬ふ花 **大神祭** 上卯 大和国城上郡
を蠱くもの也 所大己貴の神

うつ三輪の神人公事振れ先世の日使立つ大原野
のやこの祭を六寅の日使立つのゆゑ八箇八卯の
日の晩 ふ八名ふ祭れ 大神とハ **稲荷祭** 中卯
大三輪の神うつ大和吉の神の祭る
山城国紀伊郡巳月卯の日三ッ巴の神の卯を用ひ新れ
供社家松本氏調進 神輿五基 供奉 巳の刻
斗上神輿五基御旅所の西上出て東寺の南口の角上
今の所六旅く床を接 五社の神輿各南上向ひて
この上安置 寺僧各御供所上侍 上旅くなる
の役人甲冑を着し 左のまゝ長刀を横上右まゝ上
御供餅を持げ又東寺地人の妻 人寺中院宮の
院より雑品供物を唐櫃上盛り附上ようてき
来りて神輿毎 これを供 寺僧人相上上
ちこを出て 幣あり 又鑊を後 一切終りて後

社家長氏子供奉 北の方大宮通りを強く
松原より六条の橋を渡る 大和大路より本山上今
龍頭太 明名家譜 桓武天皇御宇人 橘田氏
の祖 山城国稲荷祭の時神輿の先
かゝる高を龍頭と云 外の祭の假面八王の皇と称
龍頭太八田中の社の神職 この面別 祝部が飛ぶ
を以高名づけるなり 先板の祓拂
平子注訳 毛平ゲ秘義説 **科祭** 上辰

勅修寺の南の境内 住還法師の北の地 社
所醍醐帝の外祖宮藤氏 姫の美神 勅
修寺家の祖 寛平十年より祭始 官幣あり
しば今絶 只神饌を供 今土人宮藤氏
の社と八幡の社と合 本居神 九月廿七日これを
祭 勅修寺祭 今の世 科祭
山科 勅修寺の神の祭 九月九日 祭
神体八大己貴 太玉の二神 左胡神翼の神
八瀬祭 上辰 八王子天満宮両社の祭 天満宮
の宮八 山城国愛宕郡 天北の里

あり八王子の社八天満宮の跡三千斗の山麓にあり伝云
菅神廿年の時比叡山法性坊の室に入て学問を
その仏来休息の所ふ後人社を建て人丸の日大行
を切とその枝にそのこの扇地灯ホを吊り把て鮮な
ぐ おありくんそ花唱ふ俚諺方言を以て一長を
矣背一村九百軒ばかり父老或ハ上ちる人をのとり
又吾をそしてげらとつ北俚語も又他に出る白の

平野祭

この祭今絶う 小野天神の西にあり貞観元年十月
九日始て祭祀あり寛弘元年
四月十日流時の祭あり

江州八幡祭

中郡

法花ふ祭八幡宮八澤満國蒲生郡八幡村にあり祭
る所の神石清水ふ国 神社啓蒙 一条院の御宇勅
清長徒三年放生會を行ふ 社説 寛弘三長年中
関白秀次その法花ふ祭ふ城郭を構ふ時上の
宮を移して下の宮に合せ祭るそのち
御當家御陣所となるその時今の枝山に移る別
當願成就寺徒古聖徒太子開基の寺院江州に

四十八ヶ所ありその四十八の終りに北寺を建の上故に紙
成就ふ名あり神社の傍に河ふ流るを普門院と云成就
寺兼帯ふいへ八坊舎幸ふ寺あり〜ぶ織田信長
の兵火にかり祭滅亡ふ氏子ふ〜十三村外に彩
々として舟ふ上田地の三村を加へ例祭四月中の卯夜宮
に曜あり上の宮祭ふ百下の宮祭ふ百ふ中間一百を
小旅祭とつ花表と楼門との間に於て九十三間の炬
火を立高六七間斗七度ふ使を合圓炬火に火を点
村〜の祭ふ太鼓ふ二間の炬火を点ず三社の児三人
を拝殿ふ座せ〜ふこの見をいつれも能とて拝敬の辺
ふ〜〜拍ふ強あり忌いくこと〜〜〜〜〜〜〜〜

多賀祭

寺説 八幡祭ふの神輿五基然和川を渡る
二年 迎江國大上郡ふ神行特諸ふ創祭胃二の
上巳 午の日神輿ふ行特ふ良の方一里ばかりに要福村の
大宮あり是所旅所ふ今日その所へ迎輿供奉の行ふ表祥
二年神馬三匹祢宜四人神主三人随ふ六人神主馬上ふ
徒行ふその外氏子の村〜より往の造り花を加へ
凡六十六年斗整ひ年〜宝〜ふ神輿三基渡御

埋の方寛量の社まで大往の御使として殿一人健兒二人
手向の別先途捕十二人ようとく六人美濃三十人
綱度数六人神事の整を固い長根の城主より和泉二
人これを知らる

社說 これ家祀の既人を定ち八正月三日
ゆり氏子の中豪富の者を撰ミ夜ゝ今く神主を
同ひこれを定むるの既人をあるる表ゝ神宣神を建
る既人をそなへ供奉を指ゝ其の日四位ゝ懸ゝ衣
暮をとゝ一社ゝ手落を一族風流をもてこれを
信ゝ

雜談抄 堅田祭 上巳 或說ゝ家の日上巳なる神
不詳津海志ゝ云堅田昔ハ御
田の所ゝ上又関の濱ともいゝ北を今堅田ゝ云ハ世未
詳ゝこの地伊吳の三郡の風俗ゝ似くる也伊吳持說
を初請を山門の法性坊信正そゝ家の近官ゝ堅田
の地ゝ出ゝ云ゝ伊豆持說の家ゝ云ゝ今ゝ食ゝ
寺者今一今ゝ人家居神ゝ也る天文六酉年九月廿五日
江別ゝ說ゝ山の城ゝ云ゝ衣川ゝ勅請ゝ一大神の社也
ゝ四月子の日ゝ云ゝ今上の巳ゝ云ゝ所ハ神田明神ゝ堅
田の氏主一代ゝ一ゝ繁生ゝ故ゝ神田明神を此所ゝ

勅請

とゝ

手安の天神祭

手日 江別野幽那江辺の方ゝ在ゝ永禄
北村中北村三ヶ村の氏神ゝ陸奥年月詳ゝ明和
年中ゝ七百余年ゝ云ゝ文永保年中ゝ云ゝ四
百年以来延ゝ五子年十二月十六日永系越和ゝ年
建ゝ其の後永廿六年六月永系越ゝ云ゝ
行俊補を又明應七年閏月十日同氏重秀改
造ゝこの年秀も越和ゝ云ゝ仕下廿八万石余ゝ
依ゝ本の同流ゝ永系ゝ依ゝ本居神ゝ也
午の日祭孔神雲三基浪御あり例祭云月十一日ゝ
十三日ゝ連ゝ今日祭り同ゝ巻ハ時の地ゝ
例ゝ比所北村李吟如ゝ地ゝ又主清盛の妻坂
此地ゝ知ゝ故ゝ年祭の奉ゝ別物の大絵馬ゝ
村ゝ伝来ゝ別當実光坊ゝ云ゝ武蔵考

杜本祭

上申 河内國安宿郡國分村ゝ在る神ゝ云
齊大人神社主命ゝ云ゝ香取大明
神是ゝ云ゝ公日根ゝ杜本祭四月上申の日ゝ神社
河内國ゝ有午の日侵ゝ仁和五年四月ゝ

志ゝ云杜本の神社ハ今吉市郡谷村ニあり式ニ
安宿郡ニ属ゝとあれども一向ゝの所ゝ云ハ郡ノ
谷国分ニ村ハ続き有ゝ要云ハ分村大の谷ゝ
所ニ当時杜本の宮と唱ゝ来ゝ古代ゝ杜本ニ手ハ
ゝ坊舎ゝ新あゝゝ勅使ハ向あゝ一ゝ修ゝ
その近辺ニ市ゝ古瓦を拾ゝ拾出もゝ社ハ
ニ市ゝ見ゝ大木の樟あゝゝの本ニ座ゝ
とゝ春ゝ花咲乱れ散ゝ本立故神本ゝ作ゝ
の木四五十年ゝ山田の日蔭ゝ座ゝ以山のおぬ
ゝ岩九本ゝ山ゝの作の樟を伐ゝ伐ゝ代ゝ斧の振ゝ
栖ゝ斧ゝ伐ゝ山一面ゝ焼出件斧ゝ岩九本の
の図ゝ花本ゝ社ゝ岩九本ゝ妻病死ゝ毛大の谷
ハ神の社向ゝ出ゝ木ゝ村中強神ゝ
あゝ小祠を建ゝ神ゝ奉ゝ神ゝ
めゝ此ゝ出ゝ杜本の宮ゝ実殿
ゝ岩九本ゝ方ゝ古ゝ書ゝ
の岩九本もこの神ゝ出ゝ死果ゝ九本の
孫一人残ゝ依親族ゝ

とゝ年ゝ出ゝ木を伐ゝ座ゝ
又ハ神ゝ夫ゝを呼ゝ
ひゝん所ゝ所ゝ信仰ゝ奉ゝ小社の上ゝ座ゝ
らひ九月九日神酒焼ゝを捧ゝ
本祭ハ毎月冬十月並ニ上の申の日これを行ゝ
ゝいゝ古き神社ゝ今考ゝ
ゝ取ゝ筆記ゝ
ゝ

松尾祭

上ノ酉

山城国葛野郡ニ坐る神大山咋神 神社啓蒙 又市杵島姫 社蘭

祭の日上の申又ハ酉ニ
上の酉ニ式ニ次ゝ
事ゝ
ゝ
ゝ
新造ゝ
の恵ゝ捨翌日児童再び武神輿ゝ
を舁ゝ
ゝ
ゝ

村百八ヶ村悉く杠尾祭を修し神輿七基八月續の社櫟谷の社三の宮宗像の社四大神御旅所八七条朱雀の西にあり

當麻祭 上申 大和国葛城寺世俗當麻寺と号す 用明帝第四の皇子麻呂子剣を帯あり 神社考 大和の国にある神社に

當宗祭 上酉 河内国志紀郡高宗の社 姓氏録 午の日役ろ 文事根源

八仁和四年四月始く勅請に公事振えに午の日役ろ社本當宗八往昔ゆゑに一人の使を社の名に付るに

卜向宮宇多の帝より御外祖父公當宗氏なるに依て仁和五年四月十四日祭を始行ひ當宗忌す八後漢の献帝より出る四世の孫山陽公の後へ

梅宮祭 上申 この祭今絶えるの三祭式に次者に西

播氏の祖仁徳帝に世俗姉娘の婦女當社の砂を取て常襟に佩とて毛檀林皇后が者るの

遠風 大津祭 上午 四の宮共神社に列大津四の宮より祭る神小日枝

大月枝氣比小禅師に社説に祭る神立度中八小禅師火を出見る左八大日枝比主神大国主命左八日吉山神塩土老翁小日枝国常立命氣比神仲哀天皇に五社の中大々見るを以本社とも故に四の宮に分祭日吉祭之日吉祭の排儀とは今あり三月中に遠江二国の中より何方にても切り知るとの桙を飾宮

三ちの廣さとて所の相生の松に立けて毛巻日朝日の沢日吉大宮の拝殿に移を図三日大津四の宮より淀成後成とは来これ公大宮法花の府栗津に居るこれ公大宮の神元に帰るに栗津の神と崇む故に今ふもの名を遠うりひ一名これを魁首とゆる大宮栗の飯を供しるとあり

この祭の日夜陽より毎年大宮の供まもる今日祇園よりく絵巻ならう也日吉の大宮一年に拝殿の桙を取

に移る之その体石の名居をそ八ら移る祇園祭そを鉾を打雛を

ちりく八桙に立る世俗七年桙とて之この所より松ちく大津に名

出る絵殿に移を之の日より淀本山王ふもでこの所

の神事に申の日山王ふに又坂本に桙を返一奉るなり

山崎長使 三ヶ

名勝志に八幡宮寺年中行事記に云日の更謂芦一郷
万代の勤役と山岸あり丹後七晩度と及と日の更
あり相列坂山崎の孤村なり春と義式京洛の古長と
同じ主人冠と此義をとけ奇男の中ふと掘を
挿む彼は馬と猪ながら二度神庭を巡りて十馬
ゆ一面と御殿と相對して各再拝して衣袖を刷
○日の使八八幡宮第一の神なん治承三年こで猶
勅使の義あり同じ年兵乱ようく退散せ行愛
瓦屋関戸の院勅裁をとりて在地の神人これを動
むるる間更ゆの土民御先の供ようと弥陀寺と号ス白
杖を持くる羽太時ようあるる老年沉馬長く神巫奉
人沈ゆ司蔵人司。先ゆを色者ふ人笛を吹鼓を打又
細男とい三の人形ありこれ武門を良の神とそこの
邪おも今絶ずるこ明月記と建仁三年四月三日山崎の
民家怨く経営をと毎年ぬふ礼ありその石と橋を流
せを掘ア大絶ようと八幡こ来ることたれハ往昔世なか
こ山崎ようと八幡の山下こで大河と橋を渡せるなん
今ゆ橋本ようの山迫ゆとの侵を勧るを日の沉

と待しその人を日ゆ長者とい二々の上首とそその
裔を長者とい宿と表冨の輩なるべし

水屋の能

謂晋　南都水屋川の南と水屋の
社あり多く神三座素盞嗚
稲田姫と此祭ハ伏見院の御宇疫病流行ようて
ちゑめて行ゆ今ハ神楽おありけくゆ今人申
楽四番あり此人能芸を
旅をと四月四日今日ふあり

廣瀬○龍田祭

四日この両社大和の国とあり
・彦行ゆ使ハ前の日京畿神の祭とゆ公事堅

擬階の奏

七日　旅くをを加階さをられと後ゆ
奏ホて奏議のとく公事根元とも
八二月列見の時の成選の後尺を三者ようり持帝ゆを
大臣奏問ゆる義あり列見延引の時ハこれも延る
之事ゆ果ゆハ絶ゆをえの如く

灌佛

八日　佛生會
檀と今をこく畢く退ゆ
○竜華會○仏産湯○甘水○五香水○九会
誌寺院灌仏会を修を法品の花を以小堂を飾

これを花堂といふ其中に佛を安置し釈迦像を安置し甘茶の香水を灌ぐ周昭王廿四年甲子四月八日中天竺に生る釈迦生の日竜花樹といふ竜花樹とは木の下に弥勒ゐ正覚を唱へ九龍吐水三度説法の会あり竜花の三会といふ四月八日八幡宮釈迦降誕の日なり故釈迦を洗ひ奉り常に弥勒に逢ひ奉る結縁とも云ふ○武江ふるいこの日小餅を製し是を指臍の如くひらわく上る餅を喫す仏に供ずこれを頂き国土と云ふ巣を国とも云ふ亦卯花を必仏前の花瓶ふさぐ事なり其門にもさしかけ故に唯今卯の花堂市中に多し

戒檀堂開帳 八日　江列比叡山にあり今日法人来詣を女人常に敵山に登ることを切なる者も今日許す東坂本花摘の社に詣むこれを花摘といふ花堂を造りて小釈迦の洞像を安置す

花摘 前に同じ　仏教の母胎

今日四谷の法花三昧を修せこれを卯月参といふ

菊月 八日　久ぶるまでこの時羽出の菜を刈ひ又鮮を刈之これをまもれば病なしといふ或は毛を出す毒なりこれ蓮之又ひむろ山とろ板をとれこのときの時之夏なり

雍百首抄 ○卯月八日を変去る七月十四日ふ出せる所八八月今之変菜は羽出をきらん為之この菜は板本の膜に沸る水を勿氣の菜に用ふそのの水紙くしくぐ出ず帰に浸し置き後に洗ひ竹のとぶふ沸る水も用ふこれを小麦水といふ

雍百首抄 家説之　卯月の頃に用ふる春八時を知られも今年一人金ん丸にこれを呑すれば病なしひむろ山ふむ一名を丸を土中に塗置しを氷室といふその中に植をかけ水を入れ氷を作りとろ板に用ふる所の中に水を流し一日に餅を浸ひ流さんあり

退疫の呪 八日　江戸の俗月八日に疫鬼を逐ふ事なり搗り番椒とも

上京もよく猛びられ毛綱槍のうへ釣り垂へられ
八幡宮を退くことの武士の信差異をへんくまとつ
謂こゝろかの実を以て逆こ弾八坊のつゝゝくの音あり
故上京づく又三陸奥ともいへく又国日方寸紙上ゝ
卯月八日の吉日ゝゝ出を成敗ゝよくと云く厨及
極楽庵厨の柱上文字を通ゝ出ることこれ肥を退るの
肥こといへゝ卯月八国及ぶる枕詞ゝ
虫又不審こ孫こ家ゝ出ゝ出ゝ紀
以ゝ祝を伴ることゝ已上
久ゝ故上始ゝこれ也

山城祭 八日 山城国雑言 八幡の傍上

雍州府志 延喜式上山城国と称は
あり大山祇命ゝ
の国の境上疫神を祭ることゝ
城国酒解の神社一座 亦山城の神と号 延喜式○
天神八王子の社大山祇小の山上あり名勝志 名所図会 延喜式上
その御子八王子今土人居神とも
疫神を祭ることゝ
とあり今式に日夜の所上紀
仁二年四月八日午の刻水無瀬殿上水上未刻出御

この辺の辺ゝ二社 天王社 酒解社 中央の社
頗田郡の供奉を副ゝ土民世を管むこれを
ゝ思ゝ土人八幡の神と武塔
天神 天王 とを合せ祭ることの礼

地主祭 九日 清水 地主社

ゝの祭ゝ神輿午刻四時幸ゝその後獅子舞田楽
祭ゝと乗冨祀ゝ地主の古旅所八白山通
五條の北上あり今石地蔵の存ゝ
ゝ絵堂の前ゝ神輿を置くこれ旅所を表
ゝ雍州府志 ○地主の神八弘仁三年四月延喜祭
ゝ田村将軍の矢を清水寺の法寺上
統ゝ神社考ゝ大己貴の魂上

練供養 十三日ゝ西日ゝ

ゝ法会を修ゝ十四日練供養 ゝ大和国當麻寺 僧射技師の
中将姫の忌日ゝ中将姫尼上
供養の縁起上云ゝこの来迎ゝ接の法ゝ
垂の上この伝ハ和州長福寺村の人ゝ雑染のゝ水
観中厳山ゝ北法上ゝ
ゝ大吐来戦ゝ庵上ゝ法如尼の草庵の旧跡ゝ寛弘年

一条天皇の代伊都岐寛仲と云る人所に参り本尊と
廿五年の假面とを賜はる同二年三月十四日法如住
堂の日を以迎接會を修し長則筑川の花堂
隔てりうん毛面へ一筋之四月十七日恵んこゝめて式
法を修しめり

伊勢神宮祭

十四日　これハ神祇令日ゝ月ゝもいとり

この七ゝり神服新凝舞ゝ三河の赤引の神調の
糸を以神衣を織る又麻績の連と云て麻を
うゝて浦布の和衣を織く神助とする

高野花供

公事根元

廿一日　高野山宝亀院の住僧代ゝこの式を行ひて
毎の御衣を大師に奉るこれを花供と云金堂に
ゝ供方の僧某師を修し花を供ずるの日と
大師の衣を更るの日
と同日なるゆゑなり

千園子

十六日　一本に十誕ゝ

作る江刻三井
寺に毎年神へ今日法人某論ゝの神一ゝの子
あるを以童子に鋪一子を供
ゝるゆゑ千園子と云

日光祭

十七日

十六日例幣使野州日光山へ参向鮮礼の式あり中の前
神輿三基所宮を出ゝり新宮の鮮敬ゝ寸幸あり
これを宵宮と云三仏堂の前に於て例年の舞を
奏る翌十七日巳の刻ゝ榊を御旅所に渡ゝる次ゝ
御祭礼供ゝの行装あり新宮ゝり御旅所へ参ゝの間
凡十五町ゝ切り五十鳥兜鉾を持る職士赤面の大鮮を
様田美の命を表る獅子踊田楽法師神乗男八乙女
三頭馬上ゝ武装給社家馬上束帯御神馬所弓
御旅袍甲冑童子御幣大幟正幟玄宮住神人
伶人奏乗ゝ有之奏五御祭礼奉行諸武家駕輿丁
素襖御本社神輿白張百人神輿白張百人
神輿白張百人社神ゝ人麻多羅神を輿白張百人
社神ゝ人行者山伏群行ゝ御旅所ゝ於ゝ献供の
間東遊奏ゝ終ゝ神輿還幸御本社ゝ入ー
なる白六日光三社と八新宮大己貴尊ゝ瀧尾
田人姫命本宮味耜高彦命外ゝ家光権現これ
ゝ下照姫命ゝ三社の

祈年祭

十七日　紀別祈る山
ゝあり

東照宮の御祭礼一名雜賀祭とゝ元和七辛酉年紀伊頼宣卿の勅請一の山所に山津々の外相撲流鏑馬おわり又城下の士人太刀を佩さらを摺りく踊躍をなしこれを雜賀踊とゝ今日神事必用の食あり芋蕷を剝力の如く切々一方八左の如く味噌を用ひ一方八大豆の粉を付く赤く色を製ス

菅の宮祭 中午 辰日 神社と号ス神体八宮姫ス

魂ゝ祭 式未詳

久世祭 中八月 山城國乙訓郡上久世村 あり妻妻明神とゝ人奥我方代統の神 三代実録

向日神祭 辰日 山城國乙訓郡西の岡の辺ゝ

あり當社の額正一位向日大明神と竪二行ゝ書ス道風の筆ゝ西岡民家の例ゝ花表あり當社祭礼の第ゝ社人岩倉山三宅院ゝ行く垢離をなし又ゝ日必神馬をこの滝ゝ牽ゝ長神田沢の泥ゝ入り名ある神月読を欲 雅刻府志 又天武天皇ゝと又素盞嗚尊の孫大歳乃子母ゝを須知比安 神名帳

その一寺ゝ用山檀連社雄峯上ゝ霊巌和尚八上總国小糸の人ゝ里見氏ゝ寛永のゝ初ゝ江城の小流ゝ大仏殿を建立せんとあるゝ四流を勧進ゝ土一貫を運ぶとの六十念を授け又血脉をあゝく結縁せしめ日ゝ廣汀忽ち陸地とゝ今の昊巌塔是ゝそのゝち者二世河山和尚の時明暦三辛酉の春回禄ゝて今の地ゝうつさる當寺毎年四月朔日ゝり十日ゝく弥陀経子数読誦此事

雲巌寺千部 朔日ゝり十日ゝそ 道本山天山厳寺八七ヶ寺ゝ弥川ゝあり十八檀林の

参詣

深川浄心寺 十九日ゝり 法苑山津々 寺八天山厳寺

の東南一町ゝあり中興の開基日念上人ゝく日蓮宗深川寺ゝの大寺なり毎年四月十九日ゝり廿八日ゝく法花千部護経ありこの頃客殿の庭ゝを開ひ来ゝく貴人ゝ見せ山あり又湖ゝの池あり方七日ゝ山の地ゝ

山王祭 申の日但ニ 近江の國日枝の神社

八幡宮の邪法幸ひあり給る神大已貴尊之所謂上の
七社八大宮大國主命十一面観音二の宮麻多羅神及び
金毘羅神これ天竺の靑龍寺の鎮守こ准じ薬師如来
聖主子八幡大菩薩八王子灌頂大法王子観音
これ補陀洛山を表し客人の宮白山妙神の三大
そ去来諸の大神こ山王の行化を助け北座を出
てこの山こ来現ある由を宣宮客人の宮とて社十禪
師八地蔵の應化こ大師この山を開き成就の後上定
仙院を創むこ聲山東の堂こあり十禪師を重り人
九人をえらミ法く一人を鍵く妻妾を法く数こ満
ま十禪師の子孫を歡祈こ忽然とこくこ人を
故こ社をその所こ建て祭儀をこれを十禪師とて
普賢中の七社牛頭天王八大蔵菩薩大行事八日比谷八日早
尾八不動氣比八聖観音下ノ王子八虛空蔵王子の
宮の珠聖女八如意輪こ下の七社小禪師八弥勒龍
樹悪王子八愛染新行ず八吉祥天山石階八弁天山
末八ノ利支天汲の宮八不動電殿八大日堂上世
一社こ○先ず三月十八日山王祭の神をその所ム

於く伐取四月三日ム到りて西教寺の例の松城
ユ出あ行く又山王の社おこ重夜こ入り法会を
とり大社の四の宮こ立て祭の日神輿の用大津より大
宮の拜殿ム返し給る○申の日江州東坂本の山王
祭りこ午の刻こ至て四天法師獅子慈比叡社の人形
先徒前駈こ神輿を逆七社の神輿出をとる時
天の後をあらそひ競ひ来て舟こ乗り山門の僧
徒桟敷を構一初華鬘をたれ是をこれを模様
浦とて田舞法師ホこのおこ旅く執事をとることの日来
の山王町より供物を日吉の社こ献ず前日天竺の當
座主の御室こ至くこれをかぶり翌日東坂本に
く供ぜ又江州膳所の比人御供を献ず祭の日傳教
二渡湖上こ浮ム音楽を奏こく件の供物を献ず
是を御供船とて多の船こ乗る日の多人こ樣支をとそ
樣の假面を被こ樣こ乗来日吉の仗客こ方中の社の
神輿八俗りて供ぜる法ありて後湖水こ撒大宮一社の
神供八神輿のおこ並ぶその後神輿船を陸地ムおと
神馬相ひこ法く輿中の神霊のムを本社こ入ムとて

七社の空輿は坂本の地人これを舁て神輿を入る今日
山門に属せる所の供人を撫藏を立ひ神輿を数を固
き供奉して山王祭に徴さるれば寒の結ぶ今日のと
きとどこれ人を害せるに方ぶの結ぶ夜いこと八
王子の神輿を舁ぐ也と雖て山坂を下て七社の神輿各
本社に処の拝殿に居日吉山王おのおの七ヶ年間に一度
くること[illegible]かくこと[illegible]去年九月廿の申の日八王
子三宮の内神輿を八王子より山上に奉る廿月
末の日上洛と併の二社を神輿に迎ぶ年の神輿と
して八王子拝殿に元来山堀に造りおいて階下に遠に低
神輿半は拝殿にあり半は拝殿の欄干を越て外に
引神輿のもの方れ後に柱をこそ合図を行く坂を
抜とれば神輿さり下に落ちの下に神輿舁数十人
並居て中に清とり直に山坂を下に徹に生死
をこれ一時に定めむこれ八洛の士人終に役する所
これを神輿落とのこと終に古社を二の宮の拝
殿に安置せ二の宮の神輿を彼殿に迎ぶ[illegible]
迎年末の日の晩とする十禅師の神輿も又同じ末の日

二の宮八王子三の宮十禅師四社の神輿を大政所ふろ
[illegible]同附録玄国の式あり大宮聖主は客人の宮八大
宮の拝殿に迎[illegible]奉る[illegible]公人各白木衣束
の刺ぬきに條袋を以て[illegible]を[illegible]の太刀を佩ものの
余数十宮車甲冑を[illegible]絵也刀を[illegible]
鑿園[illegible]神[illegible]に武器を立[illegible]ぬく終夜鑿園
の数をろ[illegible]く各下条[illegible]二の日系祇園の社[illegible]
供を捧まつる酉の刻[illegible]とそれを未の刻供とす
[illegible]に及ぶ霊宮[illegible]とすとあり大政所四社の神輿
を石垣の際へ[illegible]石壇のもとに[illegible]
方の捧端をおせ[illegible]これも又合図を行く四社一
同に[illegible]さんと設[illegible]の後人その所[illegible]集
[illegible]時刻に至れば獅子[illegible]大政所に[illegible]二の社三の
宮と次第に[illegible]退く次に田楽法師[illegible]
[illegible]を[illegible]り[illegible]を[illegible]神輿を舁[illegible]の時[illegible]
人[illegible]
[illegible]を脱立烏帽子を[illegible]
[illegible]を挙[illegible]を合図に神輿を[illegible]四社の神輿[illegible]

中ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

とり上長大坂より牛頭天神を養ひ奉りて後神輿を細工なり

國祭 中申 歲の國

賀茂の社二千代欽明天皇の御宇四月上吉日
もとより所見あり又和同年中紀あり
〇國司これを検察をとゝのえ今日の國司ふ
賀茂の社ふるべきやの日のふいなをとり使を
立て走馬を勅をうる相ひかる今ゝや 公事根元 〇賀茂
大神八山城の國の鎮を神主ゝ伍位中の申の日ゝ
國司ゝ社ゝ参ふ中の酉の日八内裏ゝ内のあふ
ゝ普ゝ参ゝ書ゝ八中の酉の日ゝ 嵯江入楚 ゝの
ふ今ゝ
ゝ

関白賀茂詣 中申 初度ゝ八日次を撰ゝ

融院天禄二年九月廿六日摂政太政徳公賀
茂詣のゝとありこれ摂関のゝ賀茂詣の始ゝ
ゝのゝ賀茂ふの日あるゝ人車
ゝ地下殿上のお駐あり白妙の御幣神宝の書
振ゝのをおゝむ琴拍 菅生 御習ゝ
ゝ具を上を新軒をゝ神殿ゝ

称宜葵ゝを持ゝ冠ゝ
東拾求ふ殿の葵ふあり 公事根元 **菅生** 橋人

行列の中ゝ大なる菅生を
ゝふひゝ渡ゝをゝ

賀茂祭 酉 二月 賀

酉 葵ふ 〇御形の日〇葵ゝ〇 **祓** 夏

〇未の日ゝ郷陣ゝ参ゝ六府ゝ
作ゝ當日の使八近衛の中少将ゝ
ゝ今日人ゝ葵桂のゝ
司ふの日ゝ
ゝ式ふ
ゝ御祖上賀茂の別雷の
ふ御祖を八玉依姫とゝ賀茂の連角多命の女ん
ふ御祖の川の辺ゝ
流れゝ玉依姫式を取ゝ我家の株ゝ
ゝ
も
ゝ
ゝ
ゝ

此神と崇れの人とも　公事根源　上賀茂中の酉の日葵を以て
貴社も又これを使と酉の社午の日西賀茂の葵を
榊を伐て松と並べ御生所仮宮並に斎宮幄屋及び
の仮宮を拵へ美衣五十人ばかりを勤番をなす　末の日
仮殿へ迎宮申の日いまゝ関白諸當日音楽不行祭
の翌日社司葵蔓と桂枝を禁裏仙洞及び高貴の
家へ献ず則所縫ふ所くの賀茂の沈人葵と
これをうくるなり其日霹靂の災ありとて賀茂の日
宸筆の人各葵蔓を衣領にかけ賀茂の祝人各
これを頭に葵を挿さむ今日葵蔓桂枝これを法冠
と称す葵は静かなり桂は松尾なり俗に葵
凡葵は當社の神苗桂は日吉の神苗なりと御注とは
玉依姫の別雷命を産み給ふ日とて葵は賀茂の神
生れ給ひし酉の日神の生れ給ひし所なり
つり御生祭御新祭を同日とて説あるは非御新
祭は三日以前午の日よりは北新の社は洛北高野川の
東御新祭はあり則下賀茂の末社に廣田紀伊社右三
年に月廿日酉午賀茂御新祭

午の日の別祭なることを知べし河内物部賀茂祭の和日
石上に所く神宮あり御新祭と号と是今本社の北一町半
にあり此御旅所に道の西に酉の日ありこれを御生所の雛と
いひ祭の日依殿
この所に遷す　**神祭**　○忌詞　○榊取　○榊
のことく同日の榊は七月朔日に取て法社に送る忌詞
とは忌竹をさすことなり伊勢天皇の社に榊を挿く八月
の雷を避きのひとり法神迎定の遣り行をさして園
れりとぞ　○外月の忌詞とは　**三枝祭**　信日を称む大
賀茂の神なるゆえあり　枝折萩　和
國語上賀茂河内波の神社の祭に或説に卒川と三枝は
別社に卒川の社の南に三枝御霊の社あり法神紀に件
の社は右大臣是公の建立とぞ　これよりして南家の苗裔と
の祭ふるを行ふ又一説に三枝の花を折く酒樽に挿る故
に三枝の祭ふるか　とぞ顕昭の説に三枝はからもの金
未廣けんば説に云ふ公事根源に是公の建立とも
ことは何あれど今とゝまる八法師公の撰れとく養老
年中に養老法師公の大臣は法師公の号歟之

このこと既に今に至れり
是公の再興なり　[実宋色]

中山祭 中の酉　京三條橋筵の迎あり　[世石]

神と称する神豊花鋪奇石窓の金ん今六角堂の開祖然の系り近衛右大寺と八業部百そあり
三條大宮八幡の中山大明神と云ハ三井寺小の院
二所　新羅明神是へ騎盛公事根元六永業元年
六月十六日神社を建立一同六年十一月八日ふ従三位を
授らる後冷泉院天喜元年四月ゑめく官幣を奉
らるを二月中の雪ゑ三井寺ニ旅く宵音
新宮祭を修せ是新羅明神のまつり

清滝祭 中の丑

白雲寺ニ鹿ゑ岩根沢のまく例ふ神楽三基清涼寺
あり毎の日ハ送迎もこの他より　なを寺ハ山ニ
とゝ云ども神社ニ属せ也ゑ清涼寺の橋川ハ鞭ハ竜
宮山と云盆地あるハ此日一基の神楽　冠ゑる金風
八重ゑ宮山より下ゑこの金風ゑを於て神幸を
促せ一基八野宮大明神と云く野宮より迁幸ゑ　[難詞抄]
いづれも五人本居神とゝこの五人ハ嫁を娶女
の如く義を為ハ也　句欄ハ紅ハ　[一説]　むゑ迎年引山

教八幡神社

吉田祭 中子　六十六代一條院永延元年十一月廿五日中の申今年始
ゑ祭礼ハ行ハ形ハ伝家の御沙汰ゑ　[社注式]　[月]
下の子日十月中の申日吉田祭　[藁中抄]　四月中の子十二月中の
申裏書ハ云吉田祭　永延元年ゑ　[むゑ山藤中]
納言家祭ゑ　[江次第]　吉田の春日の中納ゑ山藤ハの
走ハ

駒牽 廿七日　廿八日の内　[九条殿]

これハ八月ハ八日ハ
主上武徳殿ハ行幸王卿以下座ハ左右の御監
御馬の奏を執る馬の形容ハ御馬を引ハ
白馬の節会の如　近衛兵衛の射ハ南ハ下ハ也府
騎射の文を奏ハ左右の左右ハ
以下高長以上ハ東西を奏ハ左近衛　[殿]　[後村伯ハ]
奏ハ雅楽　[後村]　駒形を奏ハ
射の馬射手人ハ御覧ハ
ハの月ハ廿七日ハの月ハ廿八日　[六条]　[年根元]

土塔會 十音　於列東寺彫四天王寺南大門の下土
塔塚の内ハ土塔の宮あり　神

午頭天皇(ごづてんのう)と号(いう)す毎年四月十五日大祓(おほはらへ)を行(おこな)ふ礼(れい)も今(いま)に絶(たえ)ず天
他頭(ごづてん)と云(いひ)ひ大祓(おほはらへ)礼(れい)を行(おこな)ふ天王寺(てんのうじ)の伯堂司(はくどうつかさ)宋人(そうじん)催(もよほ)す仕神(しかみ)法(ほう)に
今法用仁王経法則(こんほうにおうきやうほうそく)

矢数

洛東三十三間堂蓮花王院(らくとうさんじうさんげんどうれんげおういん)といひ奇(きい)
宋(そう)これを土俗(どぞく)こと矢
得長寿院(とくちやうじゅいん)の辺(へん)に同(おなじ)所(ところ)の池(いけ)の中(なか)杜若(かきつばた)を植(うゑ)て礼
この所の矢数毎年四月永日の

江雲掃除浪

うち晴天(せいてん)を候(こう)ひ(ひ)て(て)ことし
相列(あいつら)の行歳(ぎやうさい)并天(ならびにてん)とこの月(つき)一日(いちにち)
波濤(はとう)実(じつ)に(に)て岸(きし)のうちよりの社司(しやし)ありて
紛(まぎ)れ神系(しんけい)の宝(たから)をとり除(のぞ)かんとぞ是(これ)天(てん)法(ほう)波(なみ)をうつ
く岸中(がんちう)の汚穢(おわい)を掃(はら)ふこれを所掃除波(しよそうじなみ)といふ

松前渡

これ南部(なんぶ)法性(ほうしやう)の南(みなみ)を和夷(わい)島(とう)
和夷(わい)松前(まつまへ)渡(わたり)を云(いふ)九北海(きたうみ)を渡(わたり)
同(おなじ)氣(き)波濤(はとう)ならず故(ゆへ)に四月(しがつ)ばかり
月(つき)を限(かぎ)りて渡(わたり)を基(もとい)とす
和夷(わい)松(まつ)の昆布(こんぶ)その大(おほ)きなる和一株(わいちしゅ)
長(ながさ)三尺(さんしやく)を長昆布(ながこんぶ)と云(いふ)付(つけ)て生(いき)を和夷の高麗(こうらい)

号(ごう)するあり九三千余里(くさんせんより)の海(うみ)
寸地(すんち)も示(しめ)されあるべきなり

梅天

播磨(はりま)国(こく)
唐(とう)人(じん)咸淳(かんじゅん)を
以南京(もつてなんきん)とも蜀中(しくちう)の梅(うめ)を乃(すなはち)四月(しがつ)より
五月(ごがつ)に熟(じゅく)梅天(ばいてん)黄梅天(くわうばいてん)と云(いふ)べし(し)略(りやく)して梅天(ばいてん)と云(いふ)

和清の天

玉葉(ぎよくよう)清和(せいわ)月東(がつとう)北用散官(ほくようさんくわん)白楽天(はくらくてん)
簾織(すだれおり)細雨正梅黄(さいうまさにばいこう)景尚清和風自(けいしやうせいわふうじ)
涼(りやう)吉詩(きつし)などあり清和(せいわ)の天(てん)
なり清和(せいわ)の御(ご)を避(さけ)るゆゑ源氏(げんじ)物語(ものがたり)
又(また)

煮酒

東医宝鑑(とういほうかん)煮酒(しやしゅ)
月宜(つきよろ)く飲(のむ)べ(べ)し　云(いふ)毛本邦(もほうほう)の
煮酒(しやしゅ)は作(つくり)ようにても和漢(わかん)その制(せい)異(ことなり)本邦
ようにこの煮酒(しやしゅ)の氣味(きみ)を失(うしなは)ざるを上(じやう)煮酒(しやしゅ)の法(ほう)を用
京師(けいし)これを酒煮(しやしゅ)と称(しやう)この日酒肆(しゅし)親族(しんぞく)を
ふ(ふ)ま(ま)で賈(うり)を(を)ばかり(り)恐(おそ)く酒(さけ)を飲(のみ)むられ(れ)
の祝(いはひ)

余花

春(はる)ま(ま)れて(て)
とい(い)へ
この中(なか)に味(あじはひ)

若葉

新樹

結び葉

葉(は)と葉(は)の結(むすび)
これ同(おなじ)く

花

余花よ　若葉の楓　ようてう　病葉　やまひのこと

赤くなりしるも又枯　夏木立　草茂る

く黄ばみるをもつて

木下闇　葉陰　卯の花　○ゆうるま　○雑根ろ木

○唐ろ木○光平ろ木　○ろつ〻葉ろ同木　ちがい見草　蔵玉

雪見草　蔵玉　垣見草　蔵玉　以上卯の花のまさをり

卯の花ぐさ　卯の花咲ば必ずまたいとりのりてせれば卯の花ぐさ一宵

ゑどゆる基後　ばあ中く男女

卯の花ぐさは月ゑをのりてや　厚朴の花

桐の花　栂類の花　花柚　盧橘　山茱萸の花

櫻桃の花　綉球の花　白丁花　要花

○金撫子○紅毛茨　○箱根茨○岩梨　木天蓼　和名和太太非　和名抄

敷椿　茨の花　覆盆子　樹いちご　野山茨　つゝ茨

牡丹　木芍薬　花王　花譜

牡丹菓　和名抄　廿日艸　白氏文集　富貴菓　拾遺記

ようひ菓　夜白の略　夜白艸　秘蔵抄　ちり草花菓　未考

櫨　豊櫨　芸文類聚　以上杜丹の異名なり

貝原老人云本朝上代杜丹なり

花譜　万葉古今集に旅でもと云れども八重に抜

櫨は杜丹なり　櫨万葉集に櫨万葉集に

芍薬　えびす草　花相　花相抄　花相

えびす草　花譜　芍薬の異名　杜若　本草

えびす草　えびす草の異名　馬蘭

臭吉美　臭花　華　汪花　仙見万葉抄　ゆく春の

臭花とは臭花の臭花の臭花故の名文也　容香花　万葉

臭花為業をいひもつり方業こ容花と云

顯面栗の花　常盤木　蓬葉　蓬瓜

葵　○二葵ホ葵　蜀葵　○蜀葵　○美人草

○ふあーひ　○錦葵　○水葵

宝鐸の花　胡蝶花　石菖　紫羅傘

蓬　白及　風車花　踊花　半夏花

羊蹄根　虎耳草　虎耳草ハ葉ハ丸ク毛ハ花ハ長ク毛ハ

鴨足草　石蘭の花　紫挽草

蘭の花　王孫の花　夏桔草　玉巻葛

玉ゆく芭蕉　苣　苣　竹筍　たけのこ

又ものと外もいりこのものハ鶏るのものうくんで

それぞれ又むくめこれを但未先生のをれ欲やと

いふ氏ハ武内の苗裔ありとふ考ふ自

あり是ものハたけの内のまくしとりて

蓴　蓮の根　麦秋　野客叢書　宋子京皇帝南園上幸ーく前

麦を観の詩あり農扈

方還麦宮田首告秋　ホ及の秋風　麦秋　麦の秋

麦苅　二年州　年ゴ系　川　豈　鳥　鼓原雀

ものに麦の長ものう立

杜鵑　冥途の鳥　花陽國志蜀王杜宇死

古るひとうく　ものく

四月の田長　華陽風俗録云杜鵑大鶯の

どくく　移里　その声哀く血を

吻土人云春至りて其初声を聞くときハ則離別

の苦ありこれを聞くことを忌ひ憔悴家その鳴を

低く〻農ずを起て田もの苗を植ゑ越谷
吉山玄九郎島皆三指只往節の三四指ありその指上
に宿まる洲に二指ずの上向ひ二指後上向ひ一指るの
田苗を植ゑ苗づ〻或八代くを以北をこゑ

水田直鳥 【萬葉】 郭公鳴て春

さつきのに非ん実に来る
こゑやはたびゝゝゝゝらと
之山遠庭雪直不輸人或住濫鷄ハむゝ郭公のく
りぬいくゝありけゝゝゝゝ

花蜨 又蝴蝶　蚕の蛹　蚕簿　蛹の子

枝の蛭 木の枝に　茄子花　昼貞

夏物

みぢう夜　暑

涼む　汗衫　汗巾　日傘 青傘

○菅笠 ○編笠 菅笠　編笠

迎来送去 ○恒一句ふうふう　新茶　古茶

切麦　冷麦　冷汁　煮冷　新麦

麪 素麺菓子　水鱪 水鱪水鱪　この外を貴ぶ

ひ紀割湖に浸し一名を越

こ〻を晒し又湖に漬すをこの作用也こを敬内

ま〻切流し漬流しとも又これを水鱪と　糸切麺

水鱧 青雨の降い湖も自然と年一ヶ時磯に近

こ〻を網ゆく事を水鱪とも

又一説に鱪鱧の丸煮を去抜より大和へ送る桶に水を

漬(魚を漬)大和川を弘く曳のぼる大和の五人鱪を

賞〻く鯛〻り勝れりとそこれ水に浸し大和へ送る

ゆゑに水鱪の名　糸切麺

そこともつ

干鱧 名古屋鱧　和三

干鱧　海鳥紙　鰹　洗ひ鱠

飯 飯そ〻の一名を用捨とし六条亦ことこれを

割烹を 雁列亦是　雁飯とし〻ことの八拾列福ある

の小鮒　魚梁　より下りとい〻〻　津波須 鮒

春〻〻秋とそ

るこ〻のをし〻西園に〻ろるとして色〻九月これを

眼をとしひ〻上ちろきものを飯と

い〻に更の保いるこ〻とし〻後鮒とし〻　目高 小魚 京作

そろとふけ魚 描てあり〻変

金魚 浪魚　蚊　蚊帳 蠧

牧遣り火　蟭螟　牧の睫に巣をし〻出

ろ〻とし〻仰山洪恩

禅師と同じ如何しく慧性を仏ん師の云たとえば
蟾蜍虫れ蚊子の腿とあり〻く巣を作るが如し 傳燈録

わふ見れる　これ蟾蜍をつく
とそ俗名未考

蚊母鳥　蚊を生ずる
草と南中を味く

蚊子木　實より蚊を
生ず 五雜組

蚊子木あり実枇杷の如し熟する時ハ裂く蚊出つ
塞外又蚊母鳥あり又蚊を生ず 五雜組

及蟲

蚋　蠅　礎虎　蛭　蚓　歌女

蟪蛄　蛞蝓　蝸牛　蝸牛の角に三國あり
蚤とりハ觸と云 荘子

續博物志

螢　蝙蝠　移伺　○遣移　○移松　○移繩
當これを移る 本朝

岐阜長良の移伺古月納涼
ときあり迫間より来りて見れを呼謂上川七艘下
川ヒ艘とて松数十ヒ艘あり長良より小船の
後ときを上川と云ふ上川下三里を下川

と云上川の船を上品とも松一艘移十二組 移伺一
人舳尚一人く松の舳先に鉄網をあろ〻く移を
焼十二の移繩を左の指の股よりけ持つ移の魚
を迫て上ふ者ひその繩をつれく後方をもけど
ろ方ふ者ふる繩をもつれなくぬきく拾ふれなつ
ふたる繩あづつ解く洗ふとろ一枚紙を十ふ上
呑たる移の船端くなるを遣て去たのまを捕魚を
吐の又水中へ迫入るそのまをそのいとうれとりくべ
とりくも次方を迫ふく者あ移繩ふ一
丈二尺移の前に流を入く腹中に入くるやうに張る月
の入り松をもし月夜の間ハ光を出ど移伺ハ腰に蓑を
小さき笠を張く九三月より十月ハ月晴日を張ども

通甲　丸水を秋を浮るものハ長ふ〻ど伝説へ
ふるものふくその功ぶるものを通甲と云

方目　まを張る　結髪　○髪髢　○髪行
○髪斷　○髪出　○髪化　○丸仏者四月
二六日より七月十六日まで一髪九旬の間禁足て

安居を既に入るを結夏と云ふ　解夏
とは三月十六日より十月十六日に至るを自恣と
いふ　夏谷竜八月に入る毒蛇の作業を妨
二月八物の命を損ずる三月八所為既に非に故に世の諸
抜く　南山抄　新氏要鑑　安居八道宣師云く夏の四月
十六日これを結安居と云ふ十七日已去五月十五日これ
を中安居と云ふ　後安居　寛印抄　釈
苑宗規に云ふ祝融候に在り変蒸方當に閉る法
王禁足の辰新子護生の日に七月十五日に始りて始
て禁足散去これを解夏といひ解制と云ふ西
域記に十六日に偈を呈して謝聖恩云ふ余迷ところ
詩を作る者を足を入定搭挂を以て繫これを繫
とは云ふその義はあるべし結夏十六日を以始とする
この印度の法に中国八月　三月　を以一月とし天竺
八月　を以一月とし則中国の十六日
八即ち印度の翌日なり云ふ　五雑組

紫蘇　荏　蓼　薄荷　馬歯苋　青山椒

入ることを知りよの人れ八馬蓼
春葱のこと　大和本草　根芋　芋葱　蓴
俗これをあり云ふ　義を以生ずるん
蒟蒻　海藿　千屯　毛虫　蚰蜒
蛇　蟹　沢蟹　蚯蚓　蛭　火虫
其の夜ともしびを入れうんとて来る虫
万葉に云ふ夏虫のたぐひ　るどもあり　木布
草物　内衣　温室に云ふ　陳活之法七物
由加太比良論語注に云ふ明衣八布を以沐浴の衣
とす　和名鈔　今八夏月平服の布を以て
ものとの八ものとの略なり　雛と
浴衣八元ト　衣服の名にあり元禄年間に始る
団扇　うちわ　扇を

五月

この月鳥人方に鹹を捕む故に早蘇と云へり今略して蘇月ともいへり　真文抄

蕤賓 律　**芒種** 節　小満の後十五日　斗酉に当る

夏至 中　芒種の後十六日　斗午に建る　**仲夏**

茂林 元帝　菓木要　**蔚林** 全上　**鶉月** 六月日月孰首星名　考異　月令

皐月 小雅　疏釈　**月人月** 藏主　さみだれの降るもしるそぬ

ようや月人ぬけとひとりゆけん　頭註

加天茂の足揺 潮　宵潮日旧例より京兆の五馬一匹を出す

その外武家紀ひあり人も又偶〻高〻むその上賀茂の氏人はきものせ人をえ〻〻く

老禄をうけ立端午ふ踏歌のあり仕年廿人を撰び〻〻老禄を存ず元馬の負世足今日の弱若八鳥

帽子浄衣を着せ社司各埒の外に坐せ先一毎に馬ふ寄り廻歌〻くその速速を考人執筆をもつとられを紀〻むその後馬の遅速問〻けれ列

二人を〻〻〻〻〻〻〻〻むる所に足揺といふ〻〻〻〻〻

繒荒ふ緒馬場本末樹ありこの門に立て勝負

を決せ〻む撰人の去僮を撰ぶく執筆これを紀

公樹を後負の本といふ〻〻る協の下後負の本の南に

揺あり是を出馬の本とこの次に一揺あり是を

三歌本と称せ弱人〻〻れ放く立て声を揚歌を奉

えおの人へをな

侍の所に居る

松尾祭

朔日　江列大は松尾

野大明神〻〻く神体仁徳天皇の朝に新波の平

跡を移〻まれ〻とぞ本社いう〻〻六七町南の山

孤岳とい〻〻巧り業長長年中今の所〻〻うつる神輿

一基あり今れ倩〻精　大明神と並べ奉る

菖蒲の輿

六月　西〻ろ巳に胡飯の煮〻ろ反

菖蒲を献ず

三日　拾芥抄　枕

寮所に植菖蒲を植く　菖蒲根源　菖蒲御要の料なり
八梅の畑より供御人今出川家に納む即此寮に
又毛髪を洗ふ　細本を以て根を巡小殿の形を造り根葉
英菖蒲を以て蓋ひ帝王
林示裏に献ずるなり　**菖蒲菁**　四月　拾遺
八月後寮これを蓄ふ　高野の山城国小野の庄にて
氏鳥帽子素襖を色々これを作り奉る
寮小野を領ず毛
ふりうく今小野より動む　**早瓜を供ス**　四月　拾遺　四月　内膳司
子瓜を供ず　延喜式内膳式五月山科の宮に瓜一棒
を進る　美実のうぐれハ花根を取ぞ　〇
拾芥抄に四月とせり　猶可考　山科の宮ハ桓武
天皇の遠の御所　又常住
寺ハ延喜式七々寺の一なり　**端午**　年と年と通ず　端ハ初
猶初の午とハ今ハ五の午に改ハ誤　珊瑚鈎
詩話　宗璟請ありて月の日を以て秋の節とせんと

こ表ハ云ふ　月是仲秋端五ハ
九月の九日皆端五と称ス　唐類表　**天中の象**　九日
五月二日午の刻を天
中の節とす　提要抄　**重五**　月令　**艾虎**　艾人　歳時記

蒲人　天師を画　艾虎ハ艾を以虎の形を
造り或ハ絲を巻き
小虎とす　これを艾人とつけ　内人等ひ　前
楚歳時記　五月二日皆白茅を艾を採りて人を造り
戸上にかけ以毒気を懸く　今書　午日菖蒲を
人或ハ葫蘆　諸物をつくり　并ふくべ　邪を
避く　金門記　端午に故人天師を画　以これを貴ぶ
又泥翔の天師を作り　艾を以須ゆ　蒜を表
とす　門上にかけ　**儀方を書**　月令　紙ハ儀方の
邪をさく　歳時雑記　字を書きこれを家の四方に貼
もしくハ車数幅を裏く　五雑組　**粽**　〇琉ちまき
錐粽　〇艾粽　〇拝鍾粽　〇九子粽　〇角黍　〇
〇益粽　〇結ちまき　〇飾り粽　〇さうり粽

○端午に粽を煮て筒粽を進る一名角黍　粽の字を以て黍を裹を以て黍を裹を以て蒸す　蓋陰陽包を裹まるいなぎ教せさるの義

[風土記] 九子粽は角黍なり唐の時歳華端午に粽子の名亦多し形制も一ならず　角粽　鉾粽　艾粽

筒粽　秤錘粽　或秤鎚粽　或は百索粽　九子粽　亦あり

[月令廣義] 唐の宮中粽固角黍をつくりて角黍をつくりて角弓を以これを射る中るものは得　[潛確類書] 屈原　音香　汨羅に投じ楚人これを哀まこの日に至りこれを竹の筒を以て米を納れ水に投ずこれを祭るなり

[續齊諧記] 古人流　[荊楚歳時記] 同白昏に人を見る自ら三閭大夫と稱　同に謂て曰ふ君ここを去ること甚だ近し但蛟龍の為に竊るる所と苦む今の人粽をつくり綵糸及び楝の葉を以これを纏ぐべしこの二物蛟龍の畏る所なり今の人粽をつくり綵糸及び楝の葉を以て寒き立綵の糸を以これを纏ぐべしこの物蛟龍の畏る所なり今の人粽をつくり綵糸及び楝の葉を以て寒き立綵の糸を以て粽の上を纏ぐべしこの物蛟龍の畏る所なり

[荊楚歳時記] 古人流　[續齊諧記] 古人流

粽信ハ粽ハ時珍云ク近世多く糯米を用ひ今俗は五月五日節物とす故に粽を煮て以て屈原を祭るなり

をつくり以て投ず　飴粽　稲粽　稲艸を包み外稲を以て結ひ煮て熟す　とりあへず稲を剥ぎ

[本朝食鑑] 飾粽　ささら粽　粽は天保年中に出でいせ地方にいろいろ拵ふ　粽は今も内裏に

粽は五月白粽をいろいろ拵ふ　粽は今も内裏に

を以て拵ふ十八の網を以て拵ふ　粽のくくりは

蛇に似せて巻これを結ぶ　毒虫をこれを

[壺裏] 或は巨且　[賀學盈] 或の云　粽　[本朝食鑑] 赤考

飾兒　けづり掛の糟　菖蒲刀

幟　**菖蒲人形**　**猪人形**　古代の人形　天長元年蒙古

の絨毯等の早良親王をうくこれを神輿に乗せ
後宮の往来に祈る如陣を附て六月宵急の神風
吹く紙旗数ヶ所に賜ぶ　勝の因縁よりて
今は知らず宵宮宵より祀堂岳笠を用ひ武家も
又これを倣ひ表の藤の社小別紀伊歌に金人報王の
初め呉人弓矢の政所と称せ蓋その沈非衆古より
龍長ひ来ること国史に見えて非す者　○諸説
又の巻に後深草院いとけなくおはしませども
云一宵宵野さらりぬ　の花菖蒲を
よきく菖のわり　のことものれる八重咲　**菖蒲人形**
い菖蒲を以て飾る由の名　**和三**　**菖蒲人形**も
又月ごとに人形八方士の形を撰て作れる多し　江戸
ふくえ神のひとぐい市中を賣あるき　甚角
が「宵宮や傘ふかくる小人形なりの来る匂ひ
今八十物売人形町その外使りよき　御ちく是を
個幟の沿流　ことはいとひさかる低劣の種八今も賣く

ゆりくん又ゆの俗端を以餅を制製　裏に鎧を表に櫛の
葉を以これを重修ふ名づけくかハ鮮とのふ裏角が附句よ
鮮花ふ多の紙屋を
お会せと世ハ是ふ　**菖蒲ー**　沼沢ちどれより
ゆやあとりそ　ふとふ　ハ牧ふ　梶系多幸よ
ぎ多ん　ものと　汐石集に　ふ　ふ序ふ　序を

菖蒲の饗　聖武天皇天平十九年　祈ふ曰今より
ふ　ふ　ふ　

菖蒲浴衣同帷子を[illegible]と必ずこれあり[illegible]官[illegible]
[illegible]菖蒲注[illegible]朝服あり花田[illegible]根菖蒲
[illegible]白裏紅[illegible]櫓衣[illegible]表紫裏[illegible]紫
[illegible]菖蒲を紅梅も用[illegible]れども[illegible]月[illegible]
の[illegible]の縫衣帷子を菖蒲浴衣菖蒲
帷子[illegible]当[illegible]用[illegible]
菖蒲を酒に浸[illegible]餓[illegible]一切の悪気を

長き根

陸[illegible]荊楚歳時記本草[illegible]
菖蒲[illegible]永義去年[illegible]月[illegible]日あやめの根金[illegible]
[illegible]の武分合の姫[illegible]左の根一丈一尺右の根一丈二
尺著用集[illegible]是後後泉院の時[illegible]又郁芳
門院の根合[illegible]八[illegible]御[illegible]
菖蒲の如

菖蒲酒

菖蒲

菖蒲浴衣菖蒲

遊菖蒲

菖蒲[illegible]

○[illegible]月[illegible]日[illegible]艾の人の形[illegible]
を操り以病[illegible]端午[illegible]
菖艾を[illegible]人[illegible]葫芦の形を
[illegible]

棟を佩

櫛菖

[illegible]月[illegible]日櫛の葉を[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]

増山の井

藥玉

六月の玉

去年九月九日[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]

長命縷

[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]

五色縷

壽索

條達

條脱

五絲絲

朱索

碎兵繒

全上以上氏方三十八茉玉

六月は境

唐の天宝中楊洞ようの水心境を進る背ふ盤竜あり五月揚子江心に於て是れを得る背竜頭る異へ後旱せこれを祝れの州南つる

異聞集 金錫

の性は一なり六月丙午の日午時鑄ること陽燧と云十一月壬子の日子時鑄ること陰燧と也

神記 時珍高臺深をしく云陽燧一名陽符大を日に取る陰燧一名陰符水を月に取る盛洞を以られを造ることを

大水の境と云〇唐ようの以来皆揚列ち境を高さ

六月六日を以て揚子江心の水を汲ることを清る九境

化ようの水清別られ

刻隼ん

茅の日　茅艸摘　競駈

五雑組

六月五日を茅日といひ〇この日一切の茅草を採る

世諺問答 端午百種草を取て陰乾り焼灰を石灰に和し図と一般研金瘡に付て血を止め又犬咬に付て又腋臭及び瘰癧に彼を塗る

本草 さそひ草と四月の比茅草なる

宗懐抄

百草鬪

唐の中宗の時安乗公主端午に百草を尽くして鬪

その初を新一地球〜〜これを取〜〜む又作の故に得〜れんとをおそれその余を蒙る

劉公嘉話

左近の荒

ひをりの日

六月三日公左近の荒の法に日

八左近の荒の法六月左近の荒の日八右近の荒の法に左右近の馬場の荒の法に結ん心〜八左右近の馬場の荒の法に結ん心〜八左右近の馬場の荒の法に結ん心〜八

列仙伝老子人を惑ふ水に係てこれを見る蓋し越人舟を以車と為て襦を以馬と為す故に息車水馬の名あり荊楚歳時記云ふ國の人長崎に来船し皆にあてきれ数種のふ紅ふ雲り紙織をたく先を爭ひて排竜とし

印地打

といふまことやらあるものを膳とをも見鏡渡とこ屋ふが為ふ童を遣てこの玄故和三

京師の童ふ弓を拾て印地打とて人ををそこ塞

左右近の馬場をく弱射のことあり一よう部れ

世諺問答　幼童柳の木を以大小の刀を造りこれを菖蒲刀といふ鴨河の辺ふ知く各孫をうらて印地打と

いひて雖ども東國遠遊ふ

抛堵　揚牛　**古瓦**　全　上

紀氏の石敢の戦ふ

菖蒲集

粉団を射る　唐の宮中端午毎ふ粉団角黍を造りて金盤中ふ盛て紙妙

を造りて乃ふ用弓を以是を射る粉団ふあるものを食ふことを忌蓋粉団滑膩ふて射ること難中盤ふ

此戦をなる也　天宝遺事　端午に水団を造る又白団と名

或ふ云ふの人獣花果の状を雜る最精きものい満粉

団と名づく或ハ麝香を加ふ又

乾園雲ふ入ぎるあ有　歳時雑記

桃印符　赤丹符

桃ハ西方ふ木の精光仙本ふて邪気を壓伏一百

鬼を制を今の人門上に桃符を用て邪を避ることを

ふ也　典術　或人兵を逃るの道を問ふ答て云ふ

立月五日を以赤丹符をつくりふのおふ忘て　抱朴子

桃木ハ原漢の制以悪気を止む今の世端午に

絳漕豪持を以相向遺を又以屋帳の間ふ掛く

続漢書

烏の悪美　烏の冬

劉昭説　六月旨　烏の美

をつくり百害ふ入ることの悪鳥を以の故ふこれを

食ふ云ふ烏の美　烏の冬をそんを蓋ふ

族類を滅んと欲を思　漢書　淳を以て弱の冬を

者ふ

鴉の舌を去

鴉鴉を蓋ふて六月

人日その舌の尖を去

と云ふ鴉をふくを声を清越ふ鳴語とい

るることなく　零陵記　本ふ時珍云ふ鴉鴉の舌

人の舌のごとく前刀剔ふ人の語を学

騎射　馬弓

五月五日　むかしは豊の楽院にて騎射を御覧ぜらるゝなり　馬弓とは天子後園にて馬を乗り弓を引くの義式なり　續命玉揚ひけるに毒虫を避けんことにとなり　年中行事抄合

延喜式左右馬寮式に曰　神水　重五の日午の時雨降るときは急に一筥作を彼岸に作るの風に必神水有潅取りて桃の肝を以て点ずれば病の積聚を治す　金門記　今日雨ふるときは水年大吉　紀暦撮要

愚按ずるに本邦の俗端午の夜に素水雨らすことはいまだ金門の説を誤り伝へたるものか

加茂の競馬　音　或紀に云　伊呂波

宇類抄に云是亦朝家祈の馬なるべし　志賀の宮歌明天皇の御宇天下世挙て風流を尚ぶ而るに時に卜部の伊吉若日子に勅して卜せしむ乃チ卜して奏すらく賀茂の神の祟なりと仍て四月吉日を選び三馬に流を解き人柱を沙汰し迦陵を以て祀を行ひて競馬を行はしめ天下豊年なり

これ始る　詞林采葉　六月五日の競馬は七十三代堀川院寛治七年五穀成就天下泰平の為始めて番世延の馬料をあられ例年これを行ひ来る　雍州府志　此日名水を午の時競馬あり　近衛院康治年中より行ふ　応仁記　これその始は旅時の抛物の後世六月六日式目となり　応仁記　然社毎に競馬あり今猶ほ絶へず奇のうの事なり　当社競馬料は六郡に令ふ故に今日に至る　不の民人世人各冠の纓を巻き袖を附　尤の芳の赤袍を着て右の方八里袍を着て各南の一の長の外山に馬に乗り馬場の本に至り馬場の本に至り一番を走む左右一疋毎に袍をとれを賞をとりて次の後各々ら〻馳て生魂をなすそひ勝負を定めやう〻所謂踏柳　長谷寺記　〇軍中端午に馬を走らせこれを踏柳とす　文昌雑録　〇五月五日過午走馬壇之下　帝城景略物　唐山にも

走馬　あり

藤の木森祭　五日　山城国紀伊郡深草山の南にあり

祭る所舎人親王神社　延喜式に載る所の三座　別雷命　八雷神　後に三所の皇子を合せ祭る三所の神社一座也

の白王子と八早良親王伊豫親王井上内親王又多くの
三座舍人狩王早良親王伊豫親王ともいう立月の白
神壇三基遊行社家義野井氏甲冑を着し馬に
乗りて供奉す帰洛あり稲荷の社楊門の西に
友の社の馬場に於く走馬を祈願あり京の公卿は
これも又義甲冑を着し馬に乗りて池辺を走る
同じ一説に義の社八早良親王故に号矢神と称す今日
供奉の人甲冑を着し馬に乗りて早良親王
陵陣の粧く供奉甲冑を
着する也神幸ふ所の新羅明神と大神宮
中に於くこれを祝せ
ふ所の新宮祭音大神宮祭八三井寺山
ふ所の神輿を
ふ所の
ふ所の
ふ所の

年号院中く修行せ六月八日未の刻より九日巳の刻まで
ゆくゆく在を修せ是を太平の神と云青面金剛の
毒疫を必神饌ふ供ふ疫病府庶ふ来の日金銀の幣
をなる供ものへ金銀の幣ゆることを語りてこそ〳〵〳〵
とのことをもつてなり

今宮祭

九日より今十日用　嵯峨の國者也　宗教寺師

ふあり若し神年頭天皇詔神記ふ云つ二条院正暦五
年六月廿七日疫神を紀國山ふ安置せしる長保三年
五月九日疫神を紫野ふ遷座せしるこの所ふ遷座せしる
ることハ天暦の若しきとて京師の衆庶御霊会を
行ハ云ふ午時神輿三基相殿の宮各旅所ふ御幸
る相殿の宮ハ一條ふ東ふ宮の宮と也りふ八愛宕
現在る中ふ此りこの社を今の地宮山ふ移せ二条院
御宇勧請を所を定年社地主神と申ふ搭社と云
神輿の日鉾十三本ふ作り鉾を中ふの町呼ふあり
別當供奉氏ふ社ハ神輿ふ川通り云拔云
寺大宮迎ふ云ふ紀國山
出の藁を云〳〵ふ

室祭

十三日　桜別宮　のほふ大

社あり若し神上加茂ふ用ひ例ふ六月十二日ふ
先濱の上加茂の氏人毎人播列ふ向ひ神輿
を司ることハ六月の次第先辰刻住吉東寄ふ已の
刻の清を捧ぐ神ふ云ふ下宮住吉ふ即ち陣屋の左ふ
若御鏡を祓ふ渡せ社家を供を次ふ神主
祝云ふ若の御戸を開く云氏子素襖烏帽子
ふ〳〵唐戸の裏神輿の左右ふ若次ふ御幣帛を
内陣ふ献ふ次ふ神饌神酒を供せ次ふ
神輿を遷ふ次望の酒の拍子を奏を次ふ
神主祝祝詞を申ふ先國司ふ太田若宮の社
の御饌を献ふ云〳〵神主祝内陣ふ入り御饌を撤を
云〳〵内陣の注幣帛を切を云〳〵祝御戸を閉神主
先神輿若宮の後神主祝祝官の舞殿の坐ふつく
社人御幣帛を捧大麻ふ撒を次ふ酒を注ぎ十二
三日潔斎を神ふ外ふ門ふ人ハ男女の袴を着り
を刺り男髪ふ〳〵金剛の社神を出笛ふ鼓ふ人
大鼓ふ人御り七人ふ髮ふ人天冠を載さ若
若の水干を若一七人ふ幣帛を捧捧のふの使

竹植る日　六月十三日を竹酔日と云ふ竹酔日とは竹をよく植る日なり

月十三是彭生日竹を植れば多く茂る　[雜書]五

酔日　[五雜組]持竹の雌を以て振ふ七上一茂る

竹潰　竹植る日は必ず雨と成る

西社祭　廿三日　江列下坂の人民往なり南の若宮は祝先の酒井大明神例祭六月廿三日神輿三基を行也

人家居神とも山門の悦意坊代々立番のとを勤

行人面紅修験の国縁なるを以て毎年列の大学是を営

有宮の日　廿三日　是は村上天皇の御国忌ん宮中にあるなれば

日とかや麁物日にあらざれども敬仰れば又悪

るるなれば儀式なるべしの日とかや

公事　**任吉の御田**　廿八日　御田植　指列任吉上の

概元　神田を植

を以神田を作る也竹を作る神刀皇帝三韓を征

り伐陣の時長門の国より植女を召て大勢

農業のことを学ぶ虞舜の季子乳母を拝とる

アヌ天より授女今に早乙女をつとむと云

摂陽群談　泉列摩乳母の妓女の内約束の事

年季明る女三人参りてこれを植今日神田を

植て後に妓院の服を如とり仮吉の御田は古

き画にもえとく紅深の千早に似たるを着

き清小市女笠をいでく見度のをく

の神れるに今に兵植るまひをなすなり

大系志

丹波国桑田郡にあり祭る神一座伊弉並尊　伊井

諸尊天照大神を以三坐とす　[社家記]丹波国式内

社家　社家とは神官の中より初て社家と云

饗神　饗神とは饗宴の中に出宗敬を

三月廿三日着とて糸巻を三の時祐門の小屋を

ふかく拘之り飼犬の概よりとき嵐の害ありとて式

石を猫と称を九月廿三日を秋ごとの宴又毒猫

を付附件の石を返一物と云ふ此の石ふ硬を

く神に供ず密の餐とも又高ものを

とも云る故上世俗耳酒みてとりとて

御田扇

伊勢山田太神宮の御田植（今弐月云ふ）太神宮の
宝前ふく神る修行の扇なりこれを御田扇と云
これを以田を扇く風情をなを虫を生ずる患
ふことなき歟也又この扇を求く相向ふ所の稼く人
うえれハ稼く歟安とぞ是を虫の障ふきに猶ふべし
御田扇　月廿八日とぞ日宮〻ぞ下旬に日をらこて
是を行ふ當日祢宜教少女ハ白雅ふこれを勤む神
田ハ云ふ金山とく僧ふ天の岩戸と云ふ所の禁豊
宮場ふあり件の人〻ふ所ふ知り所ふ白雅ふ早苗植
るゆゑんをなを神人祓を修を大神宮の一社ふ張
ふく神乗慣をうゑい留を敷ふく素ふ長皮ハ
素輿祢宜ハ鞍馬寺ふ羅ふ雅樹ふ会ふ
をるく多屋の所ふ知る素縄を是ふ若長宮
ふ切ふ大麻を接く素簡の法人ふ載む又一説ふ
九山と云ふ所の五人ふ女の体と云ふ伊逆深の帳ふを
是赤き袴をかけ烏帽子を載さ黒塗の様をふ
ふ早屋扇ふ〻ふ所ふ〻ふ年ふ内宮外宮ともに同ふ
ふ山田の名世〻ふ〻ふこの伝ふ来ふ扇ハ内宮ハ

七本骨外宮ハ六本骨ふ稲を負ふる馬の画額を
約ふ人形の画或ハ鶴亀ふを画くふこの扇を長皮
の完ふくその

虎が雨

六月廿八日多くふ雨ふこれを
期ふ〻ふ〻虎が涙の雨と云ふ大磯の虎
と云ふ控女曽我祐成と是別る源乗ふくふとなる
故ふ世俗今日の雨ハ虎が涙〻と云ふ列ふ中暗
致の社あり勝名荒神と云ふ建久四年五月廿八日
の夜兄弟富士野御狩の旅館井ふの屋形ふ推
紀ふ〻父の敵工藤祐経を討ち祐成ハ討死一時
致ハ孫ふ伝を吉原浦ふの間原ふと云ふ兄弟を
神ふおく秀会ふり八幡と号ふ原ふふの並びふ
久波と云ふ所ふり武所ふ泉福寺と云ふ寺ふりそと云
兄弟の石塔あり祐成を高崇院峯巌良雪大
禅定門時致を鷹岳院士山良富大居士と号ふ
虎ハ祐成討死の後尼となり所の公羽を東内
ふ〻井ふの屋形のかとり祐成の家綱の法
をふ〻ふ〻いふ〻敷ふ〻ふ�

式部名我物語巻の十二よりあり

最勝講

最勝講とは先ッ日を定まる東大寺の大事　東大寺鎮護国家の為に最勝講師を定む　瑜伽論師

穂元年とあり宮城勝王経を清涼殿にて講ぜらる

公事根源　永延皇帝一条　寛弘六年十月十九日穂元年とあり宮城勝王経を清涼殿にて講ぜらる

或ときは先代或は仏ひ或は止む今より例とする元亨釈書

賑給

これは飢ーき民に米塩などを給ふ京中の條里小路を分ち検非違使

兼りこれをしく米塩の勅文などアるなり大

臣侍ふ者ども是を定む欽明天皇の御宇より始

はる云々疫病のものに給ふと礼記月令にあるこゝや

公事根元　東の手に米を宮寺小のまに左近馬場西の

は右衛門の馬場西宮記

祇園の神輿洗

晦日　六月晦日　祇園の

社に諸色枝の条を挿く禍災を祓ふを某枝と

いふ夜に入て神輿洗あり見其式神輿三基所謂

素盞嗚尊大政所　西は稲田姫井　東は童妻　今御敏大

所今御敏の神輿三基は神輿屋を出て直に祇園

へ入る扨井の神輿は一基は神輿屋より南門を出て

石の鳥居より松林をとゝぎ祇園町より目抜の北端

堂のまへをとり鴨川の堤に係りくいたゝく河水に神

輿を灌くこれを洗くこれを神輿洗といふ今その

系なりとも曰ふ云々とも曰ふ云々を祓ふ云々後

再び祇園町より西樓門に入り二基の神輿と共に

絲竹の音楽を奏する伶人奉四条芝居の役者等の

所に挑灯を張り外面に各姓名を記す云々毛

を挙ぐ祇園の町にも家毎に高く挑灯を掲ぐ

又六月十四日和尚礼終ぐ後神輿三輿社頭に在

る同十八日の夜二基の神輿は直に神輿屋に入

り扨井の神輿は今夜の式の如し九神輿三基

芙蓉の法師三人各つゝみこれを打ぐ主宰也

富士垢離

五月廿七日より六月二日に至て

富士の修人毎日海水を汲て垢

離をなす富士拝視を遥拝也富士系譜に

云ふ人ゝの間男女修人ゝの者を病を祈福

を索む仏名のことを呼の紙角を祓うようこう又彩雲の人ごうこう仏人ごうこう塩鹽を俗を酒長と先達といひたの去ひたる所を冨士屋と云

五月雨　黴雨　黴雨

五月雨これを送梅と云人 [余雅] 今江湖二浙四五月の中梅黄ゑ雨ふんと熟す水潤ひ土濕柱礎皆ゆ葉蒸すと雨とふるこれを梅雨と云故に梅雨とは南言の夏を迎梅と云ひ青の夏を送梅と云人 [陣雅] 梅雨ふる時多くは雨を梅雨と云人 [四時纂要] 梅雨時人多く毛を用ふ衣ハ乃チ黴湿の黴を梅と云ふ [五雜組] 定家卿一字既の百首に雨梅の字を答の部に入れたり [閑江集] 青雨隊栗花梅雨と名同

梅　隊栗花　閑人立夏の後庚の日に閑人

おそくつ雨ふ入梅ふ雨ぞを以入梅と芒種の後酉の日を以梅と [雨碎録] 芒種の後酉の日を入梅と小異の後未の日を梅と [神樞] 芒種の後壬の日は

遠くを入梅と夏至の後庚の日を遠くを入梅と [發金禄] 芒種の後壬を遠くを梅と七夕を梅と七夕を入梅と小暑の後壬を遠くを梅と七月を遠梅と七月を送梅

雨

雨とは旨湿黴の氣梅時遇重釀雨となる又云梅雨雨に俗る謂ハ衣及び物を湿旨恩黴を生ず [本草] 諸説遠くを梅雨の後百三十日を黴雨と云物黴有りて所に水涌如を俗ハ伊陽奈子梅雨定に俗梅別丹生山田の麦系野年支天の社の辺毎年六月水必涌く朔を黴雨と是中梅雨の梅白曝の茅を敷くことを墜

栗花左馬とは安代ことに仕を〇つ四の霧ゑ四月より四月ゑ陽氣昇る六月一陽生ず故に春より暴る陽氣やゝ強ハ雷の下れ大を焼く水氣上ることハ下一滴も落ちを火滅ゑ雨龍の上より水氣ちく方の滴ゑ雨ふ如又一経六方物熱く清る

半夏生

の氣を故に六月とハ [和訓義解後の旅記] 六月中より十一日を雨ふ世俗この日を一経と云竹のゑを食ハ毒を竹節出を生ぐ

蝉の初声　蛍音矢　反古書

月令　礼記の疏より友舌を蝦蟇と云　帷　紙名なる云帷ハ囲之以自障を囲之和名抄太比良　和名抄今ハ髪衣の名とも　辻が花　つじが花とも云べきを略して辻が花とも云ハ是赤帷子のことなれば衣とも　貞徳説云られハ辻の字ハ假字なれども辻が花の白帷子　大追物射手覚書日記　紅花　くゝる辻が花の白帷子　云られば紅染ハ花も拘くゝる也

羅　のを上とも　若竹　今年竹

夕玉菓　河玉菓　そもく美行の美名　府宮花見　苗　早苗　早苗取

○若苗○玉苗○田植　早少女　○植女○田歌○田植い主る由ハ田植ハ風流のもの奥の田人ハ　○早少女ハ早苗植少女の略　元日月六月共に茅を至り苗を稙殺を肴ゞ三日十日　ゝ初り既に苗をそなゝることセ八寸或尺余これをとりゝ田に移植を早苗といひ又苗ととゝ農家田植と称ゞ苗植ハ播田とゝ云ものあり果海ゝ稙ゝとゝ云ゝ　もゝ八殺を肴その苗七八寸或八尺余ゝ　河流の所を接さるその移り長ゝ稲と称る本邦苗を植ゝ去大ゝ農婦及ハ女ゝられを早少女ゝ八男ゝの稙ゝ　ゝ帝ゝ男子ハ常ゝ田ゝ男ゝ弱れゝられを稙ゝ皇ゝ　元　太朝食鑑　凡月未ゝ月の苗ゝ稙ゝ　長ゝを民間苗代と称ゝ先植ゝ　ゝ苗とゝ農民男女混雑ゝ再び苗を挿心也　田植ゝ女ゝの苗を稙ゝ者を早少女と称ゝ　ゝゝ云を田植歌とゝ或ハ紅童ゝ　を勧む凡苗を植ゝ　若苗ハゝゝ苗を植ゝ　棟或ハ樗　棟の　ゝ作る　雲人菓　棟の花　万葉ゝ申樹人作る俗張ゝ　とゝ日本紀ゝ愛木　眼木ゝ依加波ゝ刻ゝ　栴檀の花　栗花　合歓花　天南星　施乳草

五月躑躅　樹列遠近の谷二の谷三の谷を挿沢山に
初め九三里斗遠列秋葉山の麓下
乾川辺也又三河四里
御湯社餘花　南天の花　汁を取て茶に漬
鳥飯に花を
〇徒ること牛蒡の如し故に牛蒡と名つく　陳藏器説
青木白花ひらく冬食に其の葉を煮て飯を浸す色青く光あり是青精飯の法
本草　今世に民本邦の俗赤強飯を用ひる是此
この木の葉を飯に染て是時張の説に本つく乾
秋和三に云この木也ずと云とも依列五列の山也
二丈余周廻二尺三寸ある也　松に遠く居これを耶
郭の花とて遠列一の雲の編山南天〇俗作に南天
〇凶荒を消滅す　故に女子境の背に氏
茶を揉む是後に女子旦開の具ちうを以て遠
に後の背面多く面天を著
と唐山の後に芒花を用ふ
夏の時茨　未央柳　その葉柳
花ひらく　忍冬花　金銀

忍冬　鬼ーと　鬼麦草　軟ある物を石竹と名
花こ　づけ千年ある物を海棠花と名
草花譜　鍾馗花　抽む故に拵
拵に故に常に云とい　峨江入楚竹帝木ノ注　家経朝臣和寄ノ序　染敬の大辰
時容姿絶兼鬼麦の御と号
く鬼麦を改めて常に芒と云　蓋蟑をさ
大鏡裏文　大和拵子　唐拵子　薩摩拵子
川原拵子　大和拵子は紅梅色に唐拵子はいろくの
あり　薬花抄　拵子は花の形ちりて名
つけ後拵子はいろいろ　石竹　今二種と雖ども拵子
くの名あり　全抄　と同じく和子は肥の
周圍に刻歯あり　切又あり　菊紅物に作る物を
拵子　切又きも　石竹と石竹を
ごーとあり　〇むー鳥田の四年とい人勇士の
家の後の山一の石あり　彼の石を
を仍て時を伴の石を射る　則矢を
さきねこの花石竹に花を字て咲　瀑汲草

名ようく統をもう付こうこ

日ふじ草

三河ノ名 藏 王

よと記事

以上極あの美名を立れども拾ふ所あり雅なる美名を風ふ也

百合

姫百合 鬼百合

花の大小よりて名づく

袂百合

山溪

名の間上をもれを浴ふ人魂をなりて下う僅れ

一株続て入れて又搦り上る所を袂百合と名づけて弥生す

和三

黒百合

組たて〳〵元奥列ち出す 国

車百合

葉對生〳〵

車の輪の如下部日光の大和

透百合

奥列

名の考名 美名あり 和三

鹿の子百合

情多百合

二月百合を稚子法

雑薫 雑薫 或ハ

いへ百合ハ毛蛭物化成して又く雑薫

玉簪

小玉簪

ようり理知べからず也 徐鋪歳時廣記

紫陽花 四葩の花

庵の振袖ようれ山花ようる名

名ようく紙香ノ懐藤花

人その名を知ようり白朱天諸ハ文集ノ出

を紫陽とい人 讀語陽秋 白朱天諸ハ文集ノ出

夏菊

六月上旬ノ八月ノ中ノ強ノ香味

苗を種ノ長ノ中ノ巴ノ人差細ノ葉ノ薫

延ノ長ノ如ノ葉ハ皆小似ノ光沢ノ毎葉ハ三ノ

葉を穿ノ形の如ノ葉間ノ隙花ひらく初

綾ノ付野菊の如ノ朝上開ノ夕ノ萎む 教流

未擢花

その花紅色ノ名あり 種藝公圖經

この花紅ノ色ノ名ノ

似ノ人れの如を暗ノ人れるのと ノ 和訓考解

又ここの花ノ人ノ未ノ擢花と人 本草綱目 未擢花の

ノ人ノ人ノ花ノ人ノ人ノ人

[illegible]

酢漿草 片葉三づゝ[illegible]

[和訓栞] **萱草** 讃州ハ金萱ハこれを金色[illegible]

[詩議草注] 懐姙の婦人この花を[illegible]ときハ男子を[illegible]

[周礼風記] **萱草** 本草ハ忘憂草[illegible]

詩ハ憂思自遣とあ[illegible]

[illegible] 蒲[illegible]

蒜の中車[illegible]

[illegible]苗蔬[illegible]

○忘憂草[illegible]

[奥義抄] 住吉の[illegible]

[illegible]

[illegible]

菖の属にて葉の形水菖蒲に似て花ひくくこれを
花菖蒲と云〇梁の武帝の母張氏菖蒲を産る即
ち花をもて光彩照灼ゆくゆく世上の所に行くむ俳諧
人皆人に曰番国に産る所の菖に異なること国々
色を養むこの月武帝を生り　漢水書

花菖蒲　羅衣花　草菖　網目

小白菖二種
白菖と云ふ俗名を泥菖蒲と云ふ一種は渓澗に生ず根
瘦亦弟稍密なるものは渓澗に俗名を水菖蒲
と云ふ大和本草又花文をいふ業文網花を花のや
めと

花菖蒲

蘭を陸奥に花見と云ふ所にて
そり色はほの赤おおきくして陸奥に行くべ
いと考べし　八雲　花菖蒲と云ふ花咲ける蒔をの人　童蒙抄
花菖蒲は菰のまとい　頭注字動　中花家方興例に云ふ
時彼国菖蒲あり　りて六月晦日教て水草を蒔しめ以
菖蒲に換べし祥水草を菖　東斜隨筆　水草に云ふ
菖蒲に同じ

その茎如く花のくちもとに似たるをもて花菖蒲と
いふ六月の日陸奥にて菖蒲を蒔こと俗称ゆ
ゆり今八月の国にも菖蒲八月にけるゆりこの月にて
まつりの御菖の花菖蒲の花菖蒲

菖蒲花　藻茅　藻の花　菖の花

この花日本北国にて今一霄花を月に咲こぶひて特
後にと　本草　菖の茎八回に飾ひ夜歓む英花八月合
一霄花故に菖蒲　寒英八月　胡麻蒔　稲時
　諸雑類書　本草に云ふと云ふ

青梅　餅梅　梅漬

梅干
梅の附録もの肉
美味く噛み液良
皮肉ともに剥ちけく
晒乾し梅酸ともなる

梅剥

杏子
唐実多くして出食ぶるもの
赤年秋未苦し　師曠占術

李　桃　枇杷　盧橘

枇杷一把と云ふ説なれども濃りて時法を文選上林
の紙を泛るもの枇杷を盧橘とする説なり

楊弁菴丹鉛録琊琊代醉又同玄李白詩入
盧橘為奈樹枇杷出漢宮と並く華たるべし別枇
杷ハ中ごろより世間へ多くうゑけるゆや音の
あるにとろくあり くいもぐ和名を閑ぶ蘭も音の
おなじ　ちぐ　ちぐ　ちぐ

水雞　夜鳴く里に多し水辺にあり鳴く晨を報ずる故に水雞という　和三　水雞はなく　といえども

たくくくこ　つまのてん　水名鳥　菓　海鷸の

鴨の子　輕鳧　車鴨　鈍鴨　芦鴨　この三つのもれは六月に子を産む

もぐ　往古に毛羽を強常に野水田溝に棲む或いは

孵ると或は孵ざるものあり　本朝食鑑　ひたかも　鴨の

名いこのてん　藻塗　古歌あるよりあるのかとよめるは雁こそ

あるとも鴨のてん　物象　和名抄に鴨　押野名曰鳧　音扶

家名曰鶩鳥　音木　楊氏漢語抄云鳧鷖　加毛　音鳥　統友と

あれいいつ　ら鴨も　鶩も　和名抄に　黒鴨

いひ　名今田舎に黒鴨という　鈍鴨

あるのてん　ふるの記が如

麻の子　毎年五月の比南北春日の

麻のよ　動もれば　犯人の為ふ

嚙れて　死をこれよりて　寺僧及び市中を絶

早く　若し　顔　有りの兵を　捕りて　の脚を　ちて　長ぶ　を　ぶ　ぶ　ぶ

六月

清補奥義抄に六月農月とも云ふ
つきてる也農業の月とも云ふ
の義なるべし月とハ月の満ちかけ
とそりこの義なるべし
ひつく雷をうることのくるのハつゆのすゝ
くる月の條下に注べし故ハこの月暑熱列
く水泉滴りをつくし故に水を月とハ云
ふ也朝の古書ハ文字を妨れ
ちくつるゝ也ハ六月を流ときハ大
きに名ハ人をあらしと云ハ六月暑熱をげ
いなく水を出きこの人をやあるこ
を誰りあり

林鍾　律　負徒云ふ六月律林鍾ハ名つけ
この林のもと刑人ハ鐘の字ハ人たるべ
刑人ハ人をもとゝ刑人ハ人たるべ

小暑　節　夏至の後十五日ハ一云
小暑後十五日ハ未ハ暑
を大暑とハ

月令廣義　大暑　中

月令廣義　季夏　雨

凡期　左傳　且月

杜雅　疏ハ六月巳を指
ときハ月日を云ハ月とも

遯月　易　遯ハ二陰浸く長ハ當ハ
遯ハ遯すべきの意

朝月

洛山の井ハ出て
朝月とハ朝日の義

陽氷　陽當ハ陽ハ

べし月令廣義に陽氷ハ春季毫氷ハ干く氷を
蔵めたるハ陽氷又林藻陽氷の紙あり陽氷を
張りを
べし

風まち月　蔵　玉

鳴神月　金秋　久末

常夏月　蔵　玉

例ハ
氷室　朝日　主氷司式ハ九御氷を供ふる者
四月朝日ハ起りて九月晦日ハ
延喜式　仁徳天皇六十二年青額田大中彦の皇子
闘雞ハ獵ハ時ハ皇子山上より
和ありその形声の如仍て仕を
還り来りと云窟ハ国く闘雞の稲荷大山を

て向て云る野中にある行の茅屋でこれを磨くを氷室
室　云皇子その氷を將来り御所に献ぜ天皇
歎ひのひこれより以後毎年六月朔日氷を献ず
給ひ春分の姫に取りて氷を敷れ　日本紀　凌人あり
軒氷を帶る其凌を三ヶ所に注ぐ陵に氷室　周礼
負薪云氷室の氷は四月朔日より九月晦日にいたる　献
氷室の御調　氷室　場
とは百寮を今日に出さで
とれむ氷は今日所々の氷室より氷を禁裏に献
ぜ或は親王摂家の御厨子所の領大隅家氷
餅を供ず大炊寮の貴風北山氷室とは吉野渡
河内天和山城に所氷室の隨一なり氏所清原氏人数業
ようの来代々清原の領ともなれども近世紀橋家
庶流伏原家これを領ず公事根元に云氷の司
四月朔日より九月晦日
まで氷室これを供ず
氷の如ものとは熟月これは御膳にも氷を用ることを
いふ氷室とは源氏物語の巻にも見えたり初て氷

氷は冷水をひやくるる氷をいふ〇いそぐ　ひつき
ふひるもさをせんと所の風もぬるしひるまよるを
ひるて　抹草鈔
氷室の雪　氷室の梯　氷室山　雪の日
氷室の雪は氷室の所に降りそのとき氷
を納ぬ故に又氷を雪につめて地にもとへ
ら雪の消ぬ所りまもあるべく深山幽谷に自然と
消ぬる雪もあるものそその迫る六月梯の峡なる
もまた氷室千載集に吹野の氷室山
氷室の山の迫に消ぬる雪
氷室の名所は宇多野　松ヶ崎　栗栖野　國維野
大野　長坂山　謡曲に冊波國
氷室由来に依るその外に氷室あり
氷室へ氷を作る遠風
民間撮餅　氷室　勝景集　病日　祝詞
六月朔日胴張あり是を勝景集に云氷室は王毎年
きの西門西小百姓のみ　氷室に

寺勝蔓院の号ハ古よりこの石塔れいく此經を講
ドかく今ハ寺号と成ル　こハえちご新書に出ル

富士詣

秘日　六月朔日より廿日まゝ
人富士山に登る事を禁ぜる事也

但道あり後遠江甲斐へ山に登る者その方角ゝ
ゝその行ひに改ゝその禁の領ゝ考く人力のゝ
坂路を修せむ但道の禁ハ行人止宿の家ありこれを
坊といふ出家ゝゝゝゝ武家の人これを
山を目年坊を出ゝゝゝこの夜明るに及て山上に登る
行程八九里山腹三四里の間大なる蔚ゝ上樹
木ゝこゝに登るにゝゝゝ故ゝ
五人坂路中間の出屋に小屋を接へこれを
とゝ風烈ゝ耐ハ難ゝく武家に入る屋毒水
を以て茶を煮ゝこれを薬ゝ山上所ゝに美池美
社あり絶頂に池あり周二里余池の中ゝ烟あり
これ硫黄の氣ゝ也ゝ
ゝ風雨ゝ
を富士山とゝ今時ゝ山とゝ或ハ

とゝ後世普提を行ふを以ゝ
ゝ者ゝ
あり但ゝ
縦横ゝ安ゝ
ゝ
ゝ
横行道ゝ
比ゝ
ゝこれを
ゝ
以ゝ限ゝ
三国者一の名山朝毎ゝ
これを
三日ゝ
ゝ
ゝ

湖海の間付れ富士出現を故に近江の人墨を以
吾国のキことこれよりく近江の人旅駅に及ぶ化
邦の事ものこと近江の国の土砂を携へく山上
に登れり近江の人を准らく平安を治るとい
延暦廿四年の紀に云我を御間六神と号まと
平城天皇大同元年社を建てこれをかき本地大
日如来【縁起】浅間の社は駿河国富士郡にあり【神社】
【啓蒙】或は富士権現と号を大山祇の女木花開耶
姫なり

【一宮記】

江戸浅間系

朔日　五色団　汐月

の社は浅系砂利場の後街にあり浅草寺塔中松善
院兼帯寺これを浅草の富士と称し又駒込の
浅間の社なり富士山陽泉院玄者より為
寺はかりこれを弱近の富士と称し当社系は本仁ふ
四丁目にあり寛永中今の地に移る伝又往昔山の上に大
木一本ありく六月晦日に当る人今の下に入れば必出家あ
より富士浅間を勧請もと但地は今加州侯の藩邸
中にありこれをその山の形富士に似たりこれを和の

其院を寛永寺院とゞ付のこと疑ひ本末志目及
る田馬場に同社あり今の本ゞんも後世のおもり
田を新富士と近年る田の馬場の傍に小山を築ま
き浅間を勧請を故にこの名あり毎年六月朔日来詣
弱年にこのうち浅草駒込を駒込最美一今日美
蕎麦にく離蛇をつくり是を縁に巻つけく蜘蛛く
もの多く来詣の人必是を買て家に帰る
の細小菓を入れその外関屋と南の老婆く知る
忌火の御飯

内膳司より出る大茶の御所
ふく供ぶるこ条行天皇の御宇
ようくゞ伝る是をこ火を忌むこと祈るまとの間
不浄の大をうちくること也　毛八月次神今食の
御神すこと今日より始ること

【年事根根】

の御飯小菓に六月十月十月朔日早旦内膳司供
【江次第】民間六月晦日六月朔日赤豆を以寒の外面
に粽を以その上を掩に是茶厨の法是八
の遠　去歩又四月寒より弁の小鯛巣を今雑煮
よりて是を食に然に仕ハ流疫病復を庵ぞ

一夜酒　こさみ

夜神天皇十九年冬十月戊戌朔壬野宮に行幸し時に国栖人朝に来て国酒を酿酒を以て天皇に献ず　日本紀

延喜式　ひと夜酒　今日つくれば明日に供ずるなり　延

つけこさみ　いくさの代をなすまに伝んとする尽のけのこさみ　（ぐとれば今日あるべし）

六月會　伝教会　長講会

根源　六月会は弘仁十四年始て御斎會に准ぜらるべし　宣命使持花中弁経高

山家説　釈迦寂滅は弘仁十三年六月四日寂て年五十六貞観八年秋八月勅して伝教大師と諡をこの会式敬山

いなべ　諸義あり　金湯一院づゝ年番あり　十月天台会も同

御躰の御卜　十日

御粹の卜は六月十二月十日貞観年中

公事根元　六月会は弘仁十四年始て御斎會に准ぜらるべし　宣命使持花中弁経高

山家説　釈迦寂滅は弘仁十三年六月四日寂て年五十六貞観八年秋八月勅して伝教大師と諡をこの会式敬山

いなべ　諸義あり　金湯一院づゝ年番あり　十月天台会も同

御躰の御卜　十日

御粹の卜は六月十二月十日貞観年中

江次第　神祇官の官人祓をなす本官をなすべし　てれをなすべし　今日参内侍に就く　参内をこれい

之上の玉舞五位侍従あんてを参る　参る　白風四年六月十日　公事根元　神祇官中臣卜部　新年を幸て六月十二月朔日これを卜て九日卜部を

十日これを奉

月次祭　弘仁式

これは六月十二月二度法社へ御幣を奉る

六月十日中和院神今食　弘仁年中に

神今食

食　その式　公事根元　八中和院に行ひ行幸なき間は神祇官に行ひ行幸

江次第　神今食年に二度ある伊勢太神を勧請

まれて天子ふつゝ神饌を供じ　神今食と

ひ　ふを綴て　神今食

斎の飯粥

いつもの古是を神今式に　日本紀略

六月十二月十日後暁十月中卯後暁　江次第　神今食

の次の朝解斎の御粥　御坐の天蓋

殿一廊をもて　供を赤き土器に盛る　和布の汁

を添て三度食て　御箸を立　公事根元　神今食日

てのい　斎の中に　神斎なるべし

御粥と　神斎なるべ

鳥越祭　九日

名越の神社ハ江戸浴衣元名越町ニあり神ニ端末式
別當をも樂きとい[illegible]神天児屋命日本武尊二
坐といふ世俗平將門の首級をおさめといふ誤り〳〵往昔
こ當社ハこれ大社なりく永禄以後九百余年ニ及ぶ
とその祭礼六月九日

蘭年ニ始り祇園會　七日　人皇六十四代　円融院天禄

元年六月十四日御靈會を修むる今茂ようこれを行ふ

廿一社注記
神社啓蒙　七日の朝巳の刻大神宮本社各四末通りを
東祀院の西ニ出ぜこれを渡ることハ六本の時名称あり
その中長刀洋寵をとる仁及ぶを無耳魁首ぐうりこの
洋巳来通り東の方の元ニ[illegible]ぐ山洋祇ざると
きハ次の洋るてあこ[illegible]ぐ画洋を用ニとを測
濱洋或ハ放下洋と称也共ニ西の方の洋ニ[illegible]り設
ふこの三本寵をとるに及ぶをその間ニ維洋　菊水
洋　月洋　三本　船洋　一本　大神山　天神山　古屋山
太子山　山伏山　毒宗山　琴彼山　白米山　郭巨山
芦刈山　蜻蛉山　笠洋山　三本　花盗人山　木賊洋山　岩
戸山　舟洋　以上十七本　九洋　一本　後山　三本　連行也

きのふ六角堂ニ参ぐく取ニ疫の寵の次第の如く去行ぐ長
刀洋のもカハ三条宗通の他へと民間癘を患ふもの
これをいてくとき[illegible]病金とぐ九洋毎ニ長十丈余
下に車輪二双を施ー左右ニ大縄を著く数十人
これを引くその年俗ニ[illegible]ふ小児ものの上ニ乗り前
ニ金冠をいぐき腰ニ羯鼓を結ぐ鐵をなを左右
侍立の小童図扇を以られを揮揚を留鉦太鼓
まのれこれを拍七九洋毎ニ一本一箇〳〵ものを
その大きさ車ニのをくこれを牽く東夜を下り
又ハ仁条通より各本所ニ還る神輿ハ旅所ニ
至ぐく神を夜宮ニ遷ぐ又十七日巳刻ぐうりて山渡る
貴一条慶山その次清水山　観音山　八幡山　役行者山
黒主山　清明山　鯉山　以上八本　昨日取ることの義
の次第ニ図ぐこれを渡ぐ九番野山　十　船洋
閣をとるニ及ぶ式洋三条通西の洋ぐれ
ぐうりく西ハ三条より東ハ東夜を歴四条通を
とく各本ニ[illegible]ぐ還る同日午刻ぐうりて三社の神を神輿ハ
後ー旅所を出ぐ四条通の西を歴く大宮通ニ保町ニ

いくり三社の神輿を奉戴し御供を繁く後来の方三条通を過て東洞院を歴四条通より本山に今両日前後の式例

河原涼

六月七日より十八日の夜に入て京洛の人家ことごとく

るの涼をとり人千三月の夜に入てより

くて祇園の神輿を洛東の旅宿に入りて

祇園臨時祭

十五日　円融院の御宇天延三年六月十五日ちぢやく白馬を奉りて勅祭東遊御幣帛を奉る使左兵衛督藤原理兼左右馬寮あり左右近衛の友人供奉をとの後中絶せ

崇徳院天治の後毎年相続せ諸神根元　円融院天延二年甲戌感応院を以師に附す　慈覚大師傳　天延二年　延暦寺の列院とする天禄三年祇園の社を以て日吉のまゝ社とせ　世三社注式　この時付会に基づく歟

祇園御霊会

移りの神輿年ごとに行なる今稱祇園

憲敏の傳に師の尊像を置。

江戸天王祭

相付く元禄の比に天王流疫病流行して官に請願し神

両所神の社に勅願して祇園三社の神輿を

如しく街路を渡御す奉る盛度を撰定これより後毎年祇園会を修せ先大伝馬町御旅所神輿に基づ

日出輿八日還輿小舟町御旅所神輿に基づ十日出輿十三日還輿南伝馬町御旅所神輿に基づ七日出輿十四日還輿こゝ

輿こゝ出も神輿還輿の時ゆるされ町こゝ渡御法人

招ぎ来馬こゝ出く後奉洋三本氏子神田の是に従こゝ

南に京橋中橋を限り西に鍋倉町を限り東に通油町

両側橋迄を限りこゝ神輿渡御の町に一日慶勇こゝ

門に行を樽あり或は鑑に屋を飾り彩を

是尽行の意をこゝ今日家こゝ冷雲酒を以客を

ろこゝこの年祇園会を修する町に所あり

藏本の天王に八月これを盛園の天王とこゝ

の天王に八月の巳日に川に七日に巳に八十八日にこの

ち品川の神輿に私こゝ汐打を渡御を式大祭

紀氏に如一天王に六月頭天王の祭とこゝ祇園こゝ

いこゝ出こゝ天王に中とこゝ出こゝ江戸の俗の方言こゝ

三嶋祭

十五日　藝州佐伯郡宮嶋に在り祭る神三

堂市杵嶋姫神田心姫神湍織津姫神

或書に云推古天皇の御宇に播磨國の住人角金人[illegible]
職當國[illegible]に左遷せ因賀の浦にあり[illegible]に紅帆の
船を[illegible]の中に親あり船の中に浮を立赤幣をたて
うちに三女あり零落端立て苦く白玉白皇祖の寺
護の為走湯[illegible]宝殿を[illegible]
時に推古天皇二十二年十二月廣國に達し社を造る[illegible]
鳥大明神と号せを初の名は恩[illegible]後に市杵嶋の神
号を用さこれを改び或は北景の義を以称せ當社
後に源山系は蒼海左は系野右は松ふたの野中に清
水湧り御洗井と名づく蓋當社山上にあり廻廊今絶
ふまり海潮満ときは水廻廊を浸せ乾く時を干
浮三十町ばかりみく叡の絶景今通ぐく宮殿と号す
山中麻多し〇北の御系は岡田安氏云郡にあり神佐嚴
殿は岡下毎年六月十七日の夜嚴島の神輿を奉船
乗せ遷宮とて流るこれを流宮とて国清盛
[illegible]を造くこれを建せるの後弘治三年陶晴賢
滅亡の時兵火に係り宮殿をこれに於く元亀再興せ廻
廊周百八十間ありとて[illegible]六月十日より十七日に至る

神前御池中に管絃の船を組む舸三艘を浮く楽を
供流[illegible]を張び竹を[illegible]を造り花と燈を飾
泊るこ[illegible]後桃灯数をこれを飾る十七日御船[illegible]
の刻件の船を大る居の正面より[illegible]
てまつり外宮に押[illegible]供僧伽陀[illegible]
御船を嚴島[illegible]長浜の神[illegible]
[illegible]朝[illegible]大る居の内に漕入る六月上旬より船方の
商人[illegible]十[illegible]百[illegible]船集をこれを町入と云
[illegible]嚴島

竹生嶋祭 十番

竹生嶋の神
社一坐宮殿

道芝の[illegible]
神縄神[illegible]武天皇天平三年辛未竹生嶋の神託
神社啓蒙 竹生嶋は江州の湖中にあり[illegible]の藏を水[illegible]
宝珠多し本朝の奇宝の一に孝霊天皇[illegible]
江州の湖[illegible]く湖水[illegible]く湖に駿列富士[illegible]
也景行天皇十年湖中竹生嶋始て[illegible]竹
是この嶋に[illegible]神女形を現[illegible]竹基上の[illegible]
[illegible]を建[illegible]天女の像を立〇[illegible]年六
月十日十[illegible]これ[illegible]湖上[illegible]

を奏し神輿を拝上し給ひ毎年正月十日社僧江洲法井
聚のうらやく豪富の人をえらみ定む旧記に
云神亀三年丙子天聚皇太神宮参詣見給ふ神勅也
く岩倉山大神寛寺と号し額を給りかゝる所の観
音を宝蔵寺と号し同年六月十五日聖武天皇橘諸
兄房前大臣両勅使を以蓮花会を修ひ給ふ
てより以来今に至りて毎年祀絵を毎年改め人を定め
神事を司らしむ往古は近江国中へ差定せしこの為
山門に属しく由緒なき事歎き訴へ遂に江国に訴へ
給へ〻〻この祭ふは六月晦日天女の新絵を改め
神事に奉るこれを仮屋に安置し十四日ごろ御輿
祭も同日なれども暮方の児四人これを舞ふ音
新造の天女の像を神輿に移し還幸の後供奉し
神輿を召寄の一の花表に立て供物を手洗の人
あるこれより絵師法師神輿に乗り給へ
拝しむ事なく留を敬す大社二鎮を振く行
に五色の帷を垂幕を張り既に夫妻供奉弦鼓
鼓固松。密松よ十鞭漕列ねく法師ありこれを

蓮花会と号し神事の法会多く蓮花を用ひ故に名
つくと号し又三月三日に経を修し伽藍を
と号し別に記あり所

津島牛頭祭

生島姉覚院登谷の記

国海部郡門間の庄名護の里にあり義記云欽明天
皇元年これを崇め奉る神輿の西方の對馬に降
り後に尾張の海部に移る仍てその旧地の名を奉
く津島と号し後鳥羽天皇の御宇建仁の頃
拍数に伝り後居家の地に移り更に初夏今の地に
移る〇当社夏祭はこの神輿に流産の後民の
日に掛さるを暗に憐みのひ遊暑の為とく賀茂
より舟に諭し海辺のく船の上の楽に雅楽
一成の音曲妙音の管弦別調を神制をのひ
この楽の一成を車楽年浦留と呼び旅あくう
世に車楽の流基堂尼大隅といふものを十一歳の武士
地詩給を以討ろうしうり起ろう近世の軍書に記
とつくも社説これを誤しく前説を用ひ六月二日祭
あり人日に町毎の車屋ろく朝牛十二音江に

晴の試楽あり十四日の宵宮十六日の朔参元を里
俗奇祭とて車楽紅上の挑灯をぶら〳〵三百六十箇
八一歳の日数に象り去程の挑灯十二箇八月の数
る掛口方の灯篭三十箇八一月の数宵宮をとむ
奇祭とて翌日未明の参詣もありこの時市腰車と
先とし津路の車楽車の上後搭鞦〻宵宮
後を神輿出る村八米坐塘下。筏場。今市場。下搗
毛ちり社地前に大何あり岐阜川の手〻〻の市
数町に及ぶ大行列大祭をとりぶ数十の挑灯を約る
その紅水に映く　恰も星の如しとを

芦の神輿

當社陣屋に近い
く毎年芦の

神輿とつくとあり国中の疫疾変異を祈とて

社家注記 津路の社記神名式に芦の神輿のこと
ゑを社説に御昔の神すなり毎年六月十五日
神主これを行ふ神秘ともいれども古の所
えりとき六月猿の金鳥に〻年既全の儀法なり
むとあるを知る記七り日記に五神為一人葦のもとに
陸奥国の名を長嶋の

窟を栖とし〻ふ葦に神鏡
よりて芦の神輿と稱せり

熱田宮

神社尾張
国名魚市

郡江崎松姫千竜の〻ふを正殿五座才一天照大神才二
素戔嗚尊才三日本武才四宮簀媛命日本武
稲種命宮簀の兄宮司の祖神右五座西より次て正殿
神躰草薙の宝剣と又熱田七社と六太宮八剣宮高藏
宮大福田宮日割宮氷上宮源大夫宮是八八幡摂社
末社一百餘座る當社八皇十二代景行天皇の御宇
遷座と其後天智の御時故ゑて皇都に移り奉り
しかる十九年を経て天武天皇朱雀元年やうゝ八月国
小遷座し玉ふ其初八例幣勅使下向ありて反幣と
毛〻〻柿本社の神ゑを中救度ゑ〻ぶ正月十日夜渡
の祈ゑ大福田の社の始て故ゑ大天八剣と大福田を
い社八君稲魂と在る故に五穀豊登と祈る神ゑ〻年人
十二人を市〻に人留人階人を桜山峡と神流七。同曽
八歩射の法十五日八歩射の的廿三日八両宮の歩射三〇二月初
巳午未日物忌祭〇同月初未日神御田神社の依代
日鳥喰の神事を二俵の鳥を

まつこぎるおれ大宮おふ文殿の前に立ち上人
平條とりく為と多くは條と為の食ぐるこらハ神ものと
振ものこと云○五月五日ハ神輿渡御ハ橋門上ハ神輩
○六月九日山海上ハ礼ろ振回八ヶ村ろ見と行ふ山一輛
○同月晦日夏越祓ろ於の社前の川筋にて見と渡之
○七月七日公宮の大掃除十月紀寅分夜日新嘗祭十月
廿九日両宮外院燈籠ろ拭ふ外法社の供ハ月く粉炭
ろ宮今要と拒て異宮と正二十月の例社ハ志岡萱津
村の渡ハ此の所の番頭の神供と

宮山三祭

十月　神社　江戸永田馬場ニあり

ろ所此日吉の神と同し別當勅理院僧正神主祝
下是委正の外社家數多あり乃ち官ろり神領二百石
を賜せらる當社のうくハ入間郡川越仙波とり一百石
りとの祝仙宝仙人の住し古跡なり一を慈覚大師
草創あり〻是野山寺宝寺と号し天台のまろ法
とし〻山王を勧請あり其の後ハ海信心中長一三
十余院覚とをくべきり人皇百三代後花園院長

徳三年太田道灌江戸の城を伝ふ〻の後文明五年中
仙波村星野山の山王を勧請〻江戸の城鎮神と
まとの地今の紀ろ山ろとりてをの後
御當家御主城とあるとこ城西の貝塚と称する
明暦回禄の後ろてハ他のとふろ〻る毛今の社地
し江戸第一の大社神殿巍〻として石の鳥居五十三
間の石階ハ拍板をつくわ〻と久ろ礼六月十六日
官祭ハ神田明神と隔年行ふ　九祭祀ハ六月の町南ハ七ろを限り
西ハ裏町仲田町を限り東ハ伊馬町濱町迄を限り北
ハ内神田を限りとも神輿三基ある礼の番組四十金番
各花〻く山海の一本練物木を出と神輿渡御の町〻
ハ雷宮より練出を接〻幕を作り毛織を捕つね
ふ〻〻の挑灯を飾り十五日の本明ハ神渡る左殿
これ海ふ〻の次第の通り和ある引出の次第
ふ雑の引山渡ふ〻りそこの外の番組ハ例年の定
ありこの外ふ裏町ろう朝鮮人来朝の形ふ出立布ふて
通り大ろる案の練物を出と迎年引山の外　神主の
乃本山を出く永田馬場ろり正蓮端を歩く裏町

北門に入り　上総堺を渡り行橋より神田橋蔵倉
河岸をとおき本町二丁目（ゆ本石町三町目小伝馬町大
伝馬町を経て竜町（渡る傘洗大伝貴懺悔基至
引山甲冑の法師あり　氏子ふ所の諸侯も家
固の武士を知　長柄槍を立つ　絵く　雑行とき絵
町基師堂　山王別当の別院あり　の境内中　神饌を献上
早りく八町堀日本橋社助を中橋おとり　丈より
本山く　氷川祭　十五日　おと赤坂あり風を起る
（遷幸）　一説ふ去の宮とい（）赤坂
の左ふ去天神　（或人皇三十五代）　圭田三十五東三毛田天武天
皇三年甲戌始く神祭を行ふ神戸巫戸ありみや
神大皇夏そ　少彦名命園韓神ふ宮と号ととと
古宮故の園の名を以なり富岡ふ氷川の社多
これ武蔵国の一宮なる故なるを以所ふ記諸
ぜーといふ又ふ孝昭天皇三年戊辰ふ　風土記　氷川と号ととと
鳥ふ奇稲田比咩　主　玉　大蛇を退治ーのひーより
素盞嗚ふ紀の川ふ大蛇を退治ーのひーより
武三神を氷川と号ととと　世説　赤坂の五神本居神とと

祭礼六月十日隔年　浅草寺ぶ灌　十音
（遷幸）
職練物ふを出ふ祭
江戸金龍山浅草寺江戸名今月十五日ふ獣ふ
とりおりその形古ふ画ふ　ふ　ふ　

統ふ更本統ふ〜〜〜

膳を供ト毎朝朝膳を供ー彼宜内人ホ所役を出奉
十七日太神宮ホ参る長参ちう度ホ同ー外宮十五日
内宮十七日　これを行ふる京師より御神納の神宝を神主
神殿へ捧る府宮殿の御戸を開くこれを待せんとて法
勝寺ホ今日四象四頭の　博多祭　十日　博田祇園
者を出ちうと条件ちさしむ　の神八祇
前國那河郡ホのり祭る神中殿八稱稲田姫命夫
君子命勅請八天平宝字元年右殿八祇園牛頭天王
勅請八天慶元年左殿八天照皇太神宮勅請年月詳
らむ仲の三神相殿正月八谷正六舩君を倣ひ六月十五日
祇園ホ九十一月二卯の日新嘗今今六月十五日ホ祀を
行ふ　天日十五日　永享四年六月十五日ヨリ　ちく　これをホふる造
山六基ホの大系師祇園令の山ホ比倣ふとを伴の山ホ
ふ上洛ホ組上陸上九百人を居ちうもの九
千人ホ余り木偶人ホ盛を忘せく階上ホなをの甲冑に
皆姓名を書ちうもが四面ホ領をの水陸ちる者と
英を尽しと着用の儀を学ぶと云名の
ちうかとも神輿等基供奉の行装又ぶきん　志渡寺祭

十五日ホ　綾羽寒河郡補陀洛山清光院志渡寺宗の本尊
十七日迄　八十面観音是補陀洛東観音の御直作ふとホ
その御衣木ハ継體天皇十二年迄江國高島郡三尾
崎山白蓮花谷より流れ出湖水ホ漂ふと七十年崇峻
天皇の御宇湖水より又宇治川ホ流れ出山城の淀の津
ホ出ると三年月を経ち海中ホ流れ出漂着ちうと数
十年推古天皇二十三年當浦の高崎ホ漂ふ小岩ホ孤辺
ホ流れ寄る蓮子尼智法ホ者ちうの本ホ陽光あり
を見引上ぐ旬月を経ちうに観世音童子ホ化現し土
面の尊像を刻ふ本ちうホの別ホ彩りと開眼ホ終
る　縁起寺　説ホ云　當寺住職　周光の説　この堂分ホ不比等　淡海
公當浦の海人ホ祭ホを結び木背の孫を童家ホ
とり返りホその海人の祀職を莊ー所ホ故ホ志渡寺
いふ　天武天皇　土年　その墓ホ精舎を建立　免度返物と名づく　抄志
慶寺ホ八尼房ホ　大宝元年九年丁丑四月十七日　鬼ホ房ホ
公当浦ホ下りの人河原民ホ墓ホを作れりホの故ホ慶長ホの
恩徳を報ぜんと乃六月十五日ヨリ十七日ヨリ三日夜の間の海

人の墓ふ乾く水祭を行ふ日旅人出家して市をなも
れを祭といふ房州大豆の熟去八月ふれども農業の
障にならず故ふ六月ふ祭をもく

西蓮寺殿妙音講

今日国三郡公園の長にて
六月十六日或八十七日西蓮寺家妙音講を修せらる
今日村民の除果を家の妙音天へ供せ堂上美乗人相
集りて笙弦を催せ又西蓮寺家の外院庭を弾
ぜらるる家の儀式あり近世故ありて十六日これを修せ〇
妙音院但國師長公妙音天を四条の北室町の東ふ
造りしものひ毎月十八日妙音講を

座敷の涼

十九日

行ふ

本源抄 妙音天八臂女天

六月十九日白人清聚庵ふ来りて納涼会を行ふ
涼とのふ三月十六日積塔の式の如し但し新墓氣基く
且坐補狭き也忌ふ逐方の旨人老今ちて及ぶ流
の間ふ水を注ぎるの処ふ茶点接待大音ふ大年の鉢を唱
その終りふ羽の濃ふ紅ふ染ると呼ぶ九旨一同ふ点ぜ
と呼ぶ人〻接待の所領自向國ふあり秋ふ初て茶を積
むの孤山城ふる羽の津ふ長く今をのすりとそども

それ祝沼ふ〻古を存
まする微

應列村志

ふ親長卿の記ふ云文明三年二月廿日今日鞍馬の竹切夜
ふ入り〻讃法の会あり〇釈の当処鞍る寺の手なる
旨五月讃ふを修せ日中大蛇小蛇より来る拳延昆沙の児を
誦を蛇ふ〻斬〻断と〻ふ寺の女教人茂系の伊
勢人禁示欠仏参一〻後丈幸人を護一の蛇を蘇系
山ふ来信を力地を呼と大虫の当ふ今に初て毎年
六月廿日村民茅師堂ふあつまり大竹を縛立又刑ふ五寸
竹三本を堂の中間ふ縛り樓〻ふ法師九人白襦を着
山刀を佩庭ふ出ふ〻一本の竹を近江と称一本ふ竹を丹
波と称法師各十人左右ふ列同時ふ声を揚奉ふ〻
山刀を以て是を截るその速速ふ入りて両間の竹を四を日人
速ふ〻るものを豊を〻ふ〻と〻ふ〻て後その竹を以長沙門
堂の前ふ来り〻〻ふ〻て是を截ふ是を竹切と〻ふ是
峯延蛇を斬るの遺意ふ又夜ふ入り〻寺僧各肥沙門堂ふ
参りその例ふ倣庭中間一人を亜各肝膽を凝してこれ
を祈ふ件の一人忽ちふ倒仆〻ふ選〻蘇生をされ

鞍馬の竹切

廿日　洛外鞍馬寺ふ

疫鬼を祓ふ法を修し達ハ寺僧の外下軍する者をとる○
招提寺慈禎和尚宝亀中に居そこに下毒を雄の大蛇有
慈禎持念一蛇多ち発を禍一蛇を謂て曰く吾山水之一水
を絶すべし蛇答て曰く吾俄に清泉涌出を今の
開御井是なり

縁起　竹切の子臭ふハ蓮花寺と云ふ是中
興開山峯延和尚呪法を以蛇を斬て遠ざけ
岩の延の遠忌寺に夜の護法ハ開山慈禎和尚の一蛇
を殺し護法神となる

寺誌　**御手洗詣**　十九日より　**紀の納涼**
遠ざかりと云ふ

山城国乙宮那乳或ハ只乳と俗に下略の社これを乳の宮
と云ふ蓋比名ふりて是を称を社の東ハ流れ流川あり
水清冷ふ〻く流れ流る是稜を修する七滝の一に下略の
社司川合の社禾住吉の社の東の川辺に於て六月稜を
修を十九日より晦日に至て諸人系施一との水に浴て
是を逆流の拝をなを林間に於て茶店を儲け
酒食及び和多加の鯉の鯉の身鰻の桃焼き菜瓜林
檎赤の果を賣る或ハ竹串を以小魚を刺
賣る焼く是を賣る是を

上難波の御稜

摂州東生郡大高津の宮ふあり此社ハ生玉の中ふあり
神比賣高見の神本名ハ下照姫命　大国主尊の妹味耜高
の妻　根命の妹天雅彦命
ふ〻く嫁く天の磐船ふ乗て
河を越て敢大能神と是ふ
の宮と号一の宮社神代紀に高社を仁徳天皇
の宮とも号ふ逃て社司赤津川ふ於て縁を
結ぶ

堅庶氏御稜　廿二日　摂列西家弥の孫社堅庶太神
攝陣一の人時神武天皇の古例ふ〻く御祭祀波の
崇浮見在の遠ふ〻ふ也神金宇法の為爾〻人の地
ふ〻神功皇后十年奥子難波大江の宇四公愛の後
法左浮見在ハ今の法藤形の旅を在ふ〻と云ふ
井神仲の三陣井神ふ寵神名波比抵神阿須波神
二重を加へて五重とす神を号
の大稜あり神輿御旅所ふ渡御ふ〻旅坐の旧跡ハ村
郭と南石町ふあり今猫旅庶石あり伝これを神功皇后
の鎮息石と云ふ氏辺を尋ぬ渡辺大江の岸とい
今の天神橋一名波多橋と云大江の岸に有る故ふ

名づく南ハ城内に属し中ハ兎餓殊南北を四養の橋と
いいわく江口の辺なるべく當社の境内わづかに社領なるべ
つ天正年中四江の例に対し建式 社務渡辺氏説 建式
に坐す社 ○なほ礼當日毎年の市民持ての整物を公に社
司西横路の川上に床を構へ、 横を依て 愛宕の千日詣 廿四日丹波
氏子の形代を流 国郡水難のなほあり名や神亟伊弉冉尊産生の「神
社務説 愛宕橋 愛宕橋 現端の御茶軒遇槌命 奥の御茶伊弉冉
尊 神祖拾遺 六月廿四日愛宕詣 長平月 応安度 成八六
なほ當寺に信者と信者 信者とて寺僧六坊おくこの日に未
詣のくふ酒食を応食をこれを坊著とり 火れを置べく
因縁橋の枝を求め繁を付これを肩ずつ 結る橋の
枝八竜の上に捕むこのくれ好ぐ出るとの紀いその衆賀べを
免ることいく九六坊列毎に 檀越のく業祈と擇ぶ毎年
札を絶り 費を絶ることこの仗を勤ぶ共を中元とこの山
遂絶の西なり 延年式なほ 所丹波の国西那に属し今
八山城国に本殿祭る所 毎年出持現垂跡本地勝軍地蔵并
毛剛 [illegible] 再興 勅請 [illegible] 當社勅ぐ洛北の

名なにあり 光仁天皇 元年今の地に遷す ○江戸 [illegible]
愛宕円福寺 この日年詣多 俗元 [illegible] 日年と
いなほ當寺の孫起 [illegible] 略 [illegible]
なほ愛宕詣と [illegible] 橋立祭 廿五日 丹後国
良の方に速石の里 [illegible] 与佐那
二百廿九丈 廣九丈二尺 これを天の橋立と名づく所謂
陰陽二柱の神 天の浮橋のよた立 故 [illegible]
なほ又久志波或八久志の波と名づく 風土記 [illegible]
寺八これ切戸の文殊安 [illegible] 天竜六年
灯明を供 拾遺抄 六月廿五日 丹後切戸の文殊舎
同 [illegible] 橋立祭 文殊会 橋立祭 同 [illegible] ○天の橋立
智恩寺八延喜四年甲子勅 [illegible] 寺号を授
庄田を寄せらるその後 [illegible] 百余年を経て [illegible] 年中
出る山禅師住寺 これ禅刹の始 寛永年中国主
京極高廣別源禅師を請 [illegible] 住持 [illegible]
洛の妙心寺に属 寺領五十石 文殊堂八 [illegible] 向 [illegible]
中改造 [illegible] 堂内 [illegible] 延喜の勅願 [illegible] ○橋立明神
八本社豊受大神左八大河明神右八大龍王を [illegible]

伊勢の海を呼び丹後獅子と云ふこの所にて取り入れ
ものとなし抑天の橋立は丹後の海中にある長堤にして三
十六町五人張にて六間ばかりとぞ社の辺所樹木茂り
こゝろ所を濃松と称し二町ばかりの内外の海辺にて
九世振と云ふ世の加戸の文隙と云ふも是なり内外の海辺
の沿岸の代の涙ゝとなるの橋立の別名なり
抑竹の松の泪ゝ岸の名遠ふ有りもつて古詩に
哥多く插ゝ〳〵丹後旅谷山成相寺にあり所の
橋立の図絵ふ見えたり

天満の御祓

廿五日　摂州西成郡天

その図は雷舟のごとき所にて
記は丹後野の龍伝説の事
満ふ有り所ふ所なる家の美人皇六十二代村上天皇の位
宮天暦年中この地いまの天満宮と
その指ふ天光神社なり人これを怪しみ帝都ふ告げ
実ふ国ごと遂帝即日勅使を下りの時ふ神託ありて云
浪速の橋を築ひ統業ようこゝに来ること疑ふ
由を奏せ依て宣旨をこの地ふ法ふ
六月廿日遠和車楽ふ水陸ふ見れ渡り統く神輿裏面の
旅所ふ出住還川舟ふて数多の挑灯群集をこの日拡

又ハ

住吉御祓

曽　同大阪　毎年六月晦日但
ふの月は廿九日ふ

摂州住吉の社伝御祓を作せ先神輿を緑の畳住
吉の松ふ入れ富一御ふ信ふ祓紙をうり今朝神輿を
一基宮前ふ寄せ社伝祝詞を誦と神をうつし奉
ゝ後社司六七十員騎馬ふて供奉も既ふて神
輿堺の御旅ふふる是より先社伝六七車来給
を見茶菓を載せ猪馬ふて神ふ先ゝ
堺ふふる即ち神を旅ふふ年〳〵又祝詞を誦
夜ふ入り神輿住吉ふ還幸堺の市民ゝ
ト神輿を送る又大坂の五人同ト〳〵炬を点
ゝを連て人送送相連りて白昼の如ク これを大祭
と云ふ人数この日大和国神社寺ふ
これを堺の富院神ふ数人名紙の祓又は荒和の祓
と云ふ

賀茂水無月能

晦日　六月晦日の夜ふ
茂の神ふ青ふわ

り乃ち我を修せ法人各芽の海を脱出せ又祓麻の
像を以ふ偶人を作りこれを川水ふ流せ今日六月祓

丹波左四条これを勤むこれを御式をとり八社に
来仇千 臥酒鍋一双を乗る人ある時能をそなむ
是旧例なこの能一座伎若七人ありくその義を勤む
故ふ世俗七人獲米とり八又至六月廿九日ふの月廿八日御
名代令参業日仮幣を懸け夜老神帝を祈く乾草中
古より稼米女四米木の風流なり 今夕名越の神す
平とし社司社人これを祓除
う後各菅麦の御ふ入る **唐瓜** 曾 迫江國 唐瓜
天的神ふ女別當 山王大宮 初頭の北ちり 淡海志 相
作ふこの神 日吉の末社ふ 社家樹下生源寺
の祖神ふ一説ふ是住吉の神ふ 天智天皇の巡
七月祓を修せる所ふ今日糸詰をれ八年日の千度
ふ何のそとふ敬ふ手日糸とふ祈願あるふ人ふ
小鳥居を造り社ふ供ふ季ふ等を唐瓜ふ御院
ふ色のゆく唐瓜の御祓とふ 源氏乙女
巻ふ六帝の幸信ふ祓せ
て今も水無月晦日に宿る
節折 曾 卜部行の
家を

中御門の上に平帝の命波行を拝く奉り御長
ようそなふ所く寸法をとり祈りく宮ふ
てがせ御祓を勤ふ
あり三度ふて孤をのふ 公事根源 ふ八主の御
大の寸法をとりくその狩ふ
折ふ六ようとり
大祓 曾 百官巻く
あつりて祓を
の御時ふ六月十二月三度あり天武天皇
ふ祓除八鋼様ふどの川もあり神す
百官一同ふ集りて祓を
家ふ輪を 公事根源 ふ今日
越ふとなり
茅の輪 官貫 素戔嗚尊 平安 形くり 河午武
天王と号し八武塔天神とふ
日ふ紀令ふ宿を路傍ふ借る
といい才を巨旦将来とふ兄八
宿を巨旦ふ八聴ふ
諸ふ助ち要の笠を席と
後八年を経ふ

その德を讃ぜんとて蘇民将来の子孫と唱へ
をつくり　むとその年疫病大に行れて人民死
をの教を考るに民間に蘇民将来と称し
こに於て苦しき苦しきこれは毛速佐雄能神と今
より後疫病も一起らん蘇民将来の子孫と唱へ
茅の輪を佩りその災を脱れ　神社考　晦日夜入
て輪を入るとありちがやを左の手に入り右の
長一尺五寸ほど二三本紙にて包み左の手に入り右の
桂川へと捨るこれ蔵人叢小舎人山科家紀氏調進
菅曳も茅の輪と同じ　茅と菅とを以つくるゆえ
のこと

形代　撫物　係氏東鑑の巻に形代とあるべし

形代人形　今俗に撫物とも云ふ
撫物人形を撫て穢を方の災厄を移す

流れを
ものゝ

名越の祓　荒和の祓

名越とは萱紙の略なり　大祓

金と刻まるを祓ふ〜〜〜荒和の祓も名紙の祓
といふも公事根元節折の式に晦日の夜御贖物
いるあくよぶてよの出る荒節　和節
荒節和節の祓とは則此祓の具
いふもし雷を疑そう奥義抄に祓の縄のちりも
ぢれくるやうに荒き神のあるこれを祓ひ和
して六月の祓ふるこ万葉に和離祓とまをてゐ
しくくと釣り云ふ〜〜〜萱紙の四角なはらで
この荒き神を和離荒和とも和離ともいふ
八雲御抄に名紙といふとはからもの邪神をゐ
もるこ宣り名紙の

麻の葉流し　祓草

祓草　名紙の
祓荒和の祓同じ
麻の葉を切て撒とは川に流す祓草と
いふも麻のすゝ麻の葉ふく赤でをとるゐ
く〇九六月晦日の祓ハ元官家の式ハ
祓ふるふハ六月六月の中伝りよき日をせんへ

く民間にてもこれを用ふ江戸佃田渡の住人群集を住吉の社人付
社三所の稲荷の社今日諸人群集を住吉の社人付
佃田神ふるく祓をなす三所の社い墨堤ふるく祓
を修せしこれを墨田川の御祓といひその外江戸
の神社その社人の例ふるもせ形代抜祓ふを宮戸川
へ捨らし神事この余の市民ふる舟ふるく両国橋を
宮戸川へ流し舟中祝詞を編一就て後件の形
代を流し捨ること今日約束の祓なり

夏神樂　川社

河の社のとこ所ぐゃめれこ
まるひゃ云へ是ひ夏神樂
のこと神樂ハ多くもるこれを解ることを
とまる付ハ清き川辺ふるく生ふる河の嶋ふ榊ハ本を
ふそれを抜ふるく篠竹を抜ふきとそれふ神供と
仕ることを川社といふ 奥義抄 後拾遺の頃ふ川社こ
ふる人ふ一兵衛量うふべ一このやまふ水のふ社を
いそひと夏ハ神樂ふるこ川陳座弊神云河の社お
ふべ一夏神樂のふ者ふ川辺の先ふ陳くふのこる
ふこ兵者ふ和ふるこ川辺ふ一貴重集巻四　ふ

川社ふのふ祭りふ八月ふ廿ふ日ふ河ふ流せ祭りふ
又云天文四年三月ふ日の屏風のとうの詞　ふ
紅水のふ川ふ川中ふ川ふ川ふ川ふ川ふ川ふ川ふ
秘の詞新古今集神祇の部ふ延喜の頃屏風ふ
ふ一のふ一ふをふ作りけるとて八月ふ代ふ
ふとふ一ふ屏風の詞ふ一ふ神樂ふ一ふ
ふふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
神樂のふ歌ふ四季ふ国月のふ
ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
屏風ふ六月ふ河ふ流ふ神樂ふ
ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
これもふ一ふ祓ふ一ふ神樂ふ
月大祓祝詞ふ天神地祇ふ
河の際ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ
河ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ一ふ

引張び神供を使て祝詞を唱て後別の神木を
も立てふや云巨房々六月祭の事
源一つ杖をおきぞと世をや後の赤ゐ人風の傳さ
沈中將資成洞巨の水の井合の優成の分
六月雨の雲間もなきを沼社いふ衣を篠山ほとゝ
風雅集無名仏成実「河社長の水流ゝ六月雨に衣
たゝまてふひまやなうんこれ〳〵を抜き赤ぎりの
公すこを晦日ふかせ雨れつゝ一の水みくに使うの貝に
ちるる〳〵

河社　小蠅々明神　たとへば夏の蠅のちり乱れ
べ一　そゝ人まるあんとゝく六月祓ちるゝ〳〵ゐ神のゆゝを

奥義抄　馬琴一按ずるに万葉ふ蠅如神を小蠅鳴とも書り
鳴ハ如とよふ同一中蠅々明神とふ蠅の如くあゝ神のちり
ゝゝられあゝん後学時をゝることゝなゝゝゝありゐ人ゝゝ
まのはらと

夏祓　夕祓　御祓川　以上ゝゝ前代物語
雄ゝ祭をねぎ呉くゝあのれを抜のひく祓具とゝ一のゝ
り為をぞ上ゝとゝゝゝ会ゝゝゝゝゝの経あれ

よゝも貴ゝ年一ゝゝ一の姫ハ伊特諏ゝ日向の横ゝゝ
ゝゝゝゝを横ゝゝゝゝゝ一ゝ夕横ハ祓ゝ神をゝゝて
のゝ

鎮火祭　晦日　ゝ祓氏の人ゝをゝゝと宮城の四隅
ゝ　ゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
やこの祭礼の間秘術
多くゝり

道饗祭　晋　これハ疫神の祭
ゝり毎年ゝ必

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

終りに一年をすぎ　**雷鳴の音**［新式］　**龍蛇方舎**

如何なる［八事根源］

疑華舎北に在加美奈利乃豆保霹靂を以借に之を

雷鳴壺　とり［和名鈔］　六月雷鳴の陣　大声二度以上　秘抄　宣旨

すなわち立て旨奏二年　大将以下弓箭を帯し　御前の孫

七月一日に西度立　大将以下弓箭を帯し　御前の孫

廂額の間に候　左右兵衛南庭に立　雷鳴の陣に

布陣盛なるとき陣を分ちて　紅殿に出て外清の

督佐殿上に候て　弓箭を帯し　殿中に候して

陣を　**大山祭**　今月廿八日より江戸及び近国の俗

解　伯相別大山石尊大権現へ参詣

これを初山と云又七月盆中に登山するを盆山と

い人各前に動の激ふと　脈離を俗に一切のとゝみ蠟

悔と登山をぬの如くせざれへ山中安穏を祈る

とり山或八十人或八廿人社を張び新造の浴衣を一枚

ふ云に蓋俗衆のこゝろ　ゝ志願ある者に本の米

刀を推乃行とこれを納むその本刀に必ず大祓成就の

四ケ字を書これを　**保納大刀とり**　**温風**　月　令　**黄雀風**　七月中　東南の

風あれどこれを黄　雀風とり五雑組　**鷹習を学ぶ**　雛のおのく巣

腐草螢となる　月　令　**溽暑**　暑さ日　**冬至**

誹諧に白雨の文字を用ゆ　と訓て近陵家曲已

法橋とり連歌師山崎　詩に知らるゝ　東鑑　詩に知らるゝ　**三伏**　三旬　夏至の第三の庚を秋伏と一四の庚を

中伏と一立秋の後初の庚を末伏とを

星を三伏と　陰陽書　**天貺の節**　會要に宋の玄宗祥

とり　府四年詔て六月六日を

天貺の節と　書言事　**土用**　夏の土用を中〻と云ふ

一年の中間にあり　中央土の位八の次第を辛の時代基の土用を

を以て火と金との間に土と位八火生土生金と相生の次第　**虫干**

虫拂　土用干　**鴛鴦凍**　鴛鴦とくに水をの類中くも

凍とゝ云へ　**霧涼**　**風蕭**　**青嵐**　一説に六月土用

中の空　雲の雲

ちく青くしたる天氣ふ東風のそよふくまに嵐と
うそぶる音嵐ハ山谷ふ立の横の風を恢あらしを
いふ

雲の峯　夏雲多奇峯　陶淵明詩

炎天　日盛

日やけ　日こがれ

納涼　私遊　凡納涼遊暑の比　江戸ハ両国橋を以
天下第一とす也川幅九百三十間。水清く流ること
東ふ流波青く聳へ西ふ富士白く立てり。右の品川茶代
嶋左ハ侍乳隅田堤。四橋　西国　大橋　永代　吾妻　長く横り。両岸柳
度く通ふ。往私ふ七月廿八日を以て
を限りとも。数千の茶店磨をつらねて百の花私
弦を合せ。或ハ糸竹管弦の曲。声妙をうふあれば。
音のうるしく指をなり。酒壺を私ハ天幕を織て。茶天
うる私ハ雪の方を漕ぐ。茶人を制ふまく永玉屋を以て
尚ふ陸ハ元町度ふ絶。勾欄の燈高く川風ふ靡く。高
人の燈篭竜火氣天ふ衝。月ふ見るものを。涼しく耳
ふ風くるのあとぐくふ臭あり。冬の子が
一を郷ふ。を郷ふ見の君ふれをうふ。

掛香

薫衣香　匂ハ代袋　光孝の御抄　香需歌　崔司
おもを六月の季れ出せよ
どもあぐ風流ふ多ふけ
れハ今別ふれを哉

泉　○泉殿○瀧殿○清水○清水寺○清水堀

○清水流

○清水流

さらし井　井戸智　さらし井も泉井
戸の水をふ

水うけ舟　運倍志　宵の年れ出せり

川狩　鯖釣

雲雀　雲雀鳥　趨鶴　鈴六月毛を久く日を
雀　あ〜江むに保明と練雲
雀とハ人毛を易るの時をのれ〜を速ふ〜ぶ趨に
ゐるを鈴ちくれを神ら〜むとれを雲雀鳥と
いふ

蝿　手文行脚　蝿ハ小出了〜見べ〜ぶ羽
てをあがろ　下或ハ誉茶ふあつまう飛ぶ
うり

房紙二列の侍れ
をる斧脚とう

曹　蝉の声

蝉時雨　蝉の多く鳴くをいふ
蝉ハ夏ハ蛙の鳴くをいふ

蝉の抜殻

殘蠅　秋ちゝ尽きを遺恨の育ふ蚊
秋ハ蚊多くなるゆゑ

竹の皮剥

百日紅　糸　花ハ百日紅といふ
樹滑とハ一名千年とも云木を樹滑と

射干　蓮　花も実も

池水草　莫傳

水芫荽　莫傳　つれみ草　以上蓮の異名

慈姑

河骨　麒麟草　赤草　夕貝

蘂の花　干瓢　新干瓢　むく　風蘭

凌霄の花　虎の尾草　釣鐘草

眼皮　蹄草　葛の花　楮の花

紙もき草　楮ハ青花なるゆゑ時節の移るゆゑ
去れハ青の葉れゝゆゑ白ハ雅

洛抛小楮とゝろを赤手とも云ふ紙を常ふ濾て
雪とゝろ〳〵く弥ゝ花麻ハ臭氣ありて下品ゝ楮
も殺敬おりく大和本草ふ山楮あり一名ゝ〳〵ひ
又山ごとゝふその木も草も楮ゝ似く葉ハ萩ふ似く
ふ〳〵四月小苗を生ず数尺ふなるを泊山に
あり花ハ萩ゝ似く莫ゝ夏のまゝ咲くその皮を剥
く楮の如くゝ莫ゝ紙ゝ濾
ゝ昔ハ楮を用ひ〳〵ゆゑ

綿の花　蒲の穂

青田　田草取　莫傳　秋ゝいとりて三度田ふ
ある一番ゝ二番ゝ三番ゝ

蘭を苅る　菅苅　藍苅　麻　麻苅

白麻苅　苧　搗麻　麻苅を苧と云ふ二番苅
を秋と也搗麻ハ白麻ゝ
搗の花の咲とゝろ極るも麻の名とも云ふ麻の花の搗
ゝ似くるもいゝ麻ゝ搗麻とハ搗て搗の
花ゝ似くるをいゝべきとゝ雲碇ゝ云ふ麻苅ゝ
麻の皮の浦梨とゝ云ふを丸ゝ搗の皮ゝ搗る白ゝ

のゑうべ　きうゝの麻　苴麻　苴麻の糸　麻のとうり　倍ふうつと

苧　苧麻　苧麻の糸　苧麻の糸を以　苧荷の筍　青蕃椒

紅豆　蒲豆　蒜の根　青鬼燈　荳蔻

世糸蕷　海藻　姫瓢　乾瓢　姫瓢糸九条の田間ふ出ッる糸

利休の如くその　甜瓜　濃列本巣郡之糸村是甜瓜の皇祖之武列川越尾列

青絵者浴の東寺駿列府中羽列七浦指列氷野泉列

塲の神の松をる名を的くり　和三　江戸迄在むれ居地

鳴子村迄車　指列泉糸郡田辺村小路村より金瓜出そのこと

ゝと賞誉也　金瓜　銀瓜　黄金の如三列より銀瓜

出そのいろ白銀のゆ　青瓜　これな田瓜のこと　東陵瓜

邵平ハ故秦の東陵候なり秦亡びて布衣となり

瓜を長安城のもれ種瓜をなり

ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

地ニ出ル故ニ筆ニ用ル竹の茶　麻花酒　豊後国の製ル
花ノ形ニ似タリ又切ニ炙ル　麻花酒又胡麻酒ト
ニ云南都法華酒ト後の麻花酒ト後或ハ
書或ハ玉ゴリトモイフ　石吹草　麻花酒　ハ麦ト後或ハ
肥後国ヨリ出ツ其の法糯米粒ニ炒ル食ヲ製
〻冬月寒水ヲ用ヒ麹ニ入ル中ニ水煙
草茅の敷ヲ以テ之れヲ覆ひ春ニ至テ
分ち土用ニ入ルヲ以テ之れヲ出セバ
既ニ熟ニ至リテ玉ゴリ
の名あり　酒方書

水飯　洗ひ飯　ら飯

乾飯

糒ヘ奥列仙堂及び
河列遠能寺ニ出ル者佳

葛水　破糟水

冷水麦

戸の御所ニ出ル
毎年夏暑ニ涂ヲ重ル
夏日市井の間小瓶を出シ
泉往還ニ暑ヲ苦ムヒト金ヲ
ムヒ之れヲ振テ氷水ト
主人側隅のそこ
ふ蓋

扱森水

心太

正字ハ石花菜
篠別字和名

産ヲ上ニ上ル又洗ヒ朝早の余在ヲ
蠣くしの製熱湯ヲ
ものし

沖繪　せど　鈴　簟

竹ヲ以テ編ム

竹奴

器　竹婦人○抱竜○脚馬
詩　〻ニ云ハン竹の竜ヲ
ヒヲ
ある
秘蔵ヲ
海〻ニ玉の新ヲ
當沙月ヲ自得
燕の招涼珠ヲ

涼臺　涼き玉

抱美の
涼ヲ月の
又明珠ニ燕昭王招涼之珠

雪　糸瓜の花　海月取　熱痛瘡

小児の所

夏ゲ

瘡ヲ

笑深き　笑の別　笑ひ後る

笑で隔る　友の限　友ること

蓑を脱ぐ　蓑の果　秋ふ隠る

秋をこそ　秋を待　来ぬ秋

富士の農男　富士の中腹四五月の比ふゝ雪の消ぬ内ふゝ宝永山の方ニ人の形の雪とく雪の消ぬるとありこれを農男と称ス云ふ歳雪ふる年もあり又ふらざるゝもあり田子の出人云農をこゝ云ふる年八五穀熟ス

田子の田植ゝもれ不二の農男　蓑笠隠居

農男ハ四月のもゝ来るゝ　この一番追加なるを
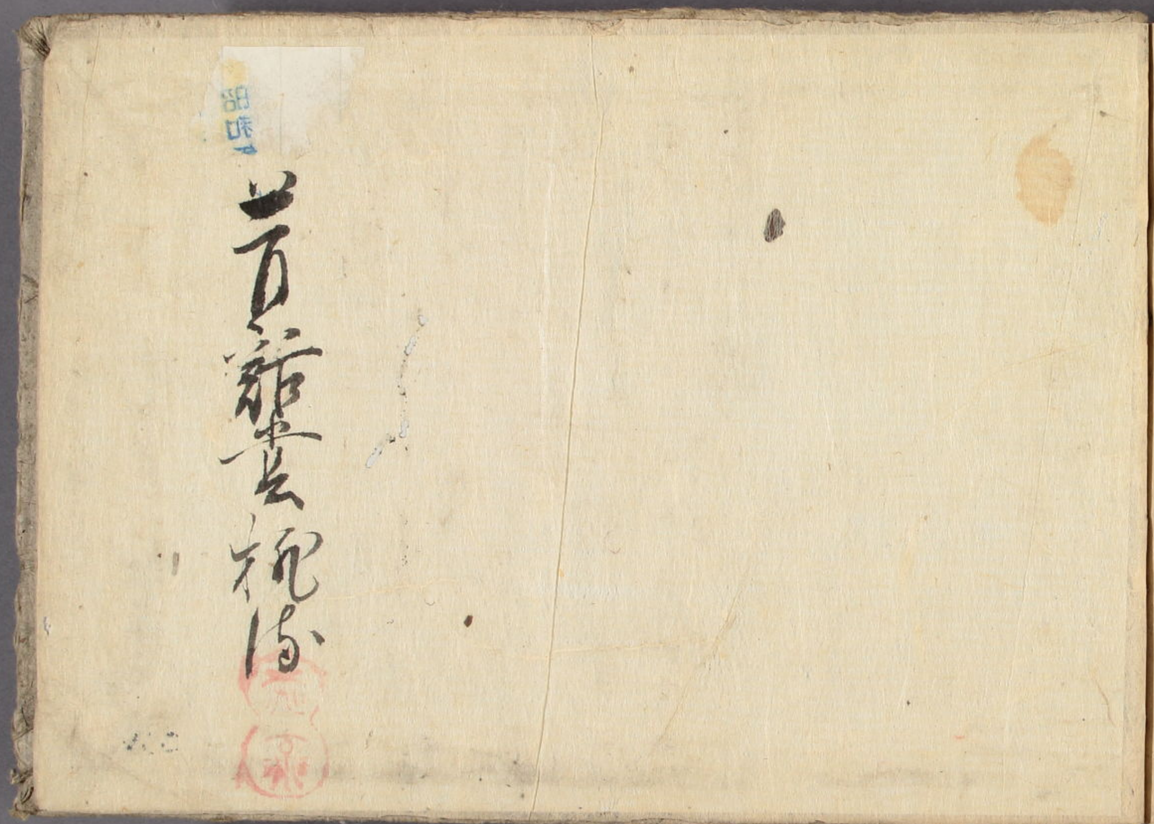
俳諧歳時記蓑之部畢